

210.3-Ka94㊦  
1200500729656

210.3  
KA94  
㊦

0  
複写



始



33.5.16

210.3  
KA94

7



川上多助著

日本古代社會史の研究

河出書房版



1906  
214

## 序

本書は著者の日本社会史の研究に関する舊稿十篇を擇んで、大凡年代順に排列したものである。各篇いづれも雑誌、年報等に掲載して嘗て世に問うた論文であるから、いまこれを一書とするについては字句を統一し、重複を整理せねばならず、殊に補訂を要するところも少くないのであるが、そのためには全部を書換へるやうになるので、その必要を認め多少手を加へたところもあるが、概して舊態を保存することにした。

本書の刊行については長友松本彦次郎氏の勸奨盡力に負ふところが多い。こゝに併せ記して謝意を表す。

昭和二十二年三月

著者

目次

一 部の研究	三
一 氏姓制度の概要	三
二 部の意義	七
三 部の編成	一〇
四 部の起源	一四
五 部の記念の性質	一六
六 部の職業的性質	二三
七 公民の解釋	三九
二 部の分化	五九
一 公民	五九

二品部、雑戸……………七九

三品部雑戸の解放……………二二

三 古代賤民制に就いての一考察……………二九

一 律令の賤民制……………二九

二 上古の賤民……………二四

三 律令の賤民解放制……………三四

四 賤民解放の趨勢……………四一

四 古代戸籍考……………二五

一 上古の戸籍……………二五

二 大化の改新と戸籍制度……………二五六

三 律令の戸制……………二六二

四 奈良時代の戸籍……………二六九

五 平安時代の戸籍……………二七七

五 王朝時代の浪人に就いて……………一〇一

一 浪人の意義……………一〇一

二 浪人發生の原因……………一〇二

(一) 班田收授法の衰頹(二〇五)——租税課役制度の缺陷(二三四)

三 浪人に對する政策……………一〇六

(一) 律令の浪人法(二四六)——(二) 檢括と編附(二五〇)——

(三) 移住の制限と獎勵(二五五)——(四) 課役の特例(二六一)

四 結 語……………一〇四

六 尾張國解文に就きて……………二六九

七 莊園の起源……………二九三

一 莊の原義……………二九三

二 奈良時代の莊園……………二九六

三 不輸の特典……………三〇〇

四 不入の特典……………三〇九

八 平安朝の莊園整理策……………三二三

一 莊園の特典……………三二三

二 延喜の莊園整理……………三三五

三 藤原氏の專政と莊園の整理……………三四三

四 延久の莊園整理……………三五三

五 新立莊園整理方針の確立……………三五六

六 莊園新立の概観……………三七〇

七 國司本所間の紛争……………三八六

八 保元の莊園整理……………四〇〇

九 武士の勃興……………四一五

一 兵制の變遷……………四一五

二 武士の起源……………四一九

三 源氏の興起……………四五二

四 士道の鍊磨……………四七四

一〇 都市としての鎌倉……………四八一

一 緒言……………四八一

二 開府以前の鎌倉……………四八二

三 人口に関する考察……………四八五

四 市政に関する考察……………四九三

日本古代社會史の研究



## 一 部の研究

### 一 氏姓制度の概要

我國の上古は歴史家の所謂氏族制度の時代であつて、氏族とは共同祖先から出た血族團體で、同じ氏に屬する人々を氏人といひ、同じく氏人の一人たる氏ノ上の統制に服してをつた。その地位は世襲的に略一定し、貴賤尊卑を分つためにカバネ(姓)の制が發達し、朝廷に仕へるその職務も世襲的に一定してをつた。而して氏族内部の統制が氏ノ上に任せられたのみならず、租税の徵收、夫役の徵發、乃至軍隊の編成も、氏族を單位として行はれた例は記紀に累見し、崇峻天皇の四年任那恢復の軍起さるゝや、紀男麻呂等を大將軍として「率<sub>二</sub>氏氏臣連<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>裨將部隊<sub>一</sub>」、二萬餘の軍を率ゐて出でて筑紫に居らしめた。大化改新以後、氏族本位のこれ等の慣行が廢せられ、少くとも法制の上では個人本位に改められたが、その遺風は延いて平安時代に及び、采女の徵發は氏ノ上がその任に當り、畿外の人民の京都移住を制限するにも氏ノ上をして各その氏人を取締らしめた。五位以上の

貴族が山城國以外に出づることの一般に禁ぜられたるに拘らず、春秋二期の氏神の祭祀には、特に之を許して、その祭祀に與ふることのできるやうにした。

もと氏人の少かつた氏族も、世を歴てその数の増加するに従ひ分裂の形勢を生じ、その一部は他の適當なる地を求めて移住し、或は新なる職務を以て朝廷に奉仕し、各本宗から別れて新に氏族として一單位を成した、かくの如くしても單一なる氏族から多數の氏族が分立するやうになつた。續日本紀延暦九年十一月の條に「夫物部連等各因居地行事、別爲百八十氏」といふのは必ずしも一物部氏に限ることではなかつた。これ等本支の氏族の間に一種の統制が行はれてゐたであらうが、その地位、勢力には自ら徑庭があつた筈で、氏族の貴賤尊卑を表はすカバネもそれに伴つて區別せられてをたつた。

カバネの種類は頗る多いが、上古では之を總稱して臣、連、伴造、國造といひ、臣連の勢力の最も大なるものが大臣大連として朝政に參與し、天皇輔弼の任に當つた。伴造は別に造といふカバネもあるが、臣連階級以下の、中央に在つて朝廷に仕へるものを總稱し、國造は本來縣主、稻置等と同じく地方官の名稱であるが、その世襲なるところから氏族の社會的地位を表はし、カバネに准せらるゝやうになつたもので、臣連伴造國造といふときは、中央に在つて朝廷に仕へる伴造に對して、地方に在つて朝命を奉じ、地方官の職務を行ふものを總稱して國造といつたのである。伴造國造は

併せて二造と稱し、臣連に比較して、その地位卑く、懸隔のあつたことが認めらるゝ。天智天皇の三年、大氏の氏ノ上に大刀を賜ひ、小氏の氏ノ上に小刀を賜ひ、伴造等の氏ノ上に干楯弓矢を賜はつたことがあるが、大氏小氏は細井貞雄の姓氏考の解説の如き氏族の本支關係はなく、單にその地位の優劣、勢力の大小を表はすに過ぎない。小氏の地位は大氏より劣るとはいへ、なほ伴造とは區別せられてゐたので、古語拾遺には同じ事を天武天皇の御代に係けて、中臣氏に大刀を賜ひ、忌部氏に小刀を賜はつたとあるが、これ中臣氏は大氏、忌部氏は小氏に擬せられたからで、中臣氏のカバネは連、忌部氏のカバネは首である。また伴造等の氏ノ上に楯矛弓矢を賜はつたことは、これより先き成務天皇の五年諸國に令して國造、稻置を置き、楯矛を賜つて表とせられた例を参照すれば、こゝに擧ぐるところの伴造は、その地位略國造と匹敵するものであることが明かであり、大氏小氏と稱するものと異なることが知らるゝであらう。

カバネは前述の如く氏族の尊卑を示す意義あるに拘らず、書紀の中にはカバネのあるもので之を略する例のあることを注意せねばならぬ。葛城襲津彦は武内宿禰の子で、玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣等の祖であるが、無姓になつてゐる。清寧天皇紀の「城丘前來目録」とあるものは、飯田武郷の説に據れば、雄略天皇の御代、新羅で戦死した「紀岡前來目録」の一族であるが、即ちカバネの連を略してある。蘇我倉山田石川麻呂も臣姓であるが、皇極天皇紀三年の條に無姓で始めて出てゐる。

る。故にカバネが見えないからといって直に無姓者と看做すを得ないので、清寧天皇紀、顯宗天皇紀の伊與來目部小楯は無姓であるが、國司として播磨に至り、新嘗の供物を辨じ、或は郡縣を巡行して田租を收斂すといひ、その地位から推して到底無姓であつたと思はれない。小楯は後に山部連となつたが、恐らくはその以前のカバネが傳はらなかつたので無姓となつてゐるのであらう。また卑姓の者にはこれを略することも多かつたであらう。崇峻天皇紀の捕鳥部萬の如き、物部守屋の資人であるが、資人は令制（軍防令）では内八位以上の子を取ることを得ず、但職分に充つるものは聽せといひ、八位内外の者が採られたのであるから、或は地方の卑姓階級の者なるやも知れぬ。また奈良時代になつても賜姓の事は國史に委しく載せられてゐるが、當時の文書の實例では、カバネを有するものでこれを稱しないことがある。試に大日本古文書十の天平年間の文書を檢するに、一五四頁に土師連東人といふ寫經生は四一六頁に土師東人とあり、三四七頁の爪工造五百足といふ經師は二二六頁に爪工五百足とあり、三五四頁の爪工連家麻呂は二五四頁の爪工家麻呂である。これ等の文書は、書紀の奏上後三十年許りの事であるから、これによつて書紀編纂の史料となつた記錄文書にカバネを略するものもあつたらうと思はれ、従つて書紀にもこれを擧げないやうになつたのではなからうかと思はれる。

## 二部の意義

各氏族にはこれに隸屬する、部と稱する一團の人民があつた。たとへば車持公に屬する車持部、膳臣に屬する膳部、土師連に屬する土師部、忌部首に屬する忌部、鳥取造に屬する鳥取部等、是れである。部の民はまた民部、私民部、部曲、品部、家人部とも稱せられ、その間に如何なる差別があつたかこれを審にするを得ない。書紀の古訓には民部をカキベ、部曲をウヂツヤツコ、カキノタミ、カキ、家人部をヤカビトラ、或はヤケビトラと訓み、品部については、本居宣長はシナシナノトモと訓んだが、古訓に據つたものかどうか明かでない。記紀では部は必ずしも「べ」とのみ訓まれず、いろ／＼に訓まれてゐる。その一はトモで、垂仁天皇紀に川上部をカハカミトモ、推古天皇紀に神部をカムトモと訓む。トモは伴の義である。垂仁天皇紀の川上部はまたの名を裸伴といひ、その文面では劔の一群を稱するのである。その二はラと訓み、神武天皇紀に倭直部をヤマトノアタヒラ、吉野首部をヨシヌノオプトラ、吉野國機部をヨシノクヅラ、菟田主水部をウタノモヒトリラと訓んでゐる。ラは等の義で、古事記には明かに紀の吉野首部を吉野首等、菟田主水部を宇陀水取等としてゐる。その三はトモノヲと訓み、神代紀下に五部神をイツトモノヲノカミタチと訓み、古事記にはこれを五伴緒に作り、また同紀「凡諸部備行、以奉養焉」の諸部をモロトモノヲと訓ん

である。その他、垂仁天皇紀には品部をトモノミヤツコと訓んでゐるが、これと同じく、職員令集解穴説に「泥部者古言波都加此乃友造」といひ、同跡説に「諸司伴部等皆直稱支造耳」○支は友の誤であらうとあり、奈良時代或は平安時代初期には部をトモノミヤツコと訓むことであつたことが證せらるゝのである。

要するに、部をトモ又はラと訓むのは、その群の義に據るので、天智天皇紀の百濟三部の部をタムラと訓むのも同じ意味である。またこれをトモノヲ、トモノミヤツコと訓むのは、部を統率する氏族についていふのである。即ち部は記紀に於て部に屬する民と、その主長たる氏族と、兩様の義で用ひられてゐるから、記紀を讀むものはその區別を注意せねばならぬ。また國造に對する伴造は前述の如く、或種のカバネを總稱するものであるが、この場合にトモノミヤツコと稱するのは、單に品部の主長たる意味で、カバネではない、故に言葉は同一であつても、その意義を異にする。蓋し伴造はその部民を率ゐて朝廷に仕へてゐたから、かくの如く、部民の主長をトモノミヤツコと稱するのであらうが、部民を統率するものは伴造にとゞまらず、臣連等のカバネを有するものもまた各これを領し、これを率ゐて朝廷に仕へてゐたのである。故に部民を領するもの必ずしも伴造ではないのであるから、部民を領する氏族がすべて伴造と稱されてゐたやうに解するのは誤とすべきであらう。

部はべと訓まるゝが、その語源については、これを國語として解するものと、漢字音として解するものと兩説がある。本居宣長はべはムレ(群)から起り、ムレが約まづてメとなり、メが轉じてべとなつたのであるといひ、上達部をカムタチメと訓む例などを擧げてこれを證し、姓氏考もその説を承けてべをムレの義と解してゐる。宮崎道三郎博士の部曲考には、天智天皇紀十年の條に據つて部をムラと訓む例(前掲の百濟三部)のあることを擧げ、部曲の朝鮮語は Muri 又は Maeni で、英米人はこれを譯して Company, Assembly と爲し、國語のムレと近似することを説き、宣長の説を以て餘程面白い説であるといはれたが、朝鮮で部曲といふのは聚落、村落の義で、漢籍に見ゆる如き私兵、私民の義がないからといつて、これに賛成することを躊躇せられたやうだ。

べは部の字音であるといふ説は、宣長の轉訛説を排斥するところから起つたので、内田銀藏博士はじめこれを唱へ、津田左右吉博士これに賛し、百濟の官司の諸部、都下の五部の制を引き、その百濟の部制に基づくことを論じて、朝廷の記録を掌つてゐた百濟の歸化人が本國の習慣を適用したのがその始を爲したのであらうといひ、或はまたはじめ歸化人によつて組織せられたトモに用ひられた稱呼が、古來存在してをつたトモ、後に設けられたトモに及んで、一般の稱呼となつたのであらうといはれてゐる。

## 三部の編制

氏族の血族團體たるに反し、部民の血族團體たる意義は毫も認むるを得ない。その原始状態は姑く措き、古史に見はるゝ部民についていへば、その血族團體たるべく想はしむる點は絶無といつて可からうと思ふ。

雄略天皇二年の條に穴人部成立の經過が載せてあるが、それに據れば、同年天皇は吉野の御馬瀬に幸して狩獵を行はれ、穴人部を置きたまはむとする思召であつたが、群臣これを察し奉るものなく、天皇頗る御不興であらせられたので、皇太后が率先して、能く穴脬を作るといふ膳臣長野を貢り、次いで厨人兎田御戸部、眞鋒田高大を貢り、その後大倭國造吾子籠宿禰以下、諸國の臣連伴造國造がその領する民を貢つて穴人部を置くに至つたといふ。膳臣はこれによつて穴人臣と成りしものゝ如く、姓氏錄に據れば、穴人朝臣、膳臣、共に阿倍朝臣と同祖で、大彦命の後である。また崇峻天皇紀二年の條には穴人臣鴈、天武天皇紀二年の條には穴人臣大麻呂の名が見えてゐる。

景行天皇が磐鹿六鴈臣（大彦命の孫）の功を賞して膳大伴部を賜はつたことは、景行天皇紀五十二年の條に見えるが、本朝月令に引くところの高橋氏文は詳にその事情を傳へてゐる。即ち天皇が日本武尊平定の國々を巡幸し、上總國安房浮島宮に入らせられた時、磐鹿六鴈は皇后八坂姫の命によつて、白蛤、堅魚を脬その他に料理して、葛飾野の御遊獵を終つて還幸せられた天皇に奉つたところが、天皇の御感に預り、膳大伴部を賜はつたのであるが、天皇は六鴈に勅して、

大倭國者、以行事<sub>二</sub>負<sub>一</sub>名國奈利、磐鹿六鴈波我王子等爾阿禮、子孫乃八十連屬爾、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天、○<sub>中</sub>此行事者、大伴立雙天應<sub>二</sub>仕奉<sub>一</sub>物止在止勅天、日堅日横、陰面背面乃諸國人乎割移天、大伴部止號天賜<sub>二</sub>磐鹿六鴈命<sub>一</sub>、又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子、各一人令<sub>レ</sub>進天、平次比例給而依賜支、山野海河者多爾久久乃佐和多流岐波美、加弊良乃加用布岐波美、波多乃廣物、波多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供<sub>二</sub>御雜物等<sub>一</sub>、兼攝取持天仕奉止依賜、

即ち天皇の勅によつて日の堅、日の横、陰面背面、諸國の人を割き移して大伴部と爲し、また諸氏人及び東方十二國の國造の幼兒を進らしめ、磐鹿六鴈をして、これをすべて統率せしめたといふのであるから、膳大伴部の部民相互の間に血族關係の有り得べき筈は無いのである。膳大伴部は古事記<sub>景行天</sub>にも膳之大伴部と見え、大伴といふのは單に伴の人員の多いことを稱するに過ぎないので、膳部といふに異ならない。磐鹿六鴈は六鴈命或は六鴈臣といひ、紀には六鴈を以て膳臣の遠祖といひ、記<sub>孝元天</sub>には大彦命の子比古伊奈許志別命を以て膳臣の祖とするけれども、姓氏錄には六鴈を大彦命の孫とするから、六鴈は比古伊奈許志別命の子である。

部民には、かくの如く諸氏の進貢の外に、刑罰の意味で部民とせられたものもあつた。雄略天皇

紀十一年の條に、鳥官の預つてをつた鳥が菟田人の狗に噛まれて死んだので、天皇は鳥官の面に諒みして鳥養部と爲し、これをまた非議した信濃武藏の直丁を罪して鳥養部とせられたことがある。また雄略天皇は根使主の讒言を信じたまひて皇后幡梭皇女の兄大草香皇子を殺したが、後に根使主が皇子を構陷したことが露はれたので、天皇は兵を遣はしてこれを誅し、その子孫を二分して、一分は茅渟縣主に賜はつて負養者と爲し、一分は大草香部の民として皇后を封ぜられた。

次に部の中には、戦争のために異民族が我軍の捕虜となり、我國に來つて部民となるものがあつた。景行天皇の御代、神宮に獻じた蝦夷が晝夜喧噪甚しきため、これを御諸山の附近に移したが、彼等は神山の木を伐り、隣りに叫喚して人民を脅かしたので、更にこれを畿外の國々に移したが、是れ播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波、五箇國の佐伯部の祖であるといふ。また神功皇后紀五年の條に、葛城襲津彦が新羅の草羅城を抜いて還つたが、その時の俘人等は今の桑原、佐原、高宮、忍海、すべて四邑の漢人等の始祖であるといふ。これ等の俘人は部民となりしものゝ如く、肥前國風土記に忍海漢人のをつたところを漢部郷と稱したといふ。また俘虜ではないが、應神天皇の三十一年に新羅調使が火を失し、諸國から貢上した五百艘の船を武庫水門で一時に焼いたので、新羅王が大に驚き、その國の良工を買つたのが猪名部等の始祖であるといふことが書紀に見えてゐる。

かくの如く部民の生ずる事情はそれゝ異なるので、部民全體として血族的關係の存在すること

は考へ得べからざることである。従つてまた部民を統率する氏と部民との間に血縁的關係の無いことは明かである。たゞ韓漢蝦夷等の異民族から成立する部に於ては民族的血縁の存在することの認めらるゝが、これ等の部に於ても、秦造と秦民の如く、部民もその伴造も同民族たる例はあるが、それすら必ずしも一定してをるのでは無い。佐伯部は蝦夷から成立する部であるが、佐伯直は景行天皇の曾孫伊許自別命の後で、應神天皇の御代、伊許自別命が詔によつて播磨の蝦夷を治めたといふことが姓氏錄に見える。佐伯氏には、その他、宿禰、連、造、首の姓を有するものがあるが、皆神別の氏である。猪名部は前記の傳説によつて新羅人なるべく思はるゝが、猪名部造は饒速日命六世の孫伊香我色乎命の後といひ、爲奈部首は百濟國人中津波手の後といひ、新羅人がこれを統率する傳説は無い。

一氏族に隸屬する部民の數は、その勢力の大小によつて多くも少くもあり、もとより一定しないわけであるが、欽明天皇紀には秦人の戸數すべて七千五十三戸、大藏掾を以て秦伴造とすることがあり、姓氏錄には雄略天皇の御代、諸國に散在せる秦氏九十二部一萬八千六百七十人を求め得て秦造酒に賜ふことがある。これ等の數字も、當時に於ては最も記録に富んだと思はれる秦氏のことであれば、何等か據る所があつたとも思はれ、妄に無稽の文字として斥け去ることはできないであらう。欽明天皇十七年紀に土師連の祖吾笥が詔を奉じて、攝津國來狹狹村、山背國內村、俯見村、伊

勢國藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進め、名づけて贊士師部としたとあるが、これに據れば、土師連の氏人がこれ等の國々に住み、各部民を私有してをつたことが考へらるゝ。また安閑天皇紀には大河内直味張が春秋二期每郡各鏝丁五百人を獻することを約してその罪を免され、攝津三島竹村屯倉の河内縣の部曲を以て田部とすることはこゝに起るといふ。もとよりその數字を嚴密に考ふる必要は無いが、秦造や土師連乃至一地方の豪族たる氏族にしてかくの如く多數の部民をもつてゐたとすれば、雄略天皇の御遺詔に「民部廣大充<sub>ニ</sub>盈於國<sub>一</sub>」と仰せられた大臣大連等の部民の數は遙かにこの上に在つたことゝ思はねばならぬ。

#### 四部の起源

記紀その他の古傳に見はるゝところでは、部の編成は悉く天皇の思召に出で、軍事、行政、財政その他、皇族の御名を後世に傳へむとする必要などから、臣連以下の諸氏に命を傳へてその民を獻せしめるやうになつてをり、後世の學者もまたこれによつて部の起源を説き、文獻の足らざるところを補はむとしてゐる。併しながら、朝廷で新一の部を定むる必要があるからといつて、隨意に多數の人民を駈り聚めて一氏族の配下に屬せしむることは非常なる權力を要することであつて、皇威の盛なるに至つて初めて行はるゝことで、記紀の所傳を全面的に肯定せざる限り、朝廷に當初よ

りかくの如き權力があつたと見るのは疑問とすべきであらう。然るに國史の初めに於ても、有力なる氏族には、これに隸屬する多數の人民のあつたことは考へらるゝことで、神武天皇を速吹の門に迎へ奉り、御東征の先導を承つた椎根津彦、一柱騰宮を菟狹川上に造つて大御饗を天皇に獻つた菟狹津彦、菟狹津媛の如きも、この種の豪族と解せられよう。椎根津彦は紀に國神といひ、倭國造、倭直の始祖であり、菟狹津彦は記に土人<sub>（とこじん）</sub>といひ、菟狹國造の始祖としてをる。その他、大和に於て皇軍に抗して後服從した國神、八十梟帥、魁帥<sub>（くわいしゅ）</sub>など稱せられたものも皆この地方の豪族で、各多數の部下を擁してゐたのである。而してこれ等の豪族が皇威に服し朝命を奉ずるに至れば、その地方に在る者は國造縣主となり、その中央に在つて直接朝廷に仕へるものは臣、連、伴造となり、その配下にあつた人民は部民となるわけである。同じく神武天皇紀に就いて見るも、椎根津彦の倭國造となる外、「菟田縣之魁師」弟猾は猛田邑を給はつて猛田縣主となり、「磯城八十梟帥」弟磯城は磯城縣主となり、「國神」贊持の子は阿陀の鸕養の祖、同井氷鹿は吉野首等の祖、同石押分の子は吉野國樞の祖、弟猾は宇陀主水等の祖であるといふ。皇威の發展するに従ひ、これ等の氏族が漸く皇化に浴し、各朝命を奉じて一定の職務に就き、朝廷に勤仕するやうになつたのであるが、それと共にその氏族に隸屬する人民もまた主長の統率の下に朝廷に仕へるやうになるので、皇室と氏姓階級と部民階級との關係がかくの如き事情から起り得べきことは考へらるゝことである。而して朝廷は

次第にこれを整理して組織立て、更にその必要とするところに従ひ、新に部を興すやうにもなつたのが、今日吾人が記紀によつて見るところの部でなからうかと思ふ。

### 五 部の記念的性質

記紀その他の古傳に就いて新に部のできた時の事情を載せた諸例を検するに、仁徳天皇の十三年始めて茨田屯倉を立て、これによつて春米部を定め、雄略天皇の二年皇太后の主唱によつて安人部を定め、同十七年土師連等に勅して朝夕の御膳に盛るべき清器を進めしめ、贊土師部を定めたるが如きは、供御の必要から起つたものであるが、かくの如き實際上の必要からでは無く、單に功業を記念し、或は天皇、后妃、皇子の御名を後世に傳ふる目的で、新に部を定めたものがある。今姑く前者を職業的品部と名づけ、後者を記念的品部と名づけて、兩者を區別することとする。從來部民の職務を論ずるものは専ら前者の職務についてのみ論じ、後者については殆ど注意しないやうに思はるゝがどうであらう。津田博士が部の起源を論じ、周書百濟傳の「各有部司、分掌衆務」といふ句を引き、我國の部と百濟の部の制度との類似を挙げ、我國の部を以て全く官司と同じやうに解せられてゐるのも、その一例である。併しながら記紀に就いて見ても、記念の意味でできた品部の數は、職業的品部と比較して必ずしも少いとはせられないので、大化の改新に關する詔勅で、部民

の解放として問題となつてゐるのは寧ろこの種の品部が重きを爲してをつたやうに思はるゝのである。故にこゝでは先づ品部の記念的性質について考へることにする。

上古に於ては事功を記念する感情が熾烈であつた。伊豆國から貢つた官船枯野が腐朽して用に堪へないやうになつたが、應神天皇はその久しく官用に供した功を忘るべからずとせられ、群卿に詔して、その船の名を後世に傳ふべき方法を講ぜしめた程である。皇族臣民の著しき事蹟に對しても永久にこれを記念せんとするところから、その一方法として新に部を定むることが行はれた。垂仁天皇の皇子譽津別王は三十歳になつても物言ふことができないでをつたが、王が湯河板擧の捕へて獻じた鶴を弄び急に物言ふやうになつたので、天皇は板擧の功を賞せられ、姓を賜はつて鳥取造といひ、これよつて鳥取部を定めたといふのが、鳥取部成立の由來である。また履中天皇が兩枝船を盤余市磯池に泛べて遊宴を催され、膳臣余磯が酒を獻じたが、折しも冬十一月であるに拘らず、櫻の花片がいづくともなく飛び來つて御蓋の中に落ちた。天皇はこれを異みたまひ、物部長眞膳連を召してその櫻樹のあるところを尋ねしめられたが、長眞膳連はこれを按上室山に獲て獻つた。天皇歡びたまひ、宮名を磐余稚櫻宮とし、長眞膳連の本姓を改めて稚櫻部造とし、膳臣余磯を稚櫻部臣とした。この改姓に伴つて長眞膳連、膳臣余磯に屬してゐた部民もまた稚櫻部と稱ふるやうになつたのであらうと思ふ。



また上古の名を重んずる精神から出で、天皇、后妃、皇子の御子なく、崩御薨去と共に、その御名の全く絶えてしまふことを憂へたまひて、新に一の部を定め、その御名を取つて部の名稱とし、部によつて御名を後世に傳へむとすることが行はれた。かくの如き意味で編制された部は御名代、御子代といはれる。壬生部、乳部と稱せられたものもこの種の部と解せられる。例へば、武烈天皇は皇子のないため、御名によつて小泊瀬舎人部を置かれたが、その詔には「傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀬舎人、使爲代號、萬歲難忘者也」と見えてゐる。繼體天皇の八年、皇太子妃春日皇女は御子の無いことを悲み、「臥床涕泣、惋痛不能自勝、」これを皇太子に訴へて「無嗣之恨、方鍾太子、妾名隨絶」と申されたが、天皇は皇太子よりこれを聞召されて、その衷情を憐みたまひ、「汝妃之詞深稱於理、安得空爾無答慰乎」と仰せられ、匣布屯倉を賜はつて皇女の御名を萬代に表はしめたまふといふ。匣布は大和添上郡の地で、春日に近く、これによつて皇女のために御名代が定められ、安閑天皇紀に春日部采女とあるものはその御名代所屬の民であらう。

併し御名代は必ずしも繼嗣のなき時にのみ置かるゝものではなく、日本武尊には七人の王子女があつたが、景行天皇はその功績を傳へむがために武部を定められた。また古事記には、仁徳天皇の御代、皇后石之日賣命(紀の磐之媛)の御名代として葛城部を定め、皇太子伊邪本和氣命(履中天皇)

の御名代として壬生部を定め、皇子瓊之水齒別命(反正天皇)の御名代として瓊部を定め、御子大日下王の御名代として大日下部を定め、同若日下部王の御名代として若日下部を定めたことを擧げてあるが、伊邪本和氣命、水齒別命は皇后の御生みになつた皇子である。大日下王は書紀の大草香皇子で、眉輪王はその御子である。若日下部王は書紀の幡梭皇女で、後に雄略天皇の皇后となられた方であるから、もし仁徳天皇の御代果して皇女のために御名代を定めたとすれば、もとより御子の有無には關しなかつたわけである。また御名代といつても必ずしも御本名を稱するとは限らず、磐之媛皇后は葛城襲津彦の女で、葛城はその御實家のあつたところであつたから、これによつて皇后の御名代を葛城部と稱したのである。允恭天皇が皇后の御名代として刑部を定められたのも、皇后は記に忍坂之大中津比賣命と申し、忍坂はその御實家の在つたところだからである。同天皇が妃衣通姫の名を後世に傳へむと思召され、諸國造に課して藤原部を定められたといふのも、衣通姫は藤原宮に居つたから、その宮殿の名を取つて名づけられたのである。上古に於ては、居住の地が本名と共に呼ばれ、或はその地名が人名となることも多いのであるから、御本名を傳ふると同じ意味で、何等か關係のある地名が御名代に名づけられることはもつとも有り得べきことである。

記念的品部は、或事功を後世に傳へ、又は皇族の御名の絶ゆるのを防ぐために定めらるゝのであるが、これによつて前述の職業的品部と稱するものと劃然と區別するを得ない。清寧天皇は御子

代として白髪部を置かれ、古事記には「此天皇無皇后、亦無御子、故御名代定白髪部」とあるが、書紀に據れば白髪部に舍人、供膳、靱負の三種のあつたことが知られ、御名を傳ふることに外に、各その職とするところのものゝあつたことがわかるのである。安閑天皇の二年に置かれた勾大舍人部、勾靱負部も、天皇の御名勾大兄廣國押金武金日によつて稱する御名代で、白髪部の例に據れば、これも單に勾部とも稱せられたであらうと思はれる。また刑部が允恭天皇の皇后忍坂大中姫命の御名代として定められたことは記紀に見えるが、本居宣長に據れば、後の刑部の職はこの部の人の掌るところであつたといふ。

かくの如く、この種の記念的品部の中にも一定の職業を有するものがあつたけれども、その多くは農耕の業に従つてをつたこと、思つてよいであらう。姓氏錄丹比連の條に、仁徳天皇の御代、皇子瑞齒別尊のために多治比部を諸國に定め、皇子の湯沐の邑と爲したとあるのは、御名代を領地と解した例である。また雄略天皇紀十四年の條に「天皇命有司、二分分子孫、一分爲大草香部民以封皇后」云々といひ、皇極天皇紀元年の條に上宮の民を封民と稱し、御名代の民を屬せしむることと「封」の字を用ひたのも、御名代に領地の意味のあることから起つたのであらう。故に御名代御子代は一般に部民によつて御名を傳ふるに拘らず、繼體天皇紀、安閑天皇紀には、皇妃のために屯倉を立て、これによつて御名を後世に傳へむとすることが見え、土地そのものを御名代御子代と

することがあり、孝徳天皇紀の大化二年の條に、難波の狹屋部邑の子代屯倉と稱する例がある。また播磨風土記に據るに揖保郡越部里はもと皇子代里といひ、安閑天皇の御代、但馬君小津が朝恩を蒙り、姓を賜はつて皇子君と稱し、三宅をこの村に造つて仕へ奉つたといふ。これ等の例に於ては、御子代といつても御名を傳ふるといふ本來の意義が軽く、その土地、言換へれば經濟的意義が重きを爲すやうになつたのである。

御名代御子代の民を統轄するものは、白髪部を領すものが白髪部造（白髪部造は天武天皇の十三年連姓を賜はる）である如く、その御名を負ふところのカバネを稱する例である。この點は物部を領するものが物部連、忌部を領するものが忌部首であると異ならない。従つて御名代を領する氏族のその傳ふる御名の天皇皇族に對する關係はどうであらうとも、御名代の部民はこれを領する氏族の管理に屬するものである。これ等の氏族はその稱する御名の方と縁故の深いものが選ばれるのが通例であるやうに思ふ。雄略天皇が大草香皇子のために大草香部を定めらるゝや、皇子に殉死した難波吉士日香香の子孫を求め、大草香吉士としてこれを領せしめた。日本武尊の御名代は武部であるが、武部君は尊の子稻依別の後である。安閑天皇から難波狹屋部邑子代屯倉を賜はつた宅媛は物部木蓮子大連の女で、姓氏錄に佐夜部首とあるものは伊香色雄命の後である。佐夜部首が難波狹屋部の御子代を領した氏であるとすれば、その屯倉は宅媛の實家の管理に屬したことゝなる。

歴史地理第  
三十三卷

喜田貞吉博士御子代御名代考参照。また仁徳天皇は皇妃八田皇女のために御名代として矢田部を定められた。皇女の御母は記紀共に和珥日觸使主の女宮主宅媛とするが、舊事本紀に據れば、皇女の御母は物部山無媛といひ、その弟物部大別連が矢田部連の姓を賜はり、矢田部の氏ウチノノミヤツ造となつたといふことである。もしそれが事實であり、矢田部造が矢田部を領したものとすれば、御名代の管理は八田皇女の外戚の一族に歸したわけである。

御名代の御名を稱ふる后妃皇族とその御名代を領する氏族との間に存するかくの如き關係は、皇室の保護の下に、その氏族の利權を擴張せしむる所以となつたやうに疑はるゝ。殊にその后妃皇族に御子孫の無いか、後に全くその後裔の絶えた場合に、御名代の全權を掌握するものは、直接これを管理する氏族であらねばならぬ。故に繼體天皇以後、大臣大連の勢力盛なるに従ひ、御名代御子代の新立も急に増加せしものゝ如く、大化改新の詔は再三その弊を指摘してをり、これを廢してその土地人民を國家の土地人民とすることに最も力を盡された。大化元年九月の詔には

自古以降、毎天皇時、置標代民、垂名於後、其臣連等伴造、各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼并數萬頃田、或者全無容針少地、

と見え、「各置己民、恣情驅使」とあるに據れば、御名代の民は天后后妃皇族の御名を負ふとはいへ、事實は臣連二氏の民で、國縣山海林野池を爭奪するは、御名代として皇族の名義を借りて行

はれたのでないかと考へられる。次いで大化二年正月改新の詔を宣せられたが、その第一に「罷

昔在天皇等所立子代之民處々屯倉」云々とあり、同三月皇太子中大兄皇子の奏請にもまた

天皇問於臣曰、其群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部及其屯倉、猶如古代而置以不、

と見え、臣連二造の所有に歸した御子代御名代を廢すべき否やを御諮詢あらせられた。大化三年四月の詔にも、御名代御子代の多きに過ぐる情弊を擧げて左の如く宣べられてある。

既而頃者、始於神名天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率土民心固執彼此、深生我汝、各守名々、又拙弱臣連伴造國造、以彼爲姓、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々、前々猶謂、三人々也、奚以神名王名爲入路物之故、入他奴婢、穢汗清名、遂即心不整、國政難治、

## 六 部の職業的性質

職業的品部と稱せらるゝものは、朝廷に對する特定の職務を奉ずるために置かれた品部をいふのであるが、その職務の性質について考へれば、その部民が必ずしも悉くその職務に與かつたやうに思はれないところがあり、その名に負ふところの職業も、これを領する氏族の世襲的に朝廷に仕へ

る職務に過ぎないかと思ふところがある。膳大伴部が磐鹿六馬の故事によつてできたといふ傳説は前段に述べた如くであるが、膳大伴部の職掌が單に天皇の供御に與かることであれば、その性質上近畿地方に住まねばならないし、大伴部などいふやうに多數の部民を要することもなかつたであらうと思はれる。膳大伴部大麻呂、その他同じ部名を稱ふるものが大寶二年豊前國上三毛郡戸籍に見えるが、これ等の人民が上古以來同國に居住してゐたものならば、その到底供御に與かるべからざることはいふまでもない。それで膳大伴部の一部のものは勿論大膳職に與かつてゐたであらうが、これを置いた主なる目的は大膳職のためではなく、磐鹿六馬が大膳職を以て朝廷に仕へた功績を後世に傳へるために「膳」を名とする部を立てたのであるといふ解釋も下し得ようと思ふ。垂仁天皇が湯河板擧の功を賞して、鳥取造といふカバネを賜はり、これによつて鳥取部を定めたといふことが記紀に見え、また播磨風土記には、神功皇后が新羅征伐のために進發せられ、御船淡路の石屋に御停泊ありしが、偶々風雨大に起り、百姓悉く濡れた時に、大中子なるものが苫を以て屋を作り、これを防ぎ凌いだので、苫編首といふカバネを大中子に賜はつたといふことがあり、苫編部犬猪といふ名も同書に見えてゐる。これによれば鳥取部を置いたのは湯河板擧の功績を記念し、苫編部を置いたのは大中子の功績を記念するためで、單にその名稱によつて鳥取部は鳥を捕ふることを業とし、苫編部は苫を編むことを業とするものと解するのは理由のないことである。もとよりこれ等の

傳説が直に事實であるとは考へられない、或は鳥取造が鳥取部を領し、苫編首が苫編部を率ゐて朝廷に仕へた當時の事實を説明するために作られたものだらうが、これ等の傳説を通じて、鳥取造が鳥取部を領し、苫編首が苫編部を領するについては、その祖先に何等かの功績があつてこれを領するに至つたのであると考へられてゐたことは事實として信じてよからうと思ふ。また鳥取部が湯河板擧の功績を傳へ、苫編部が大中子の功績を傳ふるためにできたと思つても、鳥取造が鳥取部を率ゐて朝廷のために鳥を取り、苫編首が苫を獻することを否定するものではない。たゞそれは鳥取造、苫編首の調賦或は貢獻として行はれたので、それが主要なる目的で鳥取部、苫編部を置いたのではないと考へるだけのことである。

職業的品部が單にその職務技術のために置かるゝのであれば、同一の職務に二種以上の品部の存在する理由が解せられない。たとへば祭祀に關する中臣部、忌部、武人としての物部、久米部等の如き、中臣氏と忌部氏との間、物部氏と久米氏との間にこそ職務の分擔もあらうが、中臣部と忌部との間、物部と久米部との間には、職業として何等の區別もなく、たゞその主長を異にするといふだけで、部民としてのその職務は略同一の事をやつてをつたではないかと思ふ。神祇令に天皇踐祚の日、中臣が天神の齋詞を奏し、忌部が神靈の鏡劔を奉る規定があり、上古の慣例に據るものはあらうが、それは中臣氏忌部氏の職務で、所屬の部民等の與かり得べき性質のものではない。そ

れで部民としての中臣部と忌部との岐るゝところは、各その所屬を異にする點に在つて、中臣連に屬するから中臣部、忌部首に屬するから忌部と稱するにとゞまり、畢竟その主長の名を傳ふるに過ぎないのでなからうか。物部、久米部も同じく、物部連に屬するから物部、久米直に屬するから久米部と稱するので、物部あつての物部連、久米部あつての久米直ではなからうと思ふ。

また供御について考ふるに、膳臣がその祖磐鹿六廐以來膳大伴部を率ゐてその職を掌る外に、應神天皇の御代、安曇連の祖大濱宿禰は海人の宰となり、海人部を率ゐて海産物を獻じ、爾來その後裔は膳臣と共に代々供御に與かり、朝廷に行はるゝ神事には兩氏より供物を奉つたが、靈龜二年の神今食に供膳の前後について論争を生じ、奈良時代を経て、延暦十一年に至りやうやく解決を告げた。日本後紀本朝月令參照これに據れば、海人部は海産物を獲つて朝廷に獻するのがその職務であるやうに見えるが、恐らくはもとより海人部を領してゐた安曇連が供御に與かるやうになつたので、海人部の供御に關する職務を生じたのであらう。それ故、供御は安曇氏の職であつても、海人部は單に漁獲を職とし、その一部を安曇氏に送るにとゞまり、直接供御には關係がなかつたのである。また前に述べた穴人部も、雄略天皇の御代、供御のためにできた品部であるが、雄略天皇紀七年の條の注記に、吉備臣弟君が百濟から還つて漢穴人部を獻つたことが見えるから、穴人部とは別に漢穴人部があつたことになる。穴人臣廐の名は崇峻天皇紀に、穴人臣大麻呂の名は天武天皇紀に見え、穴人

臣は天武天皇の十三年カバネを賜はつて朝臣と稱し、姓氏錄に據れば大彥命の男、彥背立大稻腰命の後といひ、膳臣から別れたものである。穴人臣が供御の職を以て朝廷に仕へたことは事實であらうが、穴人部が直接供御に與かることは考へられないことで、たとひ與かると稱しても、單に山野に獵して供御に奉るべき鳥獸を獲る程度のもので、阿曇連に屬する海人部が魚獲の物を獻ると同じ例であらう。

これ等の部民が所屬の氏族に従つて朝廷に奉仕するといふのは、その全部が皆その職に従つてゐたわけではない。朝廷に奉仕するとなれば、その居住の範圍も自ら制限せられて、近畿地方以外に出づることは許されない筈で、令制諸寮諸司に屬する品部雜戸の大部分が畿内に住し、たゞその一部が近江紀伊の兩國に居つたのが好い例である。然るに忌部物部その他の氏族品部にして他の國々に集團を成して居住したものゝあつたことは、記紀その他の古史に多くの例證があり、大寶養老の戸籍について見てもわかる。それ故、これ等の部民は朝廷に仕へるとしても、令制の品部雜戸の如く、期を定めて上京し、その職務に就くか、或は地方に在つて、その收穫生産物を所屬の氏族に送つて朝廷の御用に供するに過ぎないであらう。従つて職業的品部も専らその業に服するといふことは無いので、少くとも一部のものは農耕を業としてゐたのである。

山守部、山部は山林を管理するを職としたやうに解せられてゐるが、仁徳天皇の御代、額田大中

彦皇子は倭の屯田を以て是れ本より山守の地なりといつてこれを横領せむとし、朝廷はその疑義を解決するため、出雲臣の祖淤宿禰の弟吾子籠を韓國より召喚したことがある。この事を傳へた書紀の大中彦皇子は大山守皇子の誤にあらずやと思はるゝ節もあるが、書紀の本文に従へば、大中彦皇子は山守部を總領し、山守の地と稱して倭の屯田を掠めむとしたのであるから、山守部を領するものが田地を領することは認められてをつたわけで、これを耕作することは、また部民たる山守部の仕事であつたと思はれるのである。山守部はまた山川林野を掌るその職務の上から、新に開墾するに適當なる土地を得る便宜があつたと見え、山守部を領することは致富の一方法であつた。顯宗天皇御即位の初め、來目部小楯の功を賞し、その欲するところを問はせられたとき、小楯は山官たらむことを望み申したので、天皇は小楯に山部連のカバネを賜はり、山守部を民部と爲さしめたが、これによつて小楯は「富莫能儔」といふに至つた。

古事記には、垂仁天皇が皇后沙本毘賣命の御兄沙本毘古王の稻城を攻めしめ、その中におはした皇后を救ひたまはむとして、輕捷の力士を選んで稻城の中に入らしめたが、その力士は皇后の御手を取つて救ひ奉らむとしたところ、御手に纏くところの玉の緒の斷絶したため、遂に皇后を救ひ出し奉ることができなりましたので、天皇はその玉を作つたものを惡み、皆その地を奪はれた。それで不得地玉作といふ諺があつたといふ。古事記傳にその地を糎地、田莊と解するのは果して妥

當なるや疑ふべきも、この傳説の中に、玉の細工を業とする玉作部に農耕の地のあつたこと、その土地の無い玉作部は寧ろ異例に屬したことが知らるゝのである。

また或種の部に於ては、その職務の性質上、他の部と同種の産業を營むものがあつたことが考へられる。忌部氏は神祇の祭祀に與かり、その必要から神幣を造つて獻じたが、忌部首の遠祖太玉命が神を祭るとき阿波國忌部の遠祖天日鷲神は木綿を作り、紀伊國忌部の遠祖手置帆負神は作笠者となり、彦狹知神は作盾者となり、天目一箇神は作金者となり、櫛明玉神は作玉者となつたことが神代紀天磐戸の變、天孫降臨の條參照に見えてゐるが、古語拾遺には、手置帆負命は讚岐國、彦狹知命は紀伊國、天目一箇命は筑紫伊勢兩國の各忌部の祖となつてをり、櫛明玉命だけが忌部でなく、出雲國の玉作部の祖となつてゐる。古語拾遺にはまた神武天皇の橿原に即位せられたとき、太玉命の孫天富命をして手置帆負、彦狹知二神の孫を率ゐて、齋齋齋鉏を以て山林に料材を伐採し、正殿を構へしめ、忌部の諸氏を率ゐて種々の神寶、鏡玉矛盾木綿麻等を作めしめ、その御祈玉は櫛明玉命の孫、その木綿、麻並に織布は天日鷲命の孫が作つたといふことである。これによつて見れば、忌部氏の職務は主として祭祀に在るにしても、忌部氏に屬するも、中には前掲各種の手工業、農業に就くものがあつたのである。

物部氏は武官として宮闕の警衛に當つてゐたが、崇神天皇が大田田根子をして大物主神を祭らし

めたとき、天皇は物部連の祖伊香色雄を神班物者と爲し、物部の八十手が作つた祭神之物を天神地祇に獻らしめた。これを古事記には「又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶<sup>此三字以定奉</sup>天神地祇之社、又於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛、又於大坂神、祭黑色楯矛、又於坂之御尾神及河瀬神、悉無遺忘、以奉幣帛也」とあつて、平瓮、楯矛、恐らくはその他神物としての必要なものは、物部の八十手、即ち物部氏に屬する多數の手下によつて作られたのである。手下は即ちその部民であらう。

また書紀には、垂仁天皇の三十九年、五十瓊敷命が茅渟の菟砥の川上宮に在つて劔一千口を作りその劔を川上部と名づけ、これを石上神宮に藏め、後、勅命によつて神宮の神寶を主つたといひ、川上部は劔の名のやうになつてゐるが、古事記には、命が鳥取の河上宮にましくつて、横刀一千口を作らしめ、これを石上神宮に奉納したことを載せて「即坐其宮定河上部也」とあれば、河上部は命の宮殿の名を採つた一般の部と解せられる。今古事記に従ふこととするが、書紀の一書には、その時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、合せて十種の品部を五十瓊敷命に賜はつたとある。これ等の品部は、命が石上神宮を祭り、また上古には兵器を捧げて神を祭り、神宮を一種の兵庫としてゐた關係から、兵器を作り或は修繕する必要のために命に賜はつたものと思はれ、河上部編成の一要素となつたものと考へられる。從

つて職業、技術の上からいへば、忌部、物部と同じく河上部は複雑なる性質を帯ぶるものである。

これ等の例に就いて見れば、忌部氏が朝廷の祭祀を掌り、物部氏が宮闕の警衛に任じ、五十瓊敷命が石上神宮に仕へ、各その職務を行ふには、種々の技術を有するものを備へてをらなければならなかつたのである。然らば忌部氏の下に、笠を縫ひ、楯を作り、齋斧齋鉏を以て料材を伐り殿舎を構へたものは如何なる人であらうか。記紀、古語拾遺の文面では忌部の氏族がその局に當つたやうになつてゐるが、勿論それには所屬の部民を率ゐてやつたことであらうと思ふ。而して忌部氏所屬の部民は、通説に従つて忌部とせなければならぬが、果して然りとすれば、忌部は笠縫部、楯部等の職業を兼ね、これ等の品部と忌部との職業的區別が無くなることになる。これと同じく、物部氏に屬する部民が物部で、その物部が各種の武器を製作してゐたとすれば、物部と弓削部、矢作部等の品部との職業的區別が認められなくなるであらう。

それで一氏族に屬する部民は同一種であつても、その職業技術は必ずしも同一でなく、他の部民と相通するものがあつたことを認めねばならぬ。更にまた考へれば、職業的品部の各職業なるものは、決して他の部民が爲し得ないものではないのである。機織を業とするものは服部であつた。然るに素戔嗚尊が天照大神の神衣を織りませる齋服殿に天斑駒を投じたことは神代の物語に見え、仁徳天皇が女鳥王の機を織るを御覽せられて、メトリノワガオホキミノオロスハタ、タガタネロカモ

といふ御製のあつたことが古事記に見え、機械は各家庭における婦人の仕事となつてゐたことが知られる。また酒を醸造するのは酒部の職とせられた。併しながら酒は上古既に賣買されもしてゐたが、各自またこれを造り、却てその方が美酒とせられ、顯宗天皇紀の室壽の歌に「新製之十握稻之穂、於淺甕醸酒、美飲喫哉」といひ、「旨酒餌香市不以直買」といふのも、そのためである。これ等の例を以て推せば、弓を造るに必ずしも弓削部の技術を俟たず、矢を作るに必ずしも矢作部を要しなかつたわけで、忌部と稱するものの中に、その製造に堪能なるものゝあつたやうに考へてもよからうと思ふ。たゞ特殊な技術を要するもの或は特に慎重にこれを製作せむとする時に於てのみ、特殊な部民の技術に依頼することになるのであつて、玉も祭器の一つであるに拘らず、忌部氏がこれを櫛明玉命及びその子孫に托するやうになつてゐるのも、かくの如き事情があるからではなからうか。或は宮殿の構築には猪名部の如き専門的の部民のあるに拘らず、忌部氏がこれに與かることを疑ふ説もあるが、忌部氏が橿原の宮を造つたのは、御即位の式を行ふ祭殿として造つたのであるから、我國固有の古法に據るものと解すべきで、新羅の建築技術を傳へた猪名部の得意とした大陸的の樓閣風の建築とは區別して考へねばならぬ。故に忌部がその構築に當つたと見ても疑ふには及ぶまいと思ふ。

然らば特に手工業を名とする品部は如何にして生じたのであらうか。蓋し始は彼等がその技術に

長じたるため、朝廷は或一氏族をして彼等を率ゐて朝廷に仕へしめ、その業を以て氏族と部民とに名づけたのであらう。たとへば、前述の如く、醸酒の法は古くから行はれてゐたが、朝廷で酒部を置いたのは、應神天皇の御代、韓國より來朝した須々許里といふものが造酒の術に長じ、大御酒を造つて獻つたのが始で、酒部公は景行天皇の皇子神櫛王三世の孫足彦大兄王の後であるといふ。古事記、姓氏錄參照恐らくは酒部によつて百濟の造酒の新法が傳へられたのであらう。その氏族は世々同じ職

を以て朝廷に奉ずる關係から、部民の技術の上達を圖り、またその技工を養成する責任があつた。従つてこれ等の部民は専門の技工として發達し、一般の品部が解放された後に於ても、令制にはなほ彼等を品部雜戸の名の下に諸寮諸司に配せしめ、特殊の職務に服せしめたのは、彼等の技術を全く廢するを得なかつたからである。併し彼等が専門の技工であるといつても、その屬する氏族のためその技術以外の業に服することは有り得べきことで、玉作部に耕地のあつたことは前述するところである。また手工業を名とする品部がすべて皆その技術を備へてゐたと考ふる必要はなく、その技術が無くとも、技術の有るものと共に同一の氏族に屬して、同じ部名を稱し、その技術以外の方面に於て所屬の氏族のために駆使せらるゝものゝあつたやうに考へることもできよう。例へば玉作連に屬する品部がすべて玉作部としても、その中には玉の細工に與からず、専らその耕地の佃作に従ふものゝあつたことが考へらるゝであらう。令制の品部雜戸はその技能によつて特殊の地位



を占むるものであるから、その中には特殊の技能の無いものは無いのであるが、これを以て上古の同種の品部を律するを得ないであらう。

手工業を名とする品部も、他の職業的品部と同じく、朝廷の必要に應じ、或は従來の同種の品部を割いて獨立の一部と爲し、或は新技術の傳來するに従つて新にこれを定むるを例としたから、類似の手工業にして各一部を爲すものが甚だ多いのである。土師部は土器を作るを業としたが、雄略天皇の御代、土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき清器を進せしめ、これによつて贄土師部を定められた。姓氏錄に據るに、贄土師連は天穗日命十二世の孫、意富曾婆連の後なりといふ。然るに土師、贄土師の外にまた玉手土師、坏作土師といふものがあつて、延喜主計式上には、土師器、一丁火爐蓋八口云々、玉手土師鉢五十口云々、贄土師鏡形五十口云々、坏作土師酒蓋六十合云々といひ、畿内の雜物として各別種の土器を納むる規定である。玉手土師、坏作土師も贄土師と同じ意味で上古定められた遺制であらう。而かも陶器の製法が大陸から傳はれば、これによつて新に陶部を定め、新漢陶部高貴等を河内國の上桃原、下桃原に遷し居らしめたことが雄略天皇紀に見えてゐる。

また服部に就いて見れば、服部（織部）の外に、麻績部、倭文部、錦部、長幡部、廣幡部等の品部があり、これを裁縫するに衣縫部がある。服部連は、姓氏錄に據れば、允恭天皇の御代、織部司に任じ、諸國の織部を總領したといふ。服部はハタオリの約で、即ち織部であり、織部司は勿論後世の官名であるが、服部連がその部民として服部、織部をもつてをつたことは明かである。然るに神祇令には、神衣祭には伊勢の神服部等が參河赤引調絲を以て神衣を織り、麻績連が麻を以て敷和衣を織つて神明に供することになつてをる。是れ恐らく上古の慣例によつた規定であらうが、當時は服部連に神服部が屬し、麻績連に麻績部が屬し、各神衣を織つてゐたのであらう。姓氏錄に據るに服部連、衣縫造、共に饒速日命の後で、その率ゐる服部、衣縫部は我國固有の方法で機織裁縫の事をやつてゐたのであらうが、應神天皇の御代、百濟國から縫工女を貢り、その後が來目衣縫となり、雄略天皇の七年、吉備弟君が百濟より還つて漢手人部、衣縫部、突人部を獻じ、同二十七年に、吳國から漢織、吳織及び衣縫兄媛、弟媛を獻じた。書紀には「漢織、吳織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫○部之先也」とある。これ等の衣縫、服部は漢衣縫、吳服部として、我國固有の衣縫部、服部とはその技術を異にして、おのづから別種の部を成してゐたのである。姓氏錄に據るに、百濟國神靈命の後と稱する衣縫（無姓）、百濟國人阿漏史の後と稱する吳服部連といふものがある。廣幡部、長幡部についても、廣といひ長といひ、單に美稱に過ぎぬといふ説はあるが、文字によつて解すれば、その間に職業として技術に如何なる差別があつたか殆ど考へ得られないことであらう。併しなから部としては自ら別れてをつたらしく、姓氏錄には廣幡公を百濟國津王の後とし、長幡部連は彦

坐王の子神大根王の後としてゐる。職員令集解に引く古記別記に「河内國廣幡職人等三百五十戸」とあるのは所謂廣幡部の遺流であらうか。長幡部については、常陸風土記に「長幡部遠祖多且命避<sub>レ</sub>自美濃國、遷<sub>ニ</sub>于久慈、造<sub>ニ</sub>立機殿、初織<sub>レ</sub>之、其所織服、自成<sub>ニ</sub>衣裳、更無<sub>ニ</sub>裁縫、謂<sub>ニ</sub>之内幡、

○中 略 今毎年別爲<sub>ニ</sub>神調<sub>ニ</sub>獻納<sub>レ</sub>之」といふことが見える。

以上の論證は多岐に亙るが、要するに、職業的品部なるものは、通説では、單にその名稱とする職業のために設けられたもの、如く解せられてゐるが、精しく記紀その他の古傳説を見てゆけば、その解釋にいろいろ疑問を生じて來るのである。その主なるものを挙げれば、

(一) 數氏族が略同一の職務を以て朝廷に仕ふるとき、これに屬する品部は各獨立してゐるが、その職務には特殊の區別がなかつたやうに思はれること。

(二) 職業的品部はその職業を以て朝廷に仕へてゐたやうに説かるゝが、それならば職務の性質上近畿地方にをらねばならぬ者が他の遠隔の地方にも多く住んでゐたこと。

(三) 職業的品部の職業は、その部名から察すれば極めて微細なる點にまで區別せられてゐるが、上古の國民生活は決してかくの如く分化してはをらなかつたから、一の品部の職業は必ずしも他の品部のできないことではなく、またこれをやつてゐた事實があり、殊に農業は一般の品部に通じて行はれたと思はれるゝこと。

等である。それで私見では、職業的品部の名稱とする職業は、本來品部自身の職業でなく、その品部を領する氏族が世襲して朝廷に仕へる職務の名稱ではないかと思ふのである。品部がその主長の氏族と名稱を同じうすることは殆ど原則であるから、かくの如く考へることは無理ではあるまい。たゞ氏族がその職を奉ずるについては、もとよりその職務に適するものとして選任せられたのであるから、その手工業に關するものに在つては、氏族自身その技術に堪能なるか、所屬の品部に技術を善くするものがあつた筈であるから、その専門技工たることは認めらるゝであらう。殆ど同種類の品部が各名稱を異にして多數並び存するのも、朝廷が新技術を傳へるものを得、或は特にその技を善くするものを得る毎に、その品部を率ゐて朝廷に仕へしめ、氏族品部の名稱としたために起つた結果で、かくの如くして他の職業的品部、記念的品部と共に、年代を経るに従ひつき／＼にでき、終には百八十品部と稱せらるゝに至つたのであるが、職業技術によつてこれを區別するならば右の理由によつてその數は大に減ずることであらうと思ふ。

これ等の職業的品部の中には、當時の専門技工が多くをつたのであるから、その技術を要するものは朝廷ばかりでなく、中央地方の雄族に於ても同じことである。それで一氏族に屬する品部は必ずしも特定の一種の品部とは限らず、數種或はそれ以上の品部の屬することもあつた。前にも述べた、五十瓊敷命に十種の品部を賜はつた書紀の注記の例があるが、物部氏に猪名部の屬してゐたこ

とは雄略天皇紀に、賁士師部の屬してゐたことは安閑天皇紀に、物部守屋に漆部造兄が従つてゐたことが用明天皇紀に見えてゐる。允恭天皇崩御の後に、輕太子と穴穗皇子と相争うたとき、各特殊の箭を造つたが、書紀は穴穗括箭、輕括箭始めてこゝに起るといひ、古事記は穴穗皇子の矢は即ち今時の矢なりといつてゐる。穴穗括箭、輕括箭の製作は、蓋しそれ〴〵の皇子に屬してをつた矢作部の新工夫に出づるものと考へられぬことはない。吳國から獻じた衣縫媛は、朝廷から改めて胸形大神（應神天皇紀）、大三輪神（雄略天皇紀）に奉り、胸形三神にはまた車持部の屬してをつた（履中天皇紀）例などから考へれば、有力なる神社にも種々な品部があつたやうに見える。韓漢人の我國に投化したものの中には、新智識新技術を傳へるものが多かつたのであるから、我國の雄族の間にはこれを争ひ奪はむとする傾向があり、これを統率すべき氏族の統制が行はれ難かつた。雄略天皇紀十五年の條に「秦民分散、臣連等各隨欲驅使、勿委秦造」とあるのは、この事情を説明するもので、天皇は詔して秦民を聚めて秦酒公に賜はつたが、翌十六年また「詔聚漢部定其伴造者、賜姓曰直」とあるのは、漢部にも同様な事情があつたからであらう。これ等の部民が朝廷に仕へるだけでなく、各地の雄族に隸屬し、その保護を受けるやうになつたのは、部民の統制の上からは困つたことであらうが、これによつてその有するところの技術は朝廷雄族の間に有力なる保護者を得たわけであるから、上古の手工業の發達を考ふるには注意すべき事實である。

### 七 公民の解釋

氏族制度の崩壊は必ずしも大化の改新を待たず、その原始状態は時代の進運に伴つて大化以前既に徐々と絶えず崩壊の氣運に向つてをつたのである。先づ人口の増加と共に、一族の人員も愈増加して、その分裂及び移動を促し、氏人相互の團結、氏ノ上の統制が困難にかつて行くことが考へられる。また文化の發達は個人の慾望を刺戟し、集團生活から個人本位の生活へと導くやうにもなつたであらう。殊に漢學が漸く行はれて、國に二王無く、普天率土、王民にあらざるなしと説かるるに及び、氏族制度の廢止、部民解放の原則が認めらるゝやうになつた。その他内治外交相俟つて國家統一の氣運を醸成し、次第に皇權の隆盛を加へ、遂に大化以後の中央集權の政府を組織するに至つたのであるが、その間に新に起さるゝ多數の御名代その他の品部は、これを統率する氏族の利權に影響するところが多かつたから、部の新定は雄族間の部民争奪の勢と相俟ち、氏族をして部民の統制を困難ならしめた。大化二年八月の詔にその弊を擧げて左の如く宣せられ、これを以て品部解放の主たる理由とせられた。

始王之名名、臣連伴造國造、分其品部、別彼名名、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是争競之訟盈、國充朝、終不見治、

相亂彌盛、粵以始於今之御寓天皇及臣連所有品部宜悉皆罷爲國家民、

また氏族の職務の世襲といふことも絶対的のものではなく、國家の必要と時態の變遷とに應じては、世襲とする職務以外にも執掌するやうになるのである。皇宮警衛の武官を世職とせる物部氏、大伴氏が大連として大政に參與し、宰相の職に任じたのもその例と見らるゝが、供御の事を世職とすべく思はるゝ膳臣巴提便が、欽明天皇の御代、百濟に使して勇名を轟したことや、諸國の犬養部を掌るを世職とすべく思はるゝ縣犬養連は、安閑天皇の御代、櫻井田部連等と共に詔を奉じて屯倉の税を主として掌るやうになつた。かくの如き例は國務の多端となるに従つて益多くなることで、これによつて氏族の世職の意味は失はるゝわけである。更に推古天皇の十二年冠位の制定せらるゝに及びて、古來氏族の尊卑を分つために用ひられてをつたカバネがその意義を失ふやうになつた。

國造稻置の族は、地方の豪族が皇威に服して地方官の職を行ふやうになつたもので、成務天皇が國縣を分ち邑里を定め、詔して當國の幹了なる者を取りその國郡の首長に任せられたといふのは、これを法制の形式で表はしたに過ぎない。駿河に於て日本武尊を欺き害せむとしたものを、書紀には「其處賊」としてあるが、古事記には「其國造」としてある。要するに國造は本來その地方の豪族として勢力を有してゐたもので、皇威に服すれば地方官の任に就き、服せざれば土賊として掃蕩を免れなかつたのである。朝廷では國の宰、國司を任じ、必要に應じて地方に遣はし、中央と地方

の連絡を取り、行政監督の任に當らしめたが、國宰が國造の政治に干渉して直接地方人民に接觸することは許されなかつたと見え、大化元年八月東國の國司に賜はつた詔に、「國司等在國不得判罪、不得取他貨賂令致民於貧苦、上京之時、不得多從百姓於己、唯得令從國造郡領、但以公事往來之時、得騎部內之馬、得喰部內之飯」といふことがある。併しながら上古の末期に於ては、國司は朝廷の威を假りて國造郡領に臨み、國造郡領はひたすら國司の歡心を得るに努め、皇威地方に徧く波及せることを思はしめるものがあつた。前述の如き詔のありしに拘らず、國司等任に赴いて自ら人民の訴訟を斷じ、國造から贈るところの賄賂を收得したことが露はれ各朝廷から嚴重なる戒告を受けたのである。

かくの如く上古の末期には、氏族制度の性質が非常に變つて來たのであるから、當時の状態を以て直に氏族制度本來の状態と見做すことはできないのである。

推古天皇紀二十七年の條に、「是歲、皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記」とあるが、氏族制度のなほ行はれてゐた推古天皇時代に於て、公民とは如何なる種類の人民をいふか、疑問となつて、近時學者の注意を惹くやうになつた。公民といふ文字は右推古天皇紀の外に古事記垂仁天皇の段に、皇后狹穗姫が丹波道主王の女兒姫弟姫を皇妃として天皇に薦め奉り、「茲二女王淨公民故宜使也」と申したことが見え、孝德天皇紀の大化元年八月の詔

に「凡國家所有公民、大小所領人衆」の句がある。また續日本紀には、文武天皇元年八月御即位の詔の宣命に「皇子等、王等、百官人等、天下公民」とあるを始め、皇子諸王、諸臣百官人、天下の公民と列擧して詔命を宣するのが殆ど一致した形式となつてゐる。天平十九年勘録の法隆寺縁起並流記資財帳にも、推古天皇戊午年四月、聖德太子が法華勝鬘等の經を講ぜられ、「諸王公主及臣連公民信受無不喜也」といひ、同年勘録の大安寺縁起並流記資財帳には、文武天皇の御代、東宮草壁太子が「親王諸王百官人等天下公民」を率ゐて誓願せられたことが見えてゐる。これ等の例に據れば、女王を公民と稱した古事記の一例を除いて、皆公民は皇親諸王、臣連國造伴造乃至百官人と區別せられ、後世の平民と稱するものと殆ど異なるところがない。和銅元年七月、元明天皇が二品穗積親王、左大臣石上麻呂、右大臣藤原不比等等に賜はつた勅に「卿等情存公平、率先百寮、朕聞之喜慰于懷、思由卿等如此、百官爲本、至于天下平民、垂拱開衿、長久平好」云々とあり、前述の諸例に於て公民を百官に對せしめたと同じく、この勅に於ては平民を以て百官に對せしめてゐる。これまた公民の意義を解釋する參考資料となるであらう。

推古天皇紀の國史の撰錄に關する文は、學者によつていろ／＼と解釋せらるゝが、私見ではこれを天皇記、國記、臣連伴造國造等の本記、百八十部並公民の本記を録せしむる意味に解釋するのがよからうと思ふ。紀記の文で、部は伴造、伴男に解せらるゝこともあるが、この場合には伴造國造

と區別せられてあるのであるから、品部、部民と解せねばならぬ。部民を以てすべて氏族の私民であると解すれば、その私民を以て公民の上に擧ぐることを不當とするであらうが、部民がすべて氏族の私民であるといふことは、通説であるに拘らず、なほ疑ふべき餘地があるのみならず、部民の或ものは公民と同じ地位に在つたやうに思はるゝ例證が書紀の中に見えるのであるから、必ずしも不當とするを得ないであらう。孝德天皇紀に天皇御即位の事を述べて、

由是輕皇子不得固辭、升壇即祚、于時大伴長德連帶金鞞立於壇右、犬上健部君帶金鞞立於壇左、百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜、

とあるが、御即位の式に列する光榮が氏族の私民たる百八十部に與へられて、公民に及ばなかつたとは考へられないから、この場合、百八十部は公民を代表したものか、或は百八十部の中に所謂公民があつたのではないかと疑はるゝのである。次いで大化二年二月の詔には「明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓」といひ、同三月東國の國司に詔して「集侍羣卿大夫及臣連國造伴造並諸百姓等咸可聽之」といひ、東國の朝集使に詔して「集侍群卿大夫及國造伴造並諸百姓等咸可聽之」といひ、その列擧する形式は殆ど一致してゐるが、この「百姓」は孝德天皇御即位の紀の例に據れば百八十部であり、續紀その他の例に據れば公民とあるべきところである。公民、百姓、共に書紀の古訓ではオホミタカラ又はオホムタカラと訓み、公民即百姓とも解せらる

るが、履中天皇紀には、車持君が筑紫國に行つて悉く車持部を檢校したことを責め、「爾雖車持君、縱檢校天子之百姓」と申されたことが見え、部民である車持部を以て天子の百姓としてゐる。即ちこの車持部は紛ふ方なき天下の公民で、この一例だけでも、すべての部民が公民でないとはいはれないので、少くとも部民の或種のもは公民に準すべき地位を有してゐたことが知らるゝのである。公民の古訓たるオホミタカラは、書紀では、百姓の外、民、人民、億兆、黎元、元元、民萌、黔首等の語にも通じて用ひられ、その稱する範圍は一般の人民に及ぶやうに解せられる。たゞ奴婢はオホミタカラといはれなかつたので、孝徳天皇紀に良人をオホミタカラ、良男をオホミタカラヲノコ、良女をオホミタカラメノコと訓んでゐるが、奴をばヲノコヤツコ、婢をばメノコヤツコと訓んで、奴婢と良人との間に區別せられてあつた。部民は大化以後一般に解放せられて公民となり、その一部のもが舊に依つて品部と稱し、或は雑戸と爲されたが、奴婢ではなかつた。大寶養老の戸籍に徴するに、一般の人民は某部を氏とするに反し、奴婢はたゞ名のみを有し、某部と稱するともなかつた。

かくの如く、公民と部民とは、明かに區別し難き状態にあるが、これによつてすべての部民が公民であるといふわけではなく、部民の中に、その隸屬する氏族の私民たるものゝあつたことは疑ふべからざる事實で、有姓の氏族がその罪を贖ふためにこれ等の私民を朝廷に獻することは屢史上に

見え、大化二年八月の詔に「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國國民」といひ、皇族權豪に屬する品部はこの詔によつて解放せられて國家の民となつたのである。國家の民といふのは、朝廷の任ずる官吏の管轄に屬し、國民としての一般の義務に服し、租税課役を國家に納むるもので、書紀の古訓にはオホヤケノタミと訓んでゐるが、その實はオホミタカラ、即ち公民と同じものであらうと思ふ。大化以前に於て官吏といへば臣連伴造國造等のカバネを有するもので、部民はその管轄に屬してゐたのである。大化元年八月、鐘匱を朝に設けて詔して曰はく、「若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不審所訴、收牒納匱、以其罪々之」云々。また國司を東國に遣はされた時にも、詔して國司等がその國に在つて民の訴ふることを裁判することを戒められ、翌年その事によつて罪せらるゝものがある。即ち伴造國造共にその管轄の人民に對して裁判權を有してゐたのである。また上古の課役の重なるものはエタチ(役)、ミツギ(調)であるが、エタチは即ち丁役で、仕丁、直丁として諸國から中央に徵集せられて朝廷の使役に服する義務である。古事記仁徳天皇の段に、水取司に驅使せられた吉備國兒島の仕丁が難波の大渡から船に乗つて歸國せむとしたことが見え、雄略天皇紀十一年の條には、信濃國の直丁と武藏國の直丁とが侍宿の間の偶語が累を爲して鳥養部とせられたことが見えてゐる。また聖徳太子の憲法の第十六條には「使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使

民、從<sub>レ</sub>春至<sub>レ</sub>秋、農桑之節、不可<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>民、其不<sub>レ</sub>農何食、不<sub>レ</sub>桑何服」といふことがあり、農業を業と爲し租税を國家に納むる人民のあつたことが知らる。推古天皇紀には、蘇我蝦夷の驕横を載せて「又盡發<sub>二</sub>舉國之民<sub>一</sub>並百八十部曲、預造<sub>二</sub>雙墓<sub>一</sub>今來」といひ、「更悉聚<sub>二</sub>上宮乳部之民<sub>一</sub>、使役營<sub>二</sub>兆所<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>といひ、上宮大娘姫王はこれを憤つて「天無<sub>二</sub>二日<sub>一</sub>、國無<sub>二</sub>二王<sub>一</sub>、何由任意悉役<sub>二</sub>封民<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>といはれたといふ。これによれば蘇我氏が皇威を藉りて「舉國之民並百八十部曲」「上宮乳部之民」を私役したのは驕横と見るべく、上宮大娘女王の激怒を招いた理由であるが、朝廷がその必要に應じてこれを使役することは當然であつたやうに解せられる。また雄略天皇紀十五年の條には、秦民を聚めて秦酒公に賜ひ、百八十種の勝部を率ゐて庸調の御調を獻らしめ、翌十六年には國縣に桑を植ゑしめ、秦民を分ち遷して庸調を獻らしめたことが載せてある。更に大化元年九月の詔は臣連國造伴造の土地兼併の弊を擧げ、次に

及<sub>下</sub>進<sub>二</sub>調賦<sub>一</sub>時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進、修<sub>二</sub>治宮殿<sub>一</sub>、築<sub>二</sub>造園陵<sub>一</sub>、各率<sub>二</sub>己民<sub>一</sub>隨<sub>二</sub>事而作<sub>一</sub>、易曰、損<sub>レ</sub>上益<sub>レ</sub>下、節<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>制度、不<sub>レ</sub>傷<sub>レ</sub>財害<sub>レ</sub>民、

といひ、人民の國家に調を納め、國家の丁役に服する義務の、臣連等の管轄の下に行はれてゐたところもあつたので、この詔は臣連等がその調を掠め、その民を私役することを戒められたものであり、この場合、臣連以下は官吏の如くその民を支配したるに止まり、私役收斂することは許されな

いわけで、たとひ臣連等に屬するものと解しても、これをその私民と看做すを得ない。翌二年正月の改新の詔には、「罷<sub>二</sub>舊賦役<sub>一</sub>、而行<sub>二</sub>田之調<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>といひ、「凡<sub>レ</sub>仕丁者改<sub>二</sub>舊每<sub>一</sub>三十戸一人<sub>レ</sub>、而每<sub>二</sub>五十戸<sub>一</sub>一人以充<sub>二</sub>諸司<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>といひ、その舊制を見ることができ、以上述ぶるところによつて朝廷が各種國家の義務を氏族に課した氏族制度本來の舊慣は漸く廢れて、大化以前既に人民が直接國家の課役を負擔するやうになつて來たことが考へらるゝのである。

要するに、臣連國造伴造に屬する部民がその私屬の民であり、臣連國造伴造等がこれ等の民を率ゐて朝廷に奉仕した時代は漸く去り、朝廷の權力加はり、氏族の勢力の衰ふるに伴ひ、一部の部民は私屬の状態を脱する能はざると共に、一部の部民は國民として國家の義務に服するに至り、後者の人民に對して臣連國造伴造は單にこれを管轄するに過ぎざるものとなつたのではなからうかと思ふ。而して私見としては、推古天皇紀、孝徳天皇紀に見える公民は、この種の朝廷の課役に服する部民をいふのではなからうかと思ふのである。従つて大化の改新によつて臣連伴造國造の受くる經濟的の打撃は、公民たる部民を失ふことではなく、その私屬の部民を失ふことが中心になるので、天智天皇の三十年、大化の改新の反動を緩和する必要から、氏ノ上の民部家部を定めたのも、その從來の私屬の部民を復する意味に於て行はれたのであらうと思ふ。

公民の意義について從來發表せられた學者の説を擧ぐれば、中田薫博士はこれを以て氏姓階級と

部民階級との中間に在つて、國造の管轄に屬するものとせられた。もつともその説は博士の東京帝國大學の講義筆記を謄寫版にしたもので傳はつてゐるので、その謄寫版も博士の校閲を経たものかまた果して博士の眞意を傳へてゐるかも知れないが、既に一部の著書に引用せられ、且つ公民の意義を闡明せむとした最初のものかと思ふから、こゝに擧げて置く。三浦周行博士は公民を以て私民に對する語と爲し、國家の直轄する人民のすべてを包含するものと見たいといひ、推古天皇紀に見える公民も氏姓を有するものと解釋せられた。日本史の研究第二輯 古代の社會階級參照牧健二氏はその著日本法制史論に於て、(一) 姓を有しても相當の官職に就くを得ない氏のもの、(二) 元來姓を有しないで氏のみを有したるもの、(三) もと部民なれども既に解放せられて、その部の名を氏としたもの、この三種の人民を公民と認め、朝廷の三大財源である大藏に入る諸國の貢物を納めた人民の重なるものであるとせられた。また瀧川政次郎氏はその著日本社會史に於て、公民階級の中堅を爲すものは、姓を有せずして氏のみを有した天皇氏の部民で、農業またはこれと同等の職業に従事するもので、陵守部や鳥飼部の如き卑賤の職業に従事した部民は、たとひ天皇氏の部民であつても、他の氏族に屬する部民と同等もしくはそれ以下の階級に屬するものと考へられてゐたといはれた。即ち瀧川氏の公民なるものは、主として皇室御料たる屯倉を耕す田部である。

これ等の所説に對する私見を述ぶるに先だち、大寶養老の戸籍に於ける氏姓部民の分布状態を舉

げて置きたい。大寶二年の美濃國の戸籍では、味蜂間郡春部里には國造族、同本寶郡栗栖太里には栗栖田君族、肩縣郡肩々里には國造、各牟郡中里には神直族、山方郡三井田里には五百木部君、加毛郡半布里には縣主族、縣造、不破勝族、敢臣族が居り、同じく筑前國の戸籍では、島郡川邊里に肥君、己西部直、同じく豊前國の戸籍では上三毛郡塔里に塔勝、同郡加目久也里に上屋勝、中津郡丁里に丁勝、古滯勝、狹度勝、川邊勝が居つた。これ等は皆氏姓を稱するので所謂氏姓階級である。また養老五年の下總國の戸籍では、葛飾郡大島郷甲和里には有姓者が見えないが、倉麻郡意布郷には藤原部直なるものが居つた。大寶養老の戸籍の現存するものは、戸主のみを擧げて戸口の缺くるもの、殘闕の部分が多く、その全貌を見るを得ないのであるが、大體これによつて各村落には有姓者及びその一族の居らないところは殆ど無かつたと見てよいであらう。

また各郷里の戸主の氏名の明かなものに就いて、その氏名を検するに、大寶二年の戸籍では、美濃國春部里の戸主三十名の内、國造族十名、春部、六人部、土師部、石部、石作部を氏とするもの合計十三名、その他都布江氏三、春日氏二、漢人氏二、合計七名である。同栗栖田里では、戸主二十一名の内、栗栖田君族二名、刑部、物部、守部、麻績部、建部、六人部、漢部、漢人部、十市部を氏とするもの合計十九名である。同半布里では、戸主五十五名の内、縣主、縣造、臣、勝等の有姓者二十三名、石部、物部、守部、秦人部、穗積部、生部を氏とするもの八名、その他秦人氏二十名、



神人氏四名である。豊前國丁里では、戸主二十名の内、勝の姓を有するもの十一名、秦人氏九名であり、筑前國川邊里では、戸主十八名の内、君、直の姓を有するもの三名、卜部、大家部、物部、建部、大神部、葛野部を氏とするもの合計十五名である。養老五年下總國の戸籍では、大島郷甲和里の郷戸房戸の戸主の氏名の明かなるもの六十一名の内、五十六名は孔王部氏で、外に私部氏四名、刑部氏一名である。同じく意布郷の戸主八名の内、藤原部直一名、藤原部氏七名である。更に神龜三年の山背國愛宕郡雲上里の計帳に據れば、その戸主のすべてが出雲臣の一族によつて占められ、同じく雲下里では、二十戸の内、十七戸には出雲臣の一族が戸主になつてをり、他の三戸の内、二戸は有姓者たる上毛野君族、高橋忌寸の戸で、無姓者としては秦高栲色夫智の戸があるのみであるが、色夫智も或は高橋忌寸の一族であるかも知れない。

大寶養老は大化の後凡そ五六十年になるから、當時の戸籍に見はれた氏姓部民の分布状態を以て大化以前に遡らしめ、直ちにこれを上古末期に擬することはできないが、大化の改新のあつた後とはいへ、その分布状態に急激なる變化のあつたとも思はれないから、これによつて上古末期の状態を考へる資料とすることはできようと思ふ。少くとも當時の氏族部民の分布状態は、大寶養老の戸籍に見はるゝよりも單純であつたと見るべきである。これ等の戸籍で部を氏稱とするものとは部民で、その解放後舊稱の部をそのまま氏稱としたものであらう。これ等の計數を見るに、一部落の

中で、カバネもなく、部民でもなく、單に氏名を稱するといふものは極めて少數で、それも何等かの理由によつてカバネを稱せぬか、或は部を略して稱したのであらうと思はるゝものもあるのである。秦人部、秦部といひ部を稱するものと、單に秦人といひ部を稱しないものとあるが、欽明天皇紀に「秦人戸數惣七千五十三戸、以<sub>二</sub>大藏掾爲<sub>一</sub>秦伴造」といひ、秦人は部と稱せざるも秦伴造に屬する品部であつたことが知らるゝのである。漢人と稱し漢部と稱するものも、また秦人、秦部と同様な關係にあるものと思はれる。故に、當時の人民は奴婢を除けば、大體に於て氏姓階級か部民階級か、その何れかに屬せねばならぬので、中田博士の稱する、氏姓階級と部民階級との中間にあるといふものは、殆ど存在の餘地のないわけで、たとひ存在したにしても、極めて少數で、國造の管轄がたゞこれ等の人民に限られたものとは考へられない。國造が他の氏族と同じく部曲を所有したことは、大化二年正月甲子の改新の詔、同三月壬午の皇太子中大兄皇子の奏請、同八月癸酉の詔によつて明かであるが、その部曲は如何なる部名を稱してゐたのであらうか、國名その他地名を名とする部民は記紀に見えるが、それが必ずしも國造の部曲とは推定され得ない。併し國造は前段述べらる如く地方豪族として勢力を有し、そのために地方行政の官職にも任じたのであるから、多數の部民を擁してゐたやうに想像せらるゝであらう。山背國の雲上雲下の兩里が出雲臣の一族によつて獨占せられたことは前に述べた。下總國大島郷甲和里の住民が殆ど皆孔王部氏なることは戸籍に明か

であるが、戸籍の全部開けてある同郷仲村里、島俣里に於ても、その里正は孔王部氏であるところから見れば、この兩里にも孔王部氏が多數住んでゐたことが考へらるゝであらう。北史倭國傳に國造稻置を中國の牧宰里長なりとし、八十戸ごとに一伊尼冀(稻置)を置き、十伊尼冀一軍尼(國)に屬すといつてあるが、大島郷三里の戸を合すれば百三十戸に達し、北史の傳ふる一稻置の管轄戸數よりも遙かに多いのである。それ故、國造の勢力隆盛なる時代には、その一族部民が一國、即ちその所謂管轄地域に廣く住んでをり、或は殆どその地域を獨占するやうな例も考へられないことではなかつたであらう。而してその一郷が全部孔王部を以て占めらるゝとすれば、これら孔王部を領する氏族は稻置以上の管轄權を有してゐたわけである。

然るに年代の降るに従つて人口の移動が漸く盛になり、その勢力範圍内に他の氏族部民の移住し來るものが多くなると共に、國造の勢力衰へ、皇威の諸國に波及すると相俟つて、國造は朝廷の制令に従ひ、恪勤の官吏としてその職を奉ずるやうになつたのであらうと思ふ。前にも引いた大化二年八月の詔の「始王之名名、臣連伴造國造、分其品部一別彼名名、復以其民品部一交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割」とは、上古末期に於て諸氏族諸品部の民の國郡に交雜する状態を述べたものである。大寶二年の美濃國諸郡の戸籍に於て、養老五年の下總大島郷の戸籍や神龜三年山背雲上雲下里の計帳に見るところと異なり、國造及びその他の

氏族と諸種の部民とが交雜状態にあるのは、かの詔に述べるところの状態を具體的に示す一例で、氏族制度の崩壊し、官僚組織の發達せんとする過渡期に於ては、他の地方にも多く見るところの現象であつたらうと思ふ。この時代に於ける國造の管轄は、もとの如くその一族及びこれに屬する部民に限らず、原則としてはその區域内の氏族階級やこれに屬する部民階級に及ぶべきも、その氏族が有力なる氏族であれば、事實に於てその氏族部民に對しては及ばなかつたと見るのが妥當ではなかつたかと思ふ。

三浦周行博士は臣連以下の氏族階級を公民と解せられた。公民がこの意味で解せられたことは、前に擧げた古事記の「淨公民」の例によつても知らるゝが、推古天皇紀、孝德天皇紀に見える公民をも同じ意味に解することはどうであらうかと思ふ。而して推古天皇紀の國史撰錄の條に就いて、三浦博士は臣連伴造國造と、これに屬する百八十部と、臣連以下の氏族を有する公民との本記を録せしむる意味に解せむとした。併しそれでは部民を先にし、有姓者を後にするので、書紀、續紀の地位の高下によつて次第に列擧する、同じやうな文例と正反對になるので、中田博士の解釋よりも更に不自然になつて來る。氏族階級を公民と稱するのは公民の義を最も廣く解した場合であつて、公民を有姓者、品部と列擧するときは、別にその意義を明かにせねばならないので、それがこゝの問題となつてゐるのである。

牧氏の公民に三種の別あることを注意したことは前に挙げたが、その中で、(一)の姓を有するも相當の官職につけない氏族を公民と見るのは、氏姓を有するものを公民とすることに於て三浦博士と同じであるが、博士の姓を有するものをすべて公民とするに反し、牧氏は姓は有するが臣連伴造國造の如くに要職に就いて社會的尊榮を有し得ざるものを公民としたのである。従つて牧氏に従へば、有姓者の公民たるや否やは頗る曖昧なものとなり、臣連姓の者はたとひ社會的尊榮を有したとしても、そのすべてが果して要職に就くを得たかどうか疑問であらうし、國造は要職で、その地位に在るものは公民以上のものであるとしても、縣主、稻置までが公民となるかならないかは容易に決するを得ないであらう。併しながら書紀に臣連伴造國造といふのは、一般に各種の姓を代表するものとして列擧せらるゝので、推古天皇紀の國史撰錄の條に於て、これを公民と並び擧ぐるところから見れば、その文理の解釋上、公民の意味を狹義に解するときには姓を有するものは公民でないと思ふのが當然であらう。孝徳天皇紀の詔勅のはじめに「集侍羣卿大夫及臣連國造伴造並諸百姓等、咸可聽之」とあるものが、文武天皇の宣命に、「集侍皇子等王等百官人等天下公民諸聞食止詔」となつてゐるので、前者の臣連國造伴造を後者の百官人と比定すれば、公民は官職に就かぬものをいふことになるが、その間には國家の政治組織が氏族本位から官僚本位に轉化し來つた事實のあることを注意したい。即ち上古は氏族本位だから姓を擧げ、文武天皇以後官僚本位の時代になつて、官

を擧ぐるやうになつたので、後者の官人公民の對稱を以て前者の臣連二造と百姓との關係を律し、官職の有無を以て上古の公民をも同様の意義に解せむとすれば牽強の嫌を生ずるを免れぬ。また奈良時代及び平安時代初期に成る文獻に公民或は平民と稱するものは、官位に伴ふ特典を有せず、また賤民たる身分に伴ふ恩典もなく、一般國民として租稅課役に服するものである。書紀の編者も恐らくはこの意味に於て公民の文字を使用したのであらうが、大化以前に於て、後に官位に相當するものは姓であるから、この點からいつても、公民は姓を有しなかつたものと見たい。

牧氏はまた公民の(二)として、姓を有せず氏のみを有する人民を擧げたが、大寶養老の戶籍に徴すれば、上古かくの如き人民があつたとしても寧ろ例外とすべく、極めて少數なるものと見ざるを得ないことは前述の如くである。

(三)の元來部民で大化以前に既に氏族の隸屬から解放せられた人民のあつたことは否定できないが、この種の人民は、たとひ國家直屬の人民と稱しても、朝廷が直接に統治することはできないのであるから、國造、縣主、稻置等の地方官と見做さるゝものを通じてこれを行はねばならないのである。即ち解放といふのは、氏族の羈絆を脱して國造の支配を受くることであるが、國造もまた部民を有つてゐたのであるから、解放せられざる部民と、解放せられたる部民とが、同じく國造の支配を受くることにたるのである。私は前に部民の氏族に屬する關係に公私二方面のあつたことを

論じたが、この場合に於ける國造は、公私の部民を領する巨連伴造と同じ状態にあるのである。然るに公民の稱が、たゞ氏族から解放せられて國造の管轄に歸した人民にのみ許されて、氏族の支配を受くるとはいへ、國家の租税課役の義務に服してゐる人民が公民といはれなかつたか疑問であらう。履中天皇紀の車持部を「天子之百姓」と稱した例は、この點に於て重要な史料である。

次に瀧川氏は、公民は部民であるが、皇室に屬するもので、その中堅を爲すものは皇室御料たる屯倉を耕す田部の民であるといふ。田部は皇室に直屬するといつても、屯倉または田部を管理するものがあつて、その支配を受けてゐたのである。一般の品部の例から推せば、田部を領し屯倉を管理したものは、田部もしくは屯倉を氏稱とし、カバネを連ね稱した管で、垂仁天皇紀に見える三宅連、安閑天皇紀に見える櫻井田部連の如き、その一例であらう。たゞ櫻井田部連は、安閑天皇の二年、詔を奉じて縣犬養連、難波吉士等と共に屯倉の税を主宰したといふのだから、諸國の屯倉の税を管理したものであらう。三宅連については、或一屯倉を管理したのか、諸國の屯倉に與かつたのかは審にするを得ない。然るにこれ等の田部、三宅を氏とするもの、外に、屯倉首又は田令として屯倉を管理するものがあつた。仁徳天皇紀に見ゆる屯田司も或はこの種の職であらう。屯倉首は、忍海部造細目が播磨國赤石郡縮見屯倉首であつたことが清寧天皇紀に見え、田令には、欽明天皇の十六年蘇我稻目を吉備に遣はして白猪屯倉を置かしめたが、翌十七年葛城山田直瑞子を以て田令と

し、同三十年王辰爾の嬰鷹律なるものをして白猪の田部の丁籍を檢定せしめ、その功によつて姓を賜はつて白猪史と爲し、尋いで田令に任じて瑞子の副と爲し、敏達天皇の三年更に白猪屯倉と田部とを増し、田部の名籍を膽津に授けた例がある。田令、佃使等の文字は奈良時代の正倉院文書にも見え、公私の田地の管理者を意味してをつた。故に或時代には或氏族が世々田部を領して屯倉の管理に任じたこともあつたらうが、後世に至り、これを管理する職を各屯倉に置いて、その地を耕作する田部を管理せしむるやうになつたのであらう。

瀧川氏はこれ等の田部を朝廷直屬の人民と爲し、これを他の各氏族に屬する部民と比較し、朝廷に對して直參と陪臣との區別あるものとせられた。併しながら、田部の中に氏族に屬する品部のあつたことは、安閑天皇紀の一例によつて證せられる。即ち天皇が皇后のために屯倉を立てむとし、攝津國三島に行幸し、縣主飯粒をして竹村等の地凡そ四十町を獻せしめ、また大河内直味張は曩に勅使を欺いた罪を謝し、每郡春時五百丁、秋時五百丁の饌丁を獻せむことを請うて、その屯倉を耕作せしめた。これによつて同紀には「蓋三島竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部之元、於是乎起」といひ、竹村屯倉の田部が大河内直の部曲なることを述べてゐるのである。また既記の如く、同天皇が皇妃宅媛のために賜はつた難波屯倉が孝徳天皇の難波狹屋部邑子代屯倉であれば、その田部は佐夜部首に屬する部民であらうと思はれる。欽明天皇の十七年蘇我稻目等を倭國高市郡に遣は

して、韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉を置かれたが、書紀は一本を引いて、「以<sub>二</sub>處處韓人<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>大身狹屯倉田部<sub>一</sub>、高麗人爲<sub>二</sub>小身狹屯倉田部<sub>一</sub>、是即以<sub>二</sub>韓<sub>一</sub>、高麗人<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>田部<sub>一</sub>、故因爲<sub>二</sub>屯倉之號<sub>一</sub>也」といつてゐる。これ等の韓人、高麗人が果して公民として、當時の國民の大多數を占むる氏族所屬の部民以上の地位を得てゐたであらうか、疑はざるを得ない。故に田部が一定の氏族に屬する部民であるとして考へれば、屯倉首の田部の支配はその耕作に關する限りに於て行はるゝので、江戸時代の代官が天領の人民を支配するとは事情を異にする。それで田部は一種の品部の名でなく、屯倉を佃作するために定められた各氏族所屬の部民でないかといふ疑が起る。前述の如く役、調が氏族所屬の部民に課せられたとすれば、氏族所屬の部民に皇室御料たる屯倉を佃作する義務を課せらるゝと考へても怪むに足らないであらう。更にまた欽明天皇紀三十年の條に「量<sub>二</sub>置田部<sub>一</sub>、其來尙矣、年甫十餘、脫<sub>レ</sub>籍免<sub>レ</sub>課者衆」といひ、「膽津檢<sub>二</sub>閱白猪田部丁<sub>一</sub>者、依<sub>レ</sub>詔定<sub>レ</sub>籍、果成<sub>二</sub>田戶<sub>一</sub>、天皇嘉<sub>二</sub>膽津定籍之功<sub>一</sub>、賜<sub>レ</sub>姓爲<sub>二</sub>白猪史<sub>一</sub>」といひ、田部の課役を免れむとするものゝ多く、從つてその戸籍を嚴にする必要のあつたことは、その氏族所屬の民たるがためではなからうかと思ふ。

以上中田博士以下諸氏の公民に對する解釋を討究すれば、未だ何れも全然首肯する能はざる點のあることを遺憾とする。各氏族所屬の部民に公民を見出さむとする私見が果して許さるべきや否や、同好の士の教示を惠賜せられむことを請ふ次第である。

(昭和七年三月史學第十一卷第一號所載)

## 二部の分化

### 一 公民

我國上古の社會に氏とカバネ(姓)と名を稱してゐた氏族階級、氏もカバネも無く、その屬する部と名を稱してゐた部民階級、殆ど人格を無視せられて一種の物と見做され、單に名のみを稱してゐた賤民階級のあつたことは早くから認められてゐたが、古事記、日本書紀に公民といふ言葉が散見するので、近時學者の間に氏族階級と部民階級との間に公民階級なるものゝ存在したことを主張するやうになつた。私は先年雜誌史學第十一卷に「部に關する考察」と題して部に關する管見を發表したとき、この問題に關して、部民の氏族階級に對する隸屬關係は、少くとも上古の末期には公私の別あるに至り、部民で依然氏族の私民たるものもあつたが、また氏族に屬するといつても、單に氏族の管轄に屬するに止まり、朝廷に對して納稅勤勞の義務に服するものもあつたことを注意し、記紀の執筆者はこの種の部民を以て公民としたので、公民は部民以外に求むべきでないことを論じ

た。その詳細は史學の右論文について見てもらはなければならぬが、(一)雄略天皇紀十五年の條に秦民を秦酒公に賜ひ、百八十種の勝部を率ゐて庸調を獻らしめ、翌十六年國縣に桑を植ゑしめ、秦民を分ち移して庸調を獻らしめたことが見え、また大化元年九月の詔に臣連國造伴造の土地兼併の弊を擧げ、次いで「及進調賦時其臣連伴造等先自收斂、然後分進」といふことが見え、部民の中には氏族に屬しながら朝廷に對して庸調を負擔するものがあつたことがわかり、(二)大寶二年の美濃、筑前、豊前の戸籍、養老五年の下總の戸籍について見るに、その住民は賤民を除けば、もと部民であつて大化以後その部を氏として某部と稱するものか、カバネ又はカバネに准ずる官職を帶ぶるもの(その一族を含めて)かで、その何れにも屬しないと云ふものは殆ど無いのであつて、氏姓階級でもなく部民階級でもない公民階級なるもの、存在を考ふる餘地が無いのみならず、(三)履中天皇紀五年の條に、車持君が筑紫に於て車持部を奪つたことを責めて、「爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也」とあるが、「天子之百姓」は公民と解すべきであるから、この場合、車持部は部民であつてまた公民であると考へたことが、私の公民を部民の中に求めんとする主要なる根據であつた。

右の論據(二)の大寶養老の戸籍は、大化以前の氏姓乃至部の性質を論ずるものが史料として引用することを閑却するやうであるが、これ或は大寶二年は大化改新の詔が煥發せられてより五十六年を経、(養老五年は更に十九年を加ふ)、その間に政治上の大變革が行はれたのであるから、これによつて大化以前の狀態を考ふることは危険であると思ふからではなからうかと思ふ。五十六年は年代として必ずしも短いとはいはれないし、大化改新後諸制度の改廢の範圍は廣く、その影響も少くないのであるから、これをそのまま大化以前の史料として使用せられないことは勿論であるが、大化改新があつたからといつて、そのために近畿以外のこれ等の國々にまで人口の大移動を生じたとは到底思はれず、また大化以後に於てもカバネを賜ひ、これを改むることは一々國史に載せられて、恣にカバネを稱ふことは許されなかつたのであるから、これ等の戸籍に見えるカバネも、その中には大化以後新に賜はつたものもあつたであらうが、大部分は大化以前から各氏族が稱へ來つたものと信じてよからうと思ふ。また記紀その他の古典に某部と稱しながら、その實部民でなく氏姓階級と見做すべきものもあるが、これ等はカバネを略して稱するに過ぎないから、戸籍の上に正確にその氏名を載する時には、明かにそのカバネを擧げるか、又は有姓者の一族たることを明かにせねばならないので、大寶養老の戸籍に部と稱するものは、賤民が解放されて新に舊主の姓を稱するやうな特殊の例を除けば、やはりもと部民であつたものと解してよいであらう。カバネを有するものがカバネを略して稱する例は前記史學の論文の第一節に擧げておいた。

次に(三)の部民を公民と稱した例證として引用した履中天皇紀について、中田薫博士は博士の

「我古典の部及び縣に就て」と題する論文國家學會雜誌 第四十七卷所載に於て拙稿に論及し、私は同紀の百姓を公民と同意語に解するものと爲し、更に安閑天皇紀の大河内直味張を譴責して「今汝味張率土幽微百姓、忽爾奉<sub>レ</sub>惜<sub>二</sub>王地<sub>一</sub>、輕背<sub>レ</sub>使乎、宣旨味張、自今以後勿<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>郡司<sub>一</sub>」といへるを引き、同一筆法を以てすれば、味張の如き氏姓を有し郡政に與かる官人でも、車持部と同様の公民であるといはねばならないであらうといはれてゐる。併し、私が公民と解したのは「百姓」でなく「天子之百姓」であることは同論文に明記してある通りである。私は「天子之百姓」を以て大化元年八月庚子の詔の「國家所有公民」、大化二年八月癸酉の詔の「國家民」と同義に解して公民としたので、書紀の古訓は國家を屢ミカドと訓んでゐるのみならず、安閑天皇紀元年の條の大伴金村の奏言に「我國家之王<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>嗣無<sub>レ</sub>嗣<sub>一</sub>、要須<sub>二</sub>因<sub>レ</sub>物爲<sub>レ</sub>名<sub>一</sub>」といひ、欽明天皇紀十三年の條の物部尾與、中臣鎌子の奏言に「我國家之王<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>者、恒以<sub>二</sub>天地社祿百八十神<sub>一</sub>、春夏秋冬祭拜<sub>二</sub>爲<sub>レ</sub>事<sub>一</sub>」といふところの「國家」は天皇の意味に解せねばならぬ。然るに博士が「國家民」を公民と爲し、「國家所有公民を國家に直屬する國家直轄の人民と説きながら、「天子之百姓」と稱せられた車持部の公民たることを認めず、「車持君の私民ではなく、天皇が神社に寄せられた、元來天皇直轄の人民であると云ふ意味を示したに過ぎない」といはれてゐるのは、私の了解に苦しむところである。天皇直轄の人民であるならばこれを公民と認むるのが至當でなからうかと思ふ。なほ履中天皇紀の文は、天

皇の神崇を治め給はず、皇妃を亡へることを悔み給へるとき、「或者曰、車持君行<sub>二</sub>於筑紫國<sub>一</sub>、而悉校<sub>二</sub>車持部<sub>一</sub>、兼<sub>二</sub>取<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>神者<sub>一</sub>、必是罪矣、天皇則喚<sub>二</sub>車持君<sub>一</sub>、以推問之、本既實焉、因以數曰、爾雖<sub>二</sub>車持君<sub>一</sub>、縱檢<sub>二</sub>校天子之百姓<sub>一</sub>、罪一也、既分<sub>二</sub>寄于神祇<sub>一</sub>、車持部、兼奪取之、罪二也」とあつて、「天子之百姓」と稱した車持部は必ずしも神社に寄せられたものと見るを得ないのである。

記紀の公民と稱するものにつき、津田左右吉博士は日本上代史研究一七六頁以下に於て、公民が一般平民を指す語と定まつたのは大化以後のことであらうといひ、記紀の執筆者は大化以後の思想を以て大化以前のことにこれを用いたのであらうと解し、大化以前に公民に當るべき階級の存在したことを否定せられたやうであるが、坂本太郎博士は新著大化改新の研究一三三頁以下に於て、津田博士の説に對し、これを實際の階級に比定すべきでなく、抽象的な觀念として使用せられたものと見る點に對し、天下の人民は公民でなければならぬとする思想は、國土王有の思想と同じく大化以前既に起り、當時の爲政者の理想的用語として國民の全體を指して公民と稱するやうになつたのであらうといはるゝ。併し、博士はまた同書一三一頁に於て、大化以前の人民を天皇に従ひまつる關係の直接間接によつて二類に分ち得るとし、その第一類直轄民の中に貴族、公民及び天皇の直屬の部民の三種を擧げ、第二類として私家所有の部民及び奴婢の二種を擧げてゐるから、公民といふ言葉は理想的の用語に過ぎないが、公民に當るべき人民の存在したことは認めてゐるのである。而

して「公民とは貴族と稱するには社會的地位低く、さりとて部の組織にも入つてゐない者である」といはるゝが、その理由としては「いかに身分の固定的な當時でも貴族における子孫の蔓延は遂には此の如き身分に墮したを生ぜしめたであらうし、又恭順たる國造、縣主に管治せられた人民は部民で無かつたに違ない」といふに止まり、特に論證するところがない。今右の一節について考ふるに、博士は通説に従つて氏姓階級を貴族と見られてゐるが、私はカバネを有するものをすべて貴族と稱するのは妥當でないと思つてゐる。勿論、カバネには上下の差等があり、その尊重された程度も時代によつて相違があつたわけであり、殊に冠位の制定せられてよりカバネの意義は一層輕くなつたであらうと思ふ。カバネを以て後の位階に准じて考へて見ても、眞に貴族といふべきものは五位以上で、位階があるからといつても初位八位のものまでも貴族と考ふることはできないのである。殊に位階は簡人に授けらるゝに對し、カバネは一族皆これを稱するのであるから、榮譽とする程度に於ても位階との間に大なる徑庭があつたわけである。前述する如く、大寶養老の戶籍を見れば、カバネを稱するものは殆ど何れの部落にも多數あるので、五十餘年前の大化時代に於てもカバネを有するものが悉く貴族として重ぜられてゐたとは考へられない。カバネを有するものがその姓を奪はるゝことは記紀にその例があり、無姓の民のあつたことも疑ふべからざることであるが、特殊の例を擧げて直ちに無姓公民の一階級の存在を主張するのはどうであらうか。單に五十餘年の後

なる故を以て大寶養老の戶籍の示すところを無視し、氏姓階級、部民階級以外に公民階級の存在を認むることは困難といはざるを得ない。また坂本博士の「恭順たる國造縣主に管治せられた人民は部民では無かつたに違ない」といはるゝことは、中田博士の國造稻置の管轄に屬する人民を以て公民とする説と一致するから、次に中田博士の説について管見を述べる。

中田博士は前記の「我古典の部及び縣に就て」といふ論文に於て公民の意義を説き、公民は品部即ち部民の國縣に雜居することを許されざるに反し、國縣に雜居する「國家所有」の人民を總稱したものであるといひ、公民が既に「國家所有」の人民、即ち國家に直屬する國家直轄の人民であるならば、地方行政官たる國造稻置の管轄に屬する一般平民であると解するのが最も自然な見解であらうといはるのである。博士が公民は國縣に雜居することを許され、品部は國縣に雜居することを許されなかつたといふ根據は、大化二年八月の詔の「始王之名々、臣連伴造國造、分其品部、別彼名々、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民」といふ一節である。併し、こゝには品部の交雜のために生ずる弊害を述ぶるに止まり、品部の國縣に雜居することを禁ずることや、新に公民としてその雜居を認むるやうな意味は全く見出されない。且つ「國縣」の二字も嚴密に行政區劃として見るならば、大



化二年正月國司郡司の制度を布かれた後であり、且つ同じ詔の後段に將に發遣せんとする國司に對して「國縣之名、來時將定」とあるから、「國」は國司の管轄する國であつて、國造の管轄の國ではなく、「縣」は郡とあるべき筈で、郡司の管轄區域である。従つて品部が國縣に住むことを許されないとすれば、國內に居ることの出来ないわけであるから、品部の國縣に住むことを許さないといふ理由は無い。故にこゝに問題となるのは諸氏の品部の交雜すること、詔はそのために父子、兄弟、夫婦の間に混亂を生ずることを宣べられたのである。今、正倉院文書に據つて地方聚落の状を見るに、養老五年の下總國の戶籍で、大島郷甲和里の郷戶房戶の戶主の氏名の明かなるもの六十一名の内、五十六名が孔玉部氏であり、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里の計帳に據るに、その戶主はすべて出雲臣の一族であり、同じく雲下里では二十戶の内、出雲臣の一族の戶主たるもの十七戶に及ぶが、これ等は一郷の住民が同一の氏族、同種の舊部民から成るもので、品部の交雜のなかつたところであるが、恐らく大化以前からかくの如き状態を繼續してをつたのであらう。また續日本紀寶龜三年四月の條に坂上劫田麻呂の奏言を載せて、「先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇（應神）天皇御世、率二十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡内者、檜前忌寸及十七縣人夫滿地而居、他姓者十而一二焉」といふやうな例もある。これに反して、大寶二年の戶籍で、美濃國栗栖田里、筑前國川邊里の如きは、その住民に一百姓の特に多いものがなく、前者に於ては戶主の氏名

の明かなるもの二十一名で九氏（或は十氏）に分れ、後者に於ては戶主の氏名の明かなるもの十八名で八氏に分れ、氏族品部の交雜せる一例と見るを得よう。

次に博士が公民を以て國造稻置の管轄に屬する一般平民であると解せらるゝのは、大化元年八月の詔に「國家所有公民」とあるところから公民を國家直轄の人民と爲し、國造稻置は地方行政官であるから、公民はその管轄に屬するものであるといふのである。併し、國造稻置の地方行政官たる性質、その管轄區域等については研究すべき餘地多く、單にその地方行政官たる概念によつて推論することは躊躇せざるを得ない。すべての公民が果して國造稻置の管轄に屬してゐたであらうか。履中天皇紀の「天子之百姓」たる車持部は、必ずしも國造稻置の管轄下にあつたものとは考へられず、貢租は公民の國家に對する重要な義務であり、その徵收進納は國造稻置の主要なる職務であらうが、大化元年九月の詔に「及進調賦一時其臣連伴造等先收斂、然後分進」とあれば、臣連伴造等も調賦の徵收進納に與かつてゐたのである。これ等の調賦を納むるものは、國造稻置の管轄下の人民とは見られないから、やはり臣、連、伴造に隸屬する人民、即ち部民と解すべきでなからうかと思ふ。それならば臣連伴造に屬してゐても、國家に對して一定の貢租課役に服するものを同じく「國家所有民」と解するを否定すべき理由なく、「國家所有民」は必ずしも國造稻置の管轄に屬する人民と見るを要しないのである。

次いで國造稻置の性質に就いて考ふるに、北史に「有<sup>(國造)</sup>軍尼一百二十人、猶<sup>(國造)</sup>中國牧宰、八十戶置<sup>(國造)</sup>一伊尼翼、<sup>(國造)</sup>如<sup>(國造)</sup>今里長也、十伊尼翼屬<sup>(國造)</sup>一軍尼」と見えてゐる。舊事本紀の國造本紀に列擧する國造の總計は百三十五で、その中には多少整理すべきものがあるから、その數は北史、舊事紀、共に略一致するものと見るを得べく、國造の總數は百二十三人あつたものと考へられる。また北史に據れば、稻置は八十戸の民を管し、國造はその十倍の八百戸を管するが、令制は五十戸を以て一里、即ち後の一郷とするから、一國造の管轄區域は後の十六郷の地に當り、國造の總數を百三十人と見て、その管轄區域は總計二千八十郷となるわけである。然るに延曆承和間の作とせらるゝ律書殘篇には我國の郷數を四千十二とするから、國造の管轄區域はその半に達するに過ぎない。更に考ふるに、令制の五十戸を以て一里とするのは、養老五年の下總國大嶋郷の戶籍に就いて見るに、郷戸を以て編制することをいふのである。併し郷戸は法律上の戸であつて、事實上の戸を考ふる時には郷戸の中の房戸について考へなければならぬ。大嶋郷は甲和、仲村、嶋俣の三里より成り、大嶋郷は郷戸五十と稱するが、實は甲和仲村の兩里は各四十四戸、嶋俣里は四十二戸で、總計百三十戸となつてゐる。これ里に於ては房戸をも一戸として數へたからであらう。郷戸は令制によつて定まつたものとすれば、國造の管する八百戸は房戸によつていつたものとせなければならぬ。即ち大嶋郷の例によつて三里百三十戸とすれば、國造の管する八百戸の地は一八・四里で、百三十人の國造の

管轄區域は二千三百九十二里である。然るに律書殘篇の里數は郷數の三倍の一萬二千三十六であるから、國造の管轄區域はその五分の一にも足りないといふことになる。もとより奈良時代の制度、平安時代初期の史料によつて大化以前を推論するのであるから、これ等の數字も到底正確を期するを得ないが、これによつて見れば、國造の管轄區域は如何に多く見積つても郡郷の半を越えず、或は五分の一乃至四分の一であらうとさへ思はるので、その他は臣連等の勢力範圍に歸するわけである。

また國造稻置は地方豪族を擇んで任じたもので、成務天皇紀に「國郡立長、縣邑置首、取<sup>(國造)</sup>當國之幹了者、任<sup>(國造)</sup>其國郡之首長」とあるのはそのためである。故に彼等は國造稻置とされないでも、もとよりその地方に勢力を有してゐたもので、國造といふ言葉も、朝廷の官職としてでなく、單に地方豪族として用ひた例もある。日本武尊を野に誘ひまゐらせ火を放つて害し奉らんとした地方豪族を書紀には賊と爲し、「其處賊陽從之」とか「悉焚<sup>(國造)</sup>其賊衆而滅之」とかいつてゐるが、古事記にはこれを國造と爲し、「其國造詐白」とか「皆切<sup>(國造)</sup>滅其國造等、即著<sup>(國造)</sup>火燒」とかいつてゐる。それ故、國造の管轄區域には國造箇人としての勢力が多分に行はれ、國造の一族がその地方に蕃衍したのみならず、大化元年九月の詔に「其臣連等伴造國造各置<sup>(國造)</sup>己民、恣情驅使」と見える「己民」、同二年正月の詔に「別臣連伴造國造村首所有部曲之民」を罷めよと宣せられた「部曲之民」、共に國

造にもとより隸屬してゐた人民である。また日本書紀に天津彦根命を凡川内直の祖とし、古事記に天津日子根命を凡川内國造の祖とし、凡川内氏は直を以てその國造となつてゐたのである。安閑天皇紀の大河内直味張もまた凡河内國造であつたのであらうが、大伴大連に對して「每郡以鏝丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絶」を誓ひ、その罪を謝して命請ひをした。即ちその鏝丁は國造たる大河内直の私民でなければならぬ。同じく天皇の元年、笠原直使主は同族小杵と争ひ、朝廷の裁斷によつて武藏國造となつたので、天皇のために横濤、橋花、多氷、倉樺、四ヶ處の屯倉を置き奉つたが、横濤は後の横見郡、橋花は後の橋樹郡、多氷は多末の誤なるべく、後の多摩郡、倉樺また倉樹の誤なるべく、後の久良（岐）郡の地と思はるゝから、武藏國造は少くともこれ等の四郡に私領を有してゐたのである。隨つてまた國造はこれ等の四郡に於て、その土地を耕すべき私民を有したわけである。國造を純然たる地方行政官としても、これ等の人民は國造の私民であるから、たとひその管轄區域に住んでゐても、所謂「國家所有民」即ち公民と見做すことはできないのである。

これ等の地方に於ては、族長が各一族及び私民を率ゐてその地方の秩序を維持し、朝命を奉じて公務に服してゐたのであるから、その點に於ては國造と臣連その他の族長との間に著しい差異はなかつた筈で、國造が地方行政官として行ふところは、また臣連等の族長が一族私民に對して行ふところであつた。故に國造の地方行政官たる性質はその一族私民以外の人民に對して行ふところに表は

れ、管轄區域の人民が悉くその一族私民であるならば、國造は要するに地方豪族たるに止まり、朝廷はその任命によつて彼等に官を授け朝命を奉せしめんとするに過ぎなかつたのである。成務天皇の時に國造稻置を置いた目的も、書紀の傳ふところでは専ら地方の秩序の維持に在りしものゝ如く、その詔に「黎元蠢爾、不悛野心、是國郡無君長、縣邑無首渠者焉」と見え、國造稻置を諸國に置いたために「是以百姓安居、天下無事焉」といつてゐる。然らば國造の一族私民以外で、如何なる人民が國造の管轄に服したのであらうかが問題となるが、氏族の勢力が盛で、所屬の部民を率ゐて一地方に占住するものは、國造の管轄以外にあつたものと思はねばならぬ。併しながらカバネを稱するものといへども、上古の末期に於ては、前述の如く必ずしも勢力盛なる貴族と見做されず、地方に在るものゝ中には國造に劣るものが少くなかつたのであらうから、これ等の氏族階級の國造の管轄に入ること考へられぬことではない。併しながら記紀その他の史籍にその徵證を得ないからこれを保留するとしよう。また私の舊稿にも論じたやうに、一氏族に屬する部民は必ずしも同一種のものではなく、その間に實力による離合集散が行はれたが、殊に大化二年八月の詔に據れば、奴婢といへども「欺主貧困、自託勢家求活、勢家仍強留買、不送木主者多」といふから、部民の氏族に隸屬する關係も大化直前には益複雑になり、そのために部民が氏族の羈絆から脱

して國造の管轄に歸するものも少くはなかつたであらうと思ふ。即ち私の考ふるところでは、朝廷が初めて國造を置いた時には、國造自身の勢力範圍を認めて管轄區域としたもので、成務天皇紀の「令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里」といふ句は、必ずしも字句の意味の如く信ずるを得ない。寧ろその勢力範圍を整理して劃定せるものと見るべく、古事記の「定賜大國小國之國造、亦定賜國々之堺及大縣小縣之縣主也」といふのが事實に近いであらうと思はれる。然るにその後皇威の發展に伴ひ、國造の地方行政官としての権力は漸次重きを加へ、その行政權は氏族の羈絆を脱した部民、或は微力なる氏族に及び、大化直前に於ては、國造はその管轄區域に廣大なる土地を有し、多數の私民を擁し、その地位を世襲としながらも、なほ地方行政官として、國司の監督の下にその事務を執るやうになつたのであらうと思ふ。

大寶二年美濃國味蜂間郡春部里の戶籍で、戶主の氏名の明かなるものは三十名であるが、その中十名は國造族で、他の二十名は春部、六人部、土師部、石部、石作部、都布江、春日、漢人を氏とするものであつた。味蜂間郡は安八郡で、續日本紀和銅元年三月庚申の條に「美濃國安八郡人國造千代」といふものは右春部里の戶籍に見ゆる國造の一族であらう。大化二年の詔によつて臣連伴造國造の部民が互に雜居してゐた地方のあつたことは前述したが、春部里の例によつて見れば、大化

以前に於て國造の一族がまた他の部民と同里に交雜して住んでをつたことが考へられようと思ふ。當時國造が管轄區域の政治を行ふには、その一族を率ゐて任に當つたものと考へねばならないが、かくの如く國造の一族が各種の部民と同里に雜居する場合、國造の行政權がこれ等の部民に及ばないならば、その管轄區域なるもの、存在は殆ど考へられないやうに思ふ。即ち中田博士の如く、國家所有公民を國造の管轄に屬する人民と解しても、部民は公民でないといふ理由は成立せざることになるであらう。

然らば公民とは如何なる人民を意味するのであらうか。その語の意義は唐以前の文獻について調べべきであるが、管見では見當らず、専門家の示教にも與かるを得ないから、直ちに我が文獻について考へることにする。古事記垂仁天皇の段に丹波道主王の女兒姫弟姫を公民と稱した例はあるが寧ろ特別の用例と見るべく、書紀には推古天皇十八年の條に「皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記」とあるを初見とする。私は舊稿に於て部の伴男と解すべき例あることを認めながら百八十部を部民と解したが、中田博士の高論によつて伴男と解すべきことを確め得たので、これを取消し、この一節を以て公民の國造以下の氏姓階級に對立する例とする。天平十九年勘錄の法隆寺緣起並流記資財帳に、推古天皇戊午年四月、聖德太子が法華勝鬘等の經を講ぜられたことを載せ、「諸王公主及臣連公民信受無不喜也」といふのも、公民を皇族及び

臣連に對立せしめた例である。然るに文武天皇元年八月御即位の詔の宣命に「皇子等、王等、百官人等天下公民」と見えるのをはじめ、階級制度の一變した奈良時代には公民を皇族及び百官人と對立せしむるのが慣例となつた。

また大化元年八月の詔に「國家所有公民」と見え、同二年八月の詔に「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、皆罷爲國家民」と見えるので、公民が國家の所有に屬し、私人の所有ならざるこゝとがわかる。而して公民を「國家所有民」と稱するのは、その國家に租税を納め、或は國家の課役を負擔するがため、天平十六年九月の勅に「諸國郡官人等不行法令、空置卷中、無畏憲章、擅求利潤、公民歲弊、私門日增、朕之股肱、豈合如此」とあるのは公民の性質を説明するものである。更に日本後紀弘仁二年閏十二月乙巳の條に紀嗣宗が「天下之人皆承父性、身爲公民、長貢調庸」といひ、同九年八月戊午の勅に「長門國部内不要驛家十一所、馬五十五匹、朝使無往還之要、公民有守飼之費」と見え、類聚國史 第百七と見える公民も、或は調庸を納め、或は驛戸として公務に就くものである。然るにその身分の上からいへば公戸と大差なかるべき神戸寺封の如きは、その調庸田租は直接國家の收入とならず社寺に納むるものであるから、これを公民と區別し、神祇令集解神戸條の穴説に「其神戸義倉、一混合公戸、貯官倉也」といひ、同じく古記に「神戸義倉、如公民義倉云耳」といつてゐる。また續日本紀神護景雲二年三月乙巳の條に「公戸百姓、時有霑恩、

寺神之封、未嘗被免、率土黎庶、苦樂不同、望請、一准公民、俱沐皇澤」といひ、類聚三代格、承和十一年十二月廿日の官符は鴨上下兩社の神戸をして社邊の河や原を禁護せしめ、「若致汚穢、永出神戸、以公戸民相替補入」といつてゐる。

次に公民は奈良時代以後官人階級に對立すると共に賤民夷俘等に對立し、官人階級と賤民夷俘との中間にあつた。延暦八年五月の太政官の奏言に「謹案令條、良賤通婚、明立禁制、而天下士女及冠蓋子弟等、或貪艶色而奸婢、或挾淫奔而通奴、遂使氏族之胤沒爲賤隸、公民之徒變作奴婢」といひ、また貞觀五年九月の官符に良賤間の婚姻につき「公民之輩求媚婚姻、忘贖彼族、奸作此賤」といひ、類聚三代格卷三、公民奴婢の對立は良賤の對立であつた。また公民は夷俘と對立し、日本後紀弘仁三年九月戊午の條に陸奥國遠田郡の人竹城公金弓等の言を載せ、「己等未脱田夷之姓、永貽子孫之耻、伏請改本姓爲公民、被停給祿、永奉課役」といひ、これ等の俘囚は公民たらんことを請うたのであるが、こゝでも公民たることは課役を奉ずることであつた。

また奈良時代には平民といふ言葉が屢公民と同じ意味に用ひられ、和銅元年七月、元明天皇の穗積親王等に賜はつた勅に「百官爲本、至于天下平民、垂拱開衿、長久平好」と見えるのもその一例である。故に平民の意義を通じて公民の意義を見ることができよう。平民も賤民に對立し、職員令、民部卿の職掌にかゝる家人奴婢につき義解に「既非平民、故別顯」といつてゐる。また後段

述ぶる如く、馬飼、雑戸は賤民ではないが、一般の人民から蔑視せられた一階級であり、天平十六年二月のその解放の勅に「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民」と見え、良人でも賤視せらるゝ馬飼雑戸は平民、即ち公民と考へられなかつた。また歸化人は公民たることを妨げず、續日本紀延暦四年六月乙丑の條、坂上荊田麻呂の上表に阿智王の奏請を引き、「其人民男女擧落隨使盡來、永爲公民、積年累代以至于今、今在諸國漢人亦是其後也」といひ、日本後紀延暦十八年十二月の條に、信濃國の人卦婁眞老等「己等先高麗人也、小治田、飛鳥二朝廷時節、歸化來朝、自爾以還、累世平民、未改本號」といつてゐるが、俘囚は平民でなく、同書弘仁四年二月乙巳の制に「損稼之年、土民俘囚、咸被其災、而賑給之日、不及俘囚、飢饉之苦、彼此應同、救急之恩、華蠻何限、自今以後、宜准平民預賑給例」と見え、類聚三代格貞觀十一年十二月五日の官符にまた「俘夷之性、本異平民」といつてゐる。而しても平民であつても、貫籍の地を去つて、他國に住み浮浪人となれば平民ではなかつた。同上弘仁二年八月の條に「諸國浮浪人、若遭水旱者、准平民免調庸」といつてゐる。

以上、奈良時代、平安時代初期の文獻について列擧した諸例によれば、當時公民又は平民と稱した階級は、大化以前については臣連伴造國造百八十伴男と對立し、大化以後に於ては諸官人と賤民、雑戸、夷俘、浮浪人等との中間にあつて、朝廷に租税を納め課役に服してゐた人民と解することが

できようと思ふ。更に奈良時代の租税課役の制度について公民と公民以外の階級とを比較すれば、官人、従つて位階を有するもの、並に雑戸、浪人、賤民、夷俘は皆一般の租税課役の一部を免除されてゐるものであり、これに反して公民にはその特典がなかつたから、國民一般の租税課役の義務に服するものを公民と見ることができよう。而して大化以前の部民の中には、屯倉を耕作する田部や、天皇皇族の御名を後世に傳ふるために編成された御名代の民の如く、直接朝廷に奉仕するものがあり、また前述の如く、諸氏に屬して調賦を國家に納むるものがあり、國造の管轄に屬する部民もまた同様であらう。中田博士は田部、御名代等の民を公の品部と爲し、これを諸氏に私屬の部民と別ち、公の品部は朝廷から氏氏の氏ノ上に委任してこれを管轄せしめたのであるが、就中伴造の官を有する氏ノ上に委ねることが通例であつたらうといはれてゐる。即ちこれ等の部民は諸氏に隸屬するといつても、その管轄に屬するといふにとゞまり、その私有の民ではなかつたのである。彼等はその部民たる地位に於て、上は臣連等の氏姓階級と對立し、下は賤民階級と對立し、同じく部民の中にあつても諸氏私屬の部民と對立し、而してまた彼等の國家のために納税勤勞の義務に服する點に於て、國家所有の民と稱することもできようと思ふ。即ち彼等を公民と解することができるのである。たゞ大化以前に於て果してこれを公民と稱したか、また記紀の執筆者が大化以後の思想によつて公民と書いたのかは容易に斷定するを得ない。何となれば、記紀共に奈良時代に成り、記

の公民は前述の如く特別の用例であり、紀の公民は僅に推古天皇紀と大化元年の詔に出づるだけで、推古天皇紀の國史の編纂が公民の本記にまで及ばんとしたか疑問とせざるを得ず、大化の詔の文は執筆者の潤飾するところ多く、必ずしも原形を傳へたものと思はれないから、この一例によつて大化以前に公民なるものゝ存したかどうかを決定するを得ない。たゞ當時果して公民と稱したかどうかは姑く措き、後の公民に當るものゝあつたことだけは認むべきであると思ふ。

以上論ずるところによつて、私は大化以前の公民なるものは、臣連伴造國造のいづれに屬するを問はず、その管轄の下に朝廷に奉仕し、調賦を納め課役に服する部民であると解するのであるが、もし果して然らば、大化二年正月の詔の「罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處處田庄」といふ「部曲之民」、同八月の詔の「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民」といふ「品部」は、諸氏私屬の部民と解せねばならぬ。「子代之民」は本來公民と解すべきであるが、皇族私屬の部民であるところからこゝに擧げられたのである。即ち大化改新はすべての部民を氏族から解放したのではなく、その公民と稱すべきものは、大化改新に先だち、氏族の私民でなくなつてゐたので、大化改新は彼等の管轄を臣連伴造國造から國司郡司に移したに過ぎないので、大化改新によつて解放されたものは諸氏私屬の部民であるといふことになる。

かくの如く大化二年正月の詔によつて皇族臣連以下諸氏私屬の部民は解放されて公民となつたのであるが、天智天皇三年に至り諸氏の民部家部を定めたことが見える。これ天武天皇四年の詔に「甲子年諸氏被給部曲」と見えるもので、所謂民部家部は部曲であるが、部曲は書紀の古訓にウジツヤツコと訓み、支那に於ても私民と解されてゐたことは故宮崎道三郎博士の部曲考に説くところである。その諸氏に給はつた部民は、曩に解放せらるべくして解放されなかつた私民を給はつたのであるか明かでないが、天武天皇の四年これを除めてより、私民としての部民は史上に全く跡を絶つやうになつた。

## 二 品部、雜戶

部民の氏族に對する隸屬關係は大化改新から天武天皇四年の詔に至つて全廢されたが、律令の制度は伴造、部民の古來傳ふるところの技術を用ふるため、伴造を伴部とし、部民を品部、雜戶として諸司に配屬せしめた。伴部は造兵司、典鑄司の雜工部、土工司の泥部、鍛冶司の鍛部の類で、賦役令集解の舍人史生條の朱説に「伴部、謂諸司友御造也」といひ、職員令集解の跡説に「雜工部、謂友造也、鍛冶司唯習此、自餘諸司伴部等皆直稱支造耳」(典鑄司)といひ、同じく古記、別記の説に「漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、伴造爲伴部」(漆部司)といひ、同じく穴説に「泥

部者、古言波都加此之友造」(土工司)といふところによつて、その古代の伴造の遺制であることがわかる。選叙令に據るに、伴部は式部の判補するところで、考課の法は八考を以て限とし、八考皆中ならば一階を進め、四考中にして四考上ならば二階を進め、八考共に上ならば三階を進めて叙することになつてゐる。伴部と品部、雑戸とは同じく諸司に配屬し、同種の勤務に服するのであるが、品部、雑戸には考課の法が無いことが一の差異となつてゐる。

品部といふ言葉は、書紀の大化二年八月の詔及び垂仁天皇三十九年の條の注記に見える。大化二年八月の詔は既述の如く、臣連以下の氏族所有の品部が國縣に交雜して一家の五分六割する弊害を述べ、これを國家の民と爲さんことを宣したものであり、注記は楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、玉造部等十種の品部を五十瓊敷皇子に賜はつたことである。こゝにいふ品部はいづれも氏族の私屬の部民と解せられよう。雑戸は書紀には見えないで、續日本紀大寶元年八月の條に、三田首五瀬が黄金冶成の功によつて正六位上を授けられ、封五十戸、田十町を賜ひ、「仍免雜戸之名」といふのが始で、次いで同三年五月、正七位上倉垣連子人等訴へて雑戸を免せられたことが同書に見える。雑戸に關する規定は大寶律令に出てゐるが、律令撰定の業を終つたのは大寶元年八月癸卯で、五瀬の叙位の丁未に先だつ僅に四日の事であり、而かもこれを施行したのは翌二年十月である。故に雑戸の稱は大寶律令の一般に施行せらるゝに先だち行はれたことは明かであり、或は遡つ

てその准據としたといふ淨御原朝廷の令即ち天武令にもその規定があつたのではないかと考へられる。

品部、雑戸の名稱、配屬の官司、勤務、特典等は職員令集解の古記、釋説、別記に見える。古記、釋説、別記、皆大寶令の注釋書である。行論の便宜のため、煩を厭はず、以下これを抄録することにする。先づ品部を列擧する。

圖書寮

紙戸 釋云、別記云、紙戸五十戸、山代國自十月至三月、毎戸役一丁、爲借品部、免調

雜徭也、古記、無別、

雅樂寮

樂戸 古記云、別記云、伎樂卅九戸、木登八戸、奈良笛吹九戸、右三色人等、倭國臨時召、但寮常爲學習耳、爲品部、取調免雜徭也、

造兵司

雜工戸 古記及釋云、別記云、略中 爪工十八戸、楯縫卅六戸、幄作十六戸、右三色人等、臨時召役、爲品部、取調免雜徭、

鼓吹司

二品部、雜戸



鼓吹戸 古記及釋云、別記云、大角吹并二百十八戸、右每戸召、自九月至二月、習、爲品部、免調役也、

主船司

船守戸 古記及釋云、別記云、船守戸百戸、津國以十戸一番役、爲品部、免調役、○養老令には船守戸を船戸と改む。

主鷹司

鷹養戸 古記及釋云、別記云、鷹養戸十七戸、倭河内津、右經年每丁役、爲品部、免調役、○養老令は鷹養戸を鷹戸と改む。

大藏省

百濟戸 狛戸 古記及釋云、別記云、忍海戸狛人五戸、竹志戸狛人七戸、合十二戸、役日無限、但年料牛皮廿張以下令作、村村狛人三十戸、宮郡狛人十四戸、大狛染六戸、右五色人等爲品部、免調役也、紀伊國在狛人百濟人并卅人戸、年料牛皮十張、鹿皮麿皮令作、但取調庸免雜徭、○中 飛鳥沓縫十二戸、吳床作二戸、蓋縫十一戸、大笠縫卅三戸、横作七十二戸、右六色人等臨時召役、爲品部、取調庸免雜徭、

漆部司

漆部 古記及釋云、別記云、漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、伴造爲伴部、漆部爲品部、漆部十戸、經年每戸役、免調役也、泥障二戸、革張一戸、右二色人等臨時召役、爲品部、取調免徭役、限外漆部五人、泥障八戸、革張三戸、右三色人等爲品部、取調免徭役、但漆部伴造並得考、

織部司

染戸 古記云、別記云、錦綾織百十戸、年料一人錦一疋、綾一疋令織、但貴錦一疋令織、錦機卅四枚、爲品部、取調免徭役、吳服部七戸、年料每戸小綾二疋令織、爲品部、取調免徭役、緋染七十戸、役日無限、染繩無疋、爲品部、取調免徭役、藍染卅三戸、倭國廿九戸、近江國四戸、手 二戸出女三人役、餘戸、每丁令採薪、爲品部、免調役、以上釋無別

大膳職

雜供戸 釋云、別記云、鶴飼卅七戸江、人八十七戸、網引百五十戸、右三色人等、經年每丁役、爲品部、免調雜徭、未醬廿戸、一番役十丁、爲品部、免雜徭、每年以下古記無別、

大炊寮

大炊戸 古記及釋云、別記云、大炊戸廿五戸、津國客饗、爲品部、免雜徭、戸止五戸定、餘皆止、○大炊戸は養老令には廢せられた。

典藥寮

藥戶 乳戶 古記及釋云、別記云、藥戶七十五戶、經年一番役卅七丁、乳戶五十戶、經年一番役十丁、右二色人等、爲品部、免調雜徭、

造酒戶

酒戶 古記及釋云、別記云、酒戶百八十五戶、倭國九十戶、川内國七十戶、合定百六十戶、一番役八十丁、爲品部、免調雜徭、但津國廿五戶、今定十戶、客饗時役也、

園池司

園戶 古記及釋云、別記云、園三百戶、經年一番役百五十戶、爲品部、免調雜徭、

土工司

泥戶 古記及釋云、別記云、泥戶五十一戶、一番役廿五丁、爲品部、免調徭役也、

氷水司

氷戶 古記及釋云、別記云、氷戶百卅四戶、自九月至二月、每丁役、自三月至八月、一番役卅丁、爲品部、免調雜徭、

次に雜戶を列擧する。

造兵司

雜工戶 古記及釋云、別記云、鍛戶二百十七戶、甲作六十二戶、鞞作五十八戶、弓削三十二戶、矢作廿二戶、鞞張廿四戶、羽結廿戶、棒刊卅戶、右八色人等自十月至三月、每戶役一丁、爲雜戶、免調役也、

大藏省

百濟手部 百濟戶 古記及釋云、別記云、○中略百濟手部十戶、左京八戶、右京二戶、一番役五人、月料履一人十六兩令縫、爲雜戶、免調役也、百濟戶十一戶、臨時免役、爲雜戶、免調役、

鍛冶司

鍛戶 古記及釋云、別記云、鍛戶三百卅八戶、自十月至三月、每戶役丁、爲雜戶、免調徭、

宮陶司

宮戶 古記及釋云、別記云、宮戶百九十七戶、年料一丁、長二尺、廣一尺八寸、深四寸、若干具、長一尺六寸、廣一尺四寸、深三寸、二具、爲雜戶、免調役、

左(右)馬寮

馬甘 古記及釋云、別記云、左馬寮(馬説カ)飼造戶二百卅六戶、馬甘三百二戶、右馬寮馬甘造戶二百

卅戸、馬廿二百六十戸、右馬造戸等仕寮者、爲<sub>二</sub>伴部<sub>一</sub>、免<sub>二</sub>調雜徭<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>仕者取<sub>レ</sub>調、其馬廿爲<sub>二</sub>雜戸<sub>一</sub>、免<sub>二</sub>調雜徭<sub>一</sub>、

馬廿は馬飼である、養老令にはこれを飼丁と改む。續日本紀和銅六年五月甲戌の條、「物部亂等二十六人、庚午以來並貫<sub>二</sub>良人<sub>一</sub>、○中略故皇子命宮檢<sub>二</sub>括飼丁<sub>一</sub>之使、誤認<sub>二</sub>亂等<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>飼丁<sub>一</sub>焉、於<sub>レ</sub>理斟酌、何足<sub>二</sub>憑據<sub>一</sub>、請從<sub>二</sub>良色<sub>一</sub>」と見え、養老の改正に先だち飼丁の稱は行はれてゐたのである。

以上列擧するところに據るに、品部、雜戸は特殊の物品の製作に當り、或は特殊の勤務に服するもので、朝廷は畿内近國に於て各その戸數を定めてこれを諸司に配屬せしめ、調、徭、或は調徭共に免じて、毎年一定期間これを朝廷に徵集して、朝廷の用度とすべき諸種の物品を製作せしめ、或は特に定むる勤務に服せしめ、又は家にあつて所定の物品を製作して納入せしめたのである。

律令の良賤の別に從へば、品部、雜戸は共に良に屬する。殊に品部は賦役令集解舍人史生條の朱説に「品部、謂取<sub>二</sub>良人<sub>一</sub>配<sub>二</sub>隸諸司<sub>一</sub>雜色也」といひ、その良人たることを明かにし、同じく水旱條の釋説に課役の意義を説いて、「課、謂調及副物田租之類、役、謂庸及雜徭品部之類」といひ、品部を以て庸、雜徭の如く力役の一種と見做してゐる。雜戸は集解の諸説に賤に屬する陵戸と並び稱せられ、賤に類するやうであるが、戸令當色婚條に擧ぐる賤民は陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴

婢の五種に限り、雜戸に及ばざるのみならず、良人と雜戸、陵戸との婚を聽すべきや否やにつきて、法家の説くところは一致して、良人と雜戸との婚姻を認め、良人と陵戸との婚姻を聽さないのである。朱説には、雜戸は良人との婚姻を聽さるゝの故を以てその陵戸との婚姻は聽さざることを主張してゐる。また賦役令には一位以下及び百姓、雜色人に義倉の粟を出さしむべきことを定めてあるが、雜色人といふのは品部、雜戸で、陵戸以下の賤民に及ばざることは、これまた法家の一致する解釋である。

かくの如く品部、雜戸の良人たることは明かであるが、それにも拘らず集解に引用する法家の間には品部、雜戸を以て賤民に類するものと考へてゐた。例へば、軍防令の規定に據れば、賤民は兵士となるを得ず、良を詐つて軍に入り、後にその事がわかれば本色に還し入るゝのであるが、職員令集解左馬寮の條の古記、釋、別記に「以前、雜戸品部戸莫<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>」といひ、義解にも「雜戸陵戸、品部之類亦同也」といひ、雜戸、品部は陵戸以下の賤民と同じくこれを聽されなかつたのである。また賦役令は品部、雜戸共に課役を免ずることを定め、戸令には戸内課口あるものを課戸と爲し、課口なきものを不課戸と爲したが、その集解には、穴説に馬(廿)戸、鍛冶戸等の雜戸は直に馬戸、鍛冶戸と注して課不を注すべからざることを載せ、私案に乳戸、紙戸等品部の類もこれに從ひ、乳戸、紙戸と注して課不を注せず、陵戸亦同じといひ、更に雜戸以下良人に准じて課不を注

し、但官戸は注せざるのみといふ今説を擧げてゐる。故に品部、雑戸は良人ではあるが、その地位、實は良賤の間にありといふべく、従つて公民、百姓と呼ばれた一般の人民と區別せられてゐた。續日本紀、養老五年七月、放鷹司の官人、大膳職の長上等を廢するにつき、その役するところの品部は公戸に同じうせよといひ、翌六年三月、伊賀國金作部東人等七十一戸の雑戸の號を除き、並に公戸に従はしむることが見え、品部、雑戸はその籍を脱してはじめて公戸となり公民となることのできたのである。故に前に引いた續日本紀和銅六年五月甲戌の條の物部亂等がもと良人たることを説き、雑戸たる飼丁の籍を脱して良色に従はんことを請ふといつた「良色」は公民の意義に解すべきである。

令制の品部や雑戸の種類は、別記によつて抄録した前述のもの以外には出でないが、續日本紀には別記に見えない品部が散見する。例へば養老四年六月、河内手人刀子作廣麻呂に改めて下村主の姓を賜はり、雑戸の號を免じ、同年十二月、また朝妻金作大歳、同族河麻呂二人、并に男女雑戸の籍を除いて、大歳に池上君の姓、河麻呂に河合君の姓を賜はり、更に天平勝寶四年二月己巳の條には京畿諸國の鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、棹削、鞍作、輅張等の雑戸と見えてゐる。その刀子作、金作、鐵工、銅工、鞍作は養老令にも別記にも見えない雑戸である。また天平神護元年閏十月、河内國の御服の絹を織る戸、造餅戸を停め、延暦元年六月、雜色の長上五十四人を解却して

餅戸、散樂戸を廢したことが續日本紀に見えるが、河内國の御服を織る戸といふのは別記の河内國廣組織人等三百五十戸と稱するものに當るとするも、(造)餅戸、散樂戸は別記の中に見えない。併しながら集解によつて見れば、令の樂戸には伎樂、木登、奈良笛吹、三種の品部があり、雜工戸には鍛戸、甲作、鞞作、弓削、矢作、輅張、羽結、棹削八種の雑戸があることを思へば、刀子作、金作、鐵工、銅工、鞍作は雜工戸或は鍛戸の一種であり、同じく造餅戸は雜供戸の、散樂戸は樂戸の、一種の品部又は雑戸と見做すことができようと思ふ。また宮内省被官の内染司は供御の雜染の類を管理するところであるが、令制では染師二人、使部六人、直丁一人これに屬することになつてをり、古記、釋説は官奴婢を以て驅使丁に充つることを説いてゐるが、品部のこれに屬することは全く見えないのである。然るに正倉院文書には、天平十七年四月十七日附で、直丁一人、廝丁一人、品部二人の五月分の食料を請ふところの内染司解があり、内染司にも品部、恐らくは染戸なるものが若干配屬してゐることが考へられる。更に諸司に屬する品部、雑戸にも増減のことあるべく、造兵司の鼓吹戸は大角吹二百十八戸、主鷹司の鷹養戸十七戸であるが、神龜三年八月、鼓吹戸は三百戸、鷹戸は十戸に改定したのはその一例である。また典藥寮の乳戸五十戸あることは別記に見え、別記には他の品部の諸例と異なり、その國を擧げてゐない。然るに續日本紀に和銅六年五月「始令山背國點乳牛戸五十戸」といふ。その乳牛戸五十戸は或は別記の乳戸五十戸以外のもの

であらうと考へられる。要するに、集解の別記等に見える品部雑戸はそのすべてを盡くしたものではなく、またその官司に属する數も別記の數と必ずしも一定しなかつたのである。

次にその分布の地域について見るに、別記の品部、雑戸は畿内及び近江、紀伊の兩國に限られてゐるが、品部は姑く措き、雑戸はこれ等の國々以外にも住んでゐたのである。即ち美濃國山縣郡三井田里大寶二年戸籍は同里の戸口を擧げて「正丁壹佰伍拾參之中兵士參拾貳、遺壹佰貳拾壹、鍛壹といひ、鍛戸一口の同里に住んでゐたことを示す。また養老六年三月雑戸の號を除いて公戸とした七十一戸の中には、伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等の諸國に住んでゐたものがあるのである。即ち品部雑戸は京に出でて公務に就く關係から、畿内近國を多く出でないわけであるが、これ等の國々について考へて見ても、その範圍は大和を中心として、北は丹波、南は紀伊、東は美濃、西は播磨の諸國に及んだのである。併し雑戸の官司に於ける作業を一家の業とするものは、これ等の畿内近國以外にも居つたではなからうかと思ふ。肥前風土記は三根郡漢部郷について、昔、來目の皇子（用明天皇の御子）が新羅を征伐せんとして忍海漢人を率ゐ來つてこの地に居らしめ、兵器を造らしめたので、これを漢部郷と稱したといふことを傳へる。忍海は大和忍海郡の地で、忍海戸狛人五戸は狛戸として大藏省に属した雑戸である。忍海漢人は神功皇后紀に據るに、葛城襲津彦が新羅の草羅城を陥れて歸朝した時に、伴ひ還つた捕虜の子孫であるといふ。而して養老六年三月、公

戸とした七十一戸の雑戸の中にも、伊勢國に忍海漢人安得、近江國に忍海部平太須、播磨國に忍海漢人麻呂がある。肥前の忍海漢人も畿内近國の忍海漢人と同じく、果して雑戸として官司に配屬してゐたものであるかどうか明かでないが、その性質上、これ等の雑戸と同種に屬し、恐らく官司に配屬せず、地方にやつて兵器を造つてゐたのであらうと思ふ。

いふまでもなく、我が律令の規定は唐の制度に據るところが多い。品部、雑戸の制度も、前述の如く當時の我が國情のこれが必要としたことは明かであるが、また唐の賤民制度を參酌してこれを定めたことも争はれない。今主として玉井是博氏の「唐の賤民制度とその由來」といふ論文京城帝國大學法文學會編、朝鮮支那文化の研究所載に據りこれを述べれば、唐の賤民は官に隸屬するものと私家に隸屬するものとあり、前者には官奴婢、官戸、雑戸、工業、太常音聲人の別がある。官奴婢は我が公奴婢に當り、反逆の罪によつて没官された男女及びその奴婢で、唐六典卷六、尙書省刑部都官の條に「凡初配没、有伎藝者、從其能而配諸司、婦人工巧者、入于掖庭、其餘無能、咸隸司農」といひ、同書卷十、九、司農寺鈎盾署の條に「凡孳生鵝鴨雞彘之屬、皆令官奴婢爲課養之」といひ、官奴婢の中、特殊の技藝あるものはその能に従つて諸司に配し、その技藝なきものの中には司農寺に隸し、鵝鴨雞彘の飼養を課せらるゝものがあつたのである。官戸は我が令に於ても賤民の一種の名稱で、唐ではまた番戸と稱し、官奴婢と同じく罪人の官に配没されて諸司に隸屬するもので、唐律疏議卷三（名

例)に「官戸者、亦謂前代以來配隸相生、或有今朝配沒、州縣無貫、唯屬本司」といふ。而して官奴婢の長役なるに對し、官戸は番役で、一年三回、一ヶ月づつ勞役に就くだけである。雜戸は同書同卷に「雜戸者、謂前代以來配隸諸司、職掌課役不同百姓、依令、老免進丁受田、依百姓例、各於本司上下」といひ、同書卷十二(戸婚)にまた「雜戸者、前代犯罪沒官、散配諸司驅使、亦附州縣戸貫、賦役不同白丁」といひ、その勤務は官戸と同じく番役で、官戸よりもやゝ軽く、一番一ヶ月で、二年に五回役に就くのである。而して我が雜戸が良なるに反し、唐の雜戸は賤に屬し、唐律(戸婚)は雜戸の良人と婚を爲すを得ざらしめ、違ふものは杖一百に處し、また百姓の雜戸の男女を養つて子孫とするを禁じ、男を養ふものは徒一年半、女を養ふものは杖一百の刑に處した。我國の律は殘闕が多く、その規定を詳にするを得ないが、もとより雜戸と良人と婚姻に關する規定が無かつたものと見え、これを聽すべきや否やについて、戸令集解當色婚の條下に學者の間を設けて説明するものがあり、これを聽することも畢竟學者の解釋によつて決定してゐたわけである。また唐律の良人の雜戸の男女を養つて子孫とするを禁ずる規定が我が律にあつたかどうかは明かでないが、雜戸が良人を子孫とすれば徒一年半に處するといふことは戸婚律の逸文によつて知られてゐる。それで雜戸が良人と婚姻することは聽さるゝが、良人を養子とすることは聽されないといふことになるのである。この點について瀧川政次郎氏はその著日本社會史に於て

右戸婚律の條文は、我が律令の編纂者が我が雜戸の良たることを忘却して、これを賤とする唐律の規定をそのまま繼承して設けた規定であるといはれる。工樂は工戸、樂戸の略で、官戸又は官奴婢の中から選り充て、工は少府監に屬し、樂は太常寺に屬した。少府監は百工技巧の政令を掌り、中尙、左尙、右尙、織染、掌冶五署の官屬を總べ、天子の服御をはじめ、朝廷に要する工藝品を製作する官衙である。即ち中尙署は郊祀の圭璧、及び歲時の乘輿器玩、中宮の服飾等を供へ、左尙署は天子の車輿華蓋等を供へ、右尙署は天子の鞍轡その他を供へ、織染署は天子皇太子及び羣臣の冠冕を供へ、掌冶署は銅鐵器物を鍛鑄することを掌り、工戸はこれ等各署に分屬してその業に従つたのである。太常寺は禮樂郊廟社稷の事を掌り、郊社、太廟、諸陵、太樂、鼓吹、太醫、太卜、廩犧の八署を統べ、その政令を行つた。樂戸の隸屬したのは太樂署と鼓吹署で、太樂署は祭祀饗燕に供する樂を掌り、鼓吹署は鹵簿の儀に備ふる樂を掌るところである。太常音樂人は太常寺に屬する樂人で、賤民ではあるが、その地位最も高く、良人と婚姻することができ、良人と異なるところは百姓賦役の法に従はず、太常寺に分番勤務するだけで、戸籍その他全く良人と同様であつた。

さて唐制官屬の賤民にはかくの如く五種の別があるが、その中で官奴婢は最も卑しく、官戸、雜戸これに次ぎ、唐六典卷六、刑部都官の條に「凡反逆相坐、沒其家爲官奴婢、一免爲番戸(官戸)、再免爲雜戸、三免爲良人、皆因赦宥所及則免之」といつてゐる。雜戸と工樂及び太常音

聲人については、名例律にこの三者を一括して條文を立て、その刑罰を定め、疏議にこれを解して、「工樂者、工屬少府、樂屬太常、並不貫州縣、雜戶者、散屬諸司上下、前已釋訖、太常音聲人、謂在太常作樂者、元與工樂不殊、俱是配隸之色、不屬州縣、唯屬太常、義寧<sup>○附末</sup>の年號以來、得於州縣附貫、依舊太常上下、別名太常音聲人」といつてゐる。而して太常音聲人は良人との婚姻を聽され、前述の如く賤民の中でその地位最も高く、雜戶は太常音聲人と同じく州縣に貫し、工樂は官戶と同じく州縣に貫せず、玉井氏は工樂を以て雜戶と官戶との間に位するものとしてゐる。而して前述六典刑部都官の條、雜律の良賤間の姦に關する規定等に見る如く、一般に官屬の賤民を擧ぐる時には、官奴婢、官戶、雜戶を擧げて工、樂、太常音聲人に及ばなかつたのである。

我が品部雜戶の制が唐の賤民制度殊に工樂雜戶の制に據つて定められたことは、上述するところによりこれを比較對照すれば明瞭であるが、その最も著しい相違は唐の工樂雜戶が賤民なるに反し、我國の品部雜戶が良人であることである。唐の工樂雜戶が賤民であるのは、その前朝或は今朝、即ち唐代或は唐代以前犯罪によつて官に配没せられたもの、子孫であることから考ふれば疑ふべき理由もないが、我國の品部雜戶は、公民と同じくもと部民でありながら、特殊の技能のあるために彼等と異なる課役に服し、良人であるに拘らず、公民（百姓）と區別して雜色人と稱せられたのである。

もつとも品部と雜戶とは常に連稱せらるゝが、その身分は必ずしも同一ではない。戶令當色婚の條に於て集解の諸家の論議に上つたのは専ら雜戶と良人との婚姻で、品部と良人との婚姻は問題にならなかつた。戶籍を造る時にも、一般の人民の戶籍は三通作成して、二通は太政官に送り、一通は國に留め置くのであるが、雜戶籍は陵戶籍と同じく更に一通を寫して所屬の官司に送る規定になつてゐる。然るに品部についてはその規定がなく、集解、義解、共に論及するところがない。また國史について見るに、雜戶が雜戶たる理由なきことを具してその除籍を朝廷に申請し、或は朝廷から特旨を以て雜戶の籍を除かるゝことはあるが、品部が賤視せらるゝを厭ひ、雜戶の如く改姓を申請したやうな例は全く見當らない。併しながら、法制上には、前述の如く、品部といへども雜色人として公民と區別せらるゝ點に於て雜戶と同じく賤視せられてゐたわけである。

品部雜戶がかくの如く賤視せられ、公民とされなかつたのは何故であらうか。言換へれば、律令の編纂者は、我國の品部雜戶と唐の工樂雜戶との性質の相違を認め、品部雜戶を良人としながら、一面に於て工樂雜戶の制を擬し、公民と賤民との間にこれを置くに至つたのは何故であらうか。その點について特に考へて見たいと思ふ。

品部雜戶の職とするものの中には律令制定以前から我國に於て卑賤の職としてゐたものもあつたやうである。雅樂寮に屬する樂戶は、別記に伎樂、木登、奈良笛吹の三種五十六戶の品部を擧げて

あるが、集解に引くところの大屬尾張淨足の説に據れば、雅樂寮には唐樂以下の外國樂の外に久米舞、五節舞、筑紫舞等、我國固有の歌舞をも傳へてゐたのである。然るに神代紀に火闌降命が御弟の彦火々出見尊と海幸山幸を交換せんとして、御弟の尊を苦しめんとしたるに失敗して、その罪を謝するに「從今以後、吾將爲汝俳優之民、請施恩活」といひ、犢鼻褌を着け、赭を掌や顔に塗り、海中に溺れ苦しむ狀を爲し、「初潮濱、足時則爲足占、至膝時則舉足、至股時則走廻、至腰時則抱腰、至腋時則置手於胸、至頸時則舉手飄掌」踊り狂つたといふのである。雅樂寮で固有の舞を傳ふるとしても、この種俳優の民の所作があつたかどうかは明かでないが、これによつて或種の舞踊を業とするものを賤視する慣習が上古にあつたことは想像せられようと思ふ。また奈良時代には諸大寺の賤民の間に舞樂を善くするものがあつて、これ等の諸大寺に行幸のあつた場合、その伎を天覽に供して歡感に預つた例も續日本紀に散見する。次に左右馬寮に屬する馬飼が雜戸になつてゐるが、神功皇后が新羅を征せられたとき、新羅王は我が軍容に懼れを成して降り、「從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船舵、而春秋獻馬梳及馬鞭」といつた。即ち馬飼は罪に服するもの、業とするところと考へられてゐたのである。また鳥を飼養するものを鳥養部といひ、犬を飼養するものを犬養部といつたが、鳥養部については、雄略天皇の十一年、鳥官がその管理する鳥が犬に噛み殺されたため、面に黥して鳥養部とせられ、これを非議した信濃、武藏の直丁も同じ

じく鳥養部とされたことが書紀に見え、犬養部については、安閑天皇の二年に國々に犬養部を置いたことが書紀に見えるが、續日本紀靈龜二年八月癸亥の條に、備中國淺口郡の犬養部鷹手といふものが往日飛鳥寺の燒鹽戸に配せられ、誤つて賤例に入るといふことが見えてゐる。これに據れば、鳥養部、犬養部も馬飼と同じく賤視せらるゝ慣習があり、刑餘の人がこれに編入さるゝ例もあつたこととなる。主鷹司の鷹戸の品部たることもかくの如き理由から説明さるゝであらうと思ふ。

次に品部雜戸の職とするものを子細に検討すれば、支那朝鮮の文化、又その歸化人と密接なる關係のあるものが多く、その中には、大化以前、蕃別の氏族が品部雜戸と同種の部民を率ゐて朝廷に仕へてゐたのではなからうかと思はるゝものがあり、また品部雜戸の製品は宮廷又は官司の需要に供するもので、民間需要の同種の製品に比較すれば特に精巧なることを必要とし、隨つてこれを製作する彼等は大陸の特殊の技術を傳へるものと考へらるゝ。今、前に擧げた順序によつて各品部雜戸についてこれを検討して見ようと思ふ。

(一) 紙戸 紙は後漢の蔡倫が始めて造るといひ、製紙の法は支那から直接或は朝鮮半島を経て我國に傳はつたのであらうが、殊に推古天皇の十八年高麗王の貢上によつて來朝した僧曇徴は能く彩色及び紙墨を作るといはれた。紙戸はその技術を傳へたものではなからうか。

(二) 百濟戸部、百濟戸 その百濟から歸化したものであることは勿論である。百濟手部は令制



雑縫の作業を掌り、百濟戸の作業は令制并に集解の諸説に所見がないが、百濟手部と同じことをしてゐたのであらう。百濟手部は雑戸でありながら特に考課に預るの特典があつた。もつともこれを手人として否定する師説もあるが、古記、釋説、別記、義解、案説、皆肯定してゐる。

(三) 樂戸 樂戸の中、別記に明かに品部として擧げてゐるのは伎樂、木登、奈良笛吹の三種である。伎樂は吳樂で、南北朝時代の南朝の樂である。木登、奈良笛吹の傳ふる音樂の性質は明かでないが、木登、奈良笛吹、合せて十七戸なるに對し、伎樂は三十九戸（一本では四十九戸）の多きに達する。

(四) 雜工戸 鍛戸、甲作、鞞作、弓削、矢作、鞞張、羽結、梓削の八種を雜戸とし、爪工、楯縫、幄作の三種を品部とし、雜戸品部合計五百三十五戸の中、鍛戸は二百十七戸で最も多く、甲作の六十二戸、鞞作の五十八戸これに次ぎ、その他は最も多い楯縫でも三十六戸で、最も少い幄作は十六戸である。鍛戸は多く金屬の武器を造つたのであらうが、素戔鳴尊が八頭の大蛇を斬つた劔は韓劔の劔であり、應神天皇の御代、百濟は手人韓鍛卓素といふものを買ひ、仁徳天皇の十二年高麗國は鐵盾鐵的を買ひ、推古天皇の二十年大蘇我馬子の上壽の歌に和したまひし御製に「蘇我の子等は、馬ならば日向の駒、太刀ならば吳の眞劔」と見えるのも、吳國の太刀が良劔たる名聲を博してゐたからである。即ち大化以前、優秀なる武器が支那或は韓半島から我國に傳はつてゐたので、

大化以後に於ても刀劔等金屬の優秀なる武器を造るものは漢韓の歸化人の間に多く見出されたであらう。以下述ぶる如く、史上に見はるゝ雜戸の中に韓鍛冶をはじめ、漢韓歸化人の後裔と目すべきものが多いのもそのためである。

(五) 鼓吹戸 別記には大角吹を品部としてゐる。唐制、樂戸は太常寺鼓吹署に屬する。

(六) 船戸 別記には船守戸とする。穴説に「船司船令=船戸人守、自餘公船令=兵士守」といひ、古記は船戸の屬する主船司の職掌につき「常在津官私舟數及斛料數、悉檢校知、但自他國往來者、臨時檢察耳」といつてゐる。即ち船戸は主船司の船を管し、主船司は公私の船を檢察するところである。欽明天皇の十四年百濟に出づる王辰爾が船賦を數へ録して船長となり、船史の姓を賜はり、その子孫はこれを世職としたが、主船正の職掌は船長、船史の職掌に類するものがあつたでなからうか。

(七) 鷹戸 朝廷で鷹を飼養したのは、仁徳天皇の四十三年、秦酒君をしてこれを飼はしめ、鷹甘(養)部を定めたのが始である。

(八) 百濟戸、狛戸 大藏省に屬し、いふまでもなく百濟戸は百濟人、狛戸は高麗人である。これを細別すれば、狛人は五種六十二戸で、その中二種の狛人は牛皮を作り、大狛染といふのは皮革を染めることを職としたのであらう。同じく大藏省に屬する狛部は雜革の染作を掌ることが條文に

見えてゐる。仁賢天皇紀に日鷹吉士が高麗に使用して巧手者を招き、歸朝して工匠須流枳、奴流枳等を獻じたが「今大倭國山邊郡額田邑執皮高麗是其後也」といふ。執皮はなめし皮を作るものである。高麗人が皮革の製作に従ふことは大化以前からあつたことである。百濟手部、百濟戸は合計二十一戸で、共に雜戸であるが、百濟手部は毎月一人十六兩の履を縫ひ、内藏寮の百濟手部と同じく、特に考課に預ることができた。この他、衣染、飛鳥沓縫、吳床作、蓋縫、大笠縫、橋作の六種百五十戸の品部がある。

(九) 雜工戸 典鑄司に屬する雜工戸は古記及び釋說に「抽出鍛冶造兵司部人及高麗百濟新羅雜工人配之」とあるので、高麗、百濟、新羅人が雜工戸となつたことがわかる。

(一〇) 漆部、泥障、革張 養老令の條文には漆部二十人を擧げてゐるが、古記等に據れば、その二十人は伴造としての漆部が七人、品部としての漆部が十戸、泥障二戸、革張一戸である。この定數の外に漆部五人、泥障八戸、革張三戸を品部として使役することができた。

(一一) 染戸 別記に據るに、錦綾織百十戸、吳服部七戸、河内國廣絹織人等三百五十戸、緋染七十戸、藍染三十三戸、餘戸若干である。吳服部は小綾を織り、餘戸は薪を採るのが職である。我國織染の業は必ずしも大陸の影響によつて起つたわけではないが、漢韓工人の來朝によつて大に發達するに至つたことは事實であり、秦の始皇帝の後と稱する秦公は蠶を養ひ絹を織つて貢り、雄略

天皇の叙感に入り、天皇の御代身狹村主青は吳國に使用して、吳國の貢獻せる手人漢織、吳織を伴ひ歸つた。また姓氏錄に據るに、錦織(部)村主は韓(漢)國人波努志の後といひ、錦部連は百濟國速古大王の後といひ、狛染部は高麗國須牟祚王の後といふ。而して萬葉集の正述心緒歌には「高麗錦、紐解き開けて」云々と詠んでゐる。

(一二) 雜供戸 別記に鶴飼三十七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、未醬二十戸、四種二百九十四戸の品部を擧げてゐる。これ等の品部の職は他の品部雜戸と異なり、大陸文化の影響を受けたものとは考へられない。

(一三) 大炊戸 その作業について別記に「津國客饗」とあれば、來朝の外客饗宴のために置いたもので、支那又は朝鮮風の料理を作るものであらう。

(一四) 藥戸、乳戸 藥戸は藥草の採取播種に従ひ、乳戸は藥園に飼養する牛の乳を取るもので、共に典藥寮に屬する。姓氏錄に和藥使主は吳國主照淵の孫智聰に出で、欽明天皇の御代、大伴狹手彦に従つて來朝し、内外典藥の書を傳へ、その子善那使主は孝德天皇の御代牛乳を獻じたので、和藥使主といふ姓を賜はつたといふ。これによれば藥戸、乳戸はもと和藥使主に従つてゐた部民であらうかと思はれる。

(一五) 酒戸 酒は民間各自の家に於て造つてゐたが、應神天皇の御代、百濟から來朝した仁番

一名須須許里といふものが酒を造つて天皇に獻じたところ、天皇はその美酒たることを賞し給ひて御製があり、酒部公を置かれたことが古事記、姓氏録に見えてゐる。酒戸の造る酒は宮廷で特に造るところの美酒であらうと思はれる。

(一六) 鍛戸 造兵司所屬の雜工戸に鍛戸があるが、養老令の條文に鍛戸とあるのは鍛冶司所屬の雜戸である。別記にその數を三百三十八戸と爲し、造兵司所屬の鍛戸と合すれば五百五十五戸に達する。この他、典鑄司所屬の若干の鍛戸があつた筈である。

(一七) 園戸 園戸の屬する園池司は供御の物を産する園池を管する官廳であるが、姓氏録に據るに、御池造、園部首、園人首等の諸氏は諸蕃に屬し、皆百濟人の後裔である。

(一八) 泥戸 穴説に泥部を古言波都加此乃友造といひ、泥戸を奴利戸と訓む。共にその屬する土工司は土作瓦埴を管み石灰等を焼くことを管掌するところで、義解に「瓦埴猶瓦也、以泥爲瓦、故連言」といふ。然らば泥部は主として瓦を焼くことを業とするもの、やうである。我國で瓦を葺き壁を塗るやうになつたのは大陸の建築術が傳來したためで、崇峻天皇の元年に百濟國から瓦博士麻奈父奴等四人が來朝したことがある。

(一九) 氷戸 氷室に與かるもので、毎年春分の初め氷を諸臣に頒つことは仁徳天皇の六十二年に始まる。姓氏録に水取連はあるが諸蕃ではない。その業には特に韓漢の文化の影響のあるやうに

認むべき理由がない。

(二〇) 宮戸 一定の寸尺によつて若干具の宮を造る雜戸で、別記に擧ぐるところ百九十七戸である。その屬する宮陶司の長官は令に宮陶器皿の事を掌るとあり、釋説は皿を器の總名と爲し、飲食の用器で、木工器皆掌るといひ、古記は土師の皿器を檢校すといひ、宮陶司は大同三年正月官司廢合の方針から大膳職に併合された。これによつて考ふるに、別記は宮戸の單に宮を造ることのみを擧げてゐるが、或は宮だけでなく、その中に土製の食器を入れて納めたのではなからうか。また古記に據れば宮戸は上古の土師部の後とも考へられる。宮戸もまた漢韓の技術を傳ふるものとは思はれない。

(二一) 馬甘 左右馬寮に屬し、養老令に飼丁といひ、穴説に飼丁は猶飼戸といふが如しといふ。馬甘については前に述べたが、その數、左馬寮に三百二戸、右馬寮に二百六十戸、總數五百六十二戸で鍛戸よりも稍多い。

前述の如く、別記に引くところの品部雜戸はそのすべてを盡くすものではないが、姑くこれによつてその總數を擧ぐれば、品部二二五三戸、雜戸一六四五戸、合計三八九八戸である。但典鑄司所屬雜工戸の數は擧げてないから、雜戸の數はその分だけ増加すべきわけである。その中一〇〇戸以上のもを擧ぐれば、品部では河内國廣絹織人が三五〇戸で最も多く、園戸の三〇〇戸、大角吹の

二八〇戸これに次ぎ、その他酒戸の一八五戸、水戸の一四四戸、錦綾織一一〇戸、船戸の一〇〇戸といふ順序となり、雑戸では左右馬寮の馬甘合計五六二戸、造兵司、鍛冶司の鍛戸合計五五五戸で、雑戸の總數の約七割は馬甘、鍛戸の占むるところであり、箇戸の一九七戸これに次ぎ、その他は最も多い甲作で六二戸に過ぎない。それ故、雑戸の性質を考ふるには馬甘と鍛戸とに重きを置かねばならぬ。

以上論述するところにより集解の古記、釋、別記の説に見ゆる品部雑戸の職とするものに、支那朝鮮の文化の影響に出づるもの、多いことは明かであらうと思ふ。随つてこれ等の文化を我國に傳へたものには、支那、朝鮮から我國に來つた漢韓人乃至その後裔の多かつたことも考へられよう。上古に於て手工業に熟するものを手人と稱し、才伎又は巧手者などの文字を以てこれを表はしたが、記、紀及び續日本紀に手人と稱するものには外來民族の多いことも注意せねばならぬ。朝廷はまた屢これ等の手人を支那、朝鮮の諸國から徵せんとした。即ち應神天皇の御代、百濟は王仁と共に手人韓鍛冶卓素、吳服西素の二人を買したことが古事記に見え、雄略天皇の七年、西漢才伎歡因知利の奏を納れ、吉備臣弟君を百濟に遣はして「巧者」を獻らしめ、弟君はその獻する今來才伎（又は手末才伎といふ）等を率ゐて大島に據り叛を謀つたが、その妻樟媛に殺され、手人は大和に移されて上桃原、下桃原、眞神原の三ヶ所に置かれた。新漢陶部高實、鞍部堅貴、晝部因斯羅我、錦部定

安那錦、譯語卯安那など稱するものが是れである。書紀は注に或本を引いて、弟君百濟より還り、漢手人部、衣縫部、穴人部を獻るといふ。次いで同天皇の十二年勅を奉じて吳國に使した身狭村主青は、同十四年吳國の獻る手末才伎漢織、吳織及び衣縫兄媛、弟媛等を率ゐて來朝した。また仁賢天皇は日鷹吉士を高麗に遣はして巧手者を召さしめ、吉士高麗より還つて工匠須流積、奴流積等を獻じたことは前に述べた。新羅は孝德天皇の大化五年沙喙部沙滄金多遂を質とし、齊明天皇の元年及滄彌武を質としたが、前者に於ては十人の才伎、後者に於ては十二人の才伎をして従はしめた。これによれば朝鮮から質として我國に來るものは若干の手人を従へて來り獻ずるのが例であつたやうに見える。而して手人の雑戸たることは續日本紀養老三年十一月辛酉の條に「少初位上朝妻手人龍麻呂賜海語連姓、除雜戶號」といひ、同戊寅の條に「少初位下河内手人大足賜下譯姓、忍海手人廣道賜久米直姓、并除雜戶號」といひ、翌四年六月戊申の條に「河内手人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、免雜戶號」といふやうな幾多の例によつて見る事ができる。集解にも、内藏寮の百濟手部について、古記、釋、別記のこれを雜戸とする後を承けて「師說、百濟手部十人、此爲手人、不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>考也」といつてゐる。即ち雜戸たる百濟手部は手人であつたのである。併しなから手工業を我國に傳へた漢韓人が必ずしも雜戸でなかつたことは、大藏省に屬する百濟手部、百濟戸の雜戸たるに拘らず、忍海戸、竹志戸、村々、宮郡、大狛染の狛人は品部であることによつて

明かである。また養老令に於ては百濟手部と百濟戸、狛部と狛戸とを別ち、百濟手部、狛戸はその數を定め、百濟戸、狛戸にはこれを缺き、前述の如く百濟手部を以て手人と爲し、考課に預るを得ざるものとする集解の師説もあるが、義解では百濟手部、狛部、共に考課を得るものと爲し、集解の諸家も師説以外にはこれを認めてゐる。

然らば我國に來た支那、朝鮮人の後裔の中で、如何なる性質のものが品部となり雜戸となつたのであるか、これを明かにするを得ないが、手人、雜戸の中にはその祖先が捕虜として我國に伴れて來られたものゝあつたことは事實である。神功皇后紀五年の條に葛城襲津彦が新羅の草羅城を抜いて凱旋し、桑原、佐麻、高宮、忍海、四邑の漢人等の始祖はその時の俘人であるといふことが見え、佐麻は大和國南葛城郡葛城村大字佐味の地であるが、同村大字朝妻は古への朝妻の地であり、續日本紀養老三年十一月の條に朝妻手人龍麻呂の雜戸の號を除くこと見え、また同四年十二月勅して朝妻金作大藏等男女雜戸の籍を除くこと見え、姓氏錄に朝妻造は韓國人都留使主の後であるといふ。即ち朝妻手人は佐麻に置かれた漢人の後裔の朝妻に發展したものであらうと考へられる。また和名抄に大和國忍海郡は中村、津積、園人、栗栖の四郷より成ること見え、後、南葛城郡に屬するやうになつた。葛津襲津彦の率ゐて歸つた俘人を置いたといふ忍海はその地であらう。而して前に擧げた古記に、忍海戸狛人五戸は品部として役日限なく、年料牛皮二十張以下を作らしむると

いひ、續日本紀に養老三年十一月、忍海手人廣道の雜戸の號を除き、同六年三月、伊勢國忍海漢人安得、近江國忍海部乎太須、播磨國忍海漢人麻呂等、姓雜工に涉るといへども、元來雜戸の色に預らざるため、その號を除いて公戸に従はしめ、神龜元年十月、忍海手人大海等兄弟六人の手人の名を除くといふことが見えてゐる。忍海戸狛人はもとより高麗人であるから、この俘人の後ではないであらうが、忍海漢人はもと忍海地方をつた漢人の分れ出たものと思はれ得る。もし果して然りとすれば、彼等の中には葛城襲津彦の伴れ還つた俘人に出づるものもあつたであらうと思ふ。これによつて忍海戸狛人の品部なるに反し、忍海漢人の雜戸たることも説明せられようと思ふ。

以上論述するところによつて、品部、雜戸には職業上もとより卑賤の民とせられたもの、刑餘の部民に出づるものがあり、殊に漢韓の歸化人の後裔が多く、その中には俘人の後裔もあることなれば、それ等の點から品部雜戸が全體として制度の成立に先だち民間に於て一般に賤視せられてゐたことが考へらるゝであらう。而して朝廷は大化改新以後に於ても直接部民の古來傳習する特殊の技術を利用することを必要とし、唐の工樂雜戸に倣つて品部雜戸の制を定めたのであるが、これ等の人民は從來部民の間にあつて卑賤の色と目されてゐたから、律令の制定者も唐制で上級の賤民である工樂雜戸をこれに擬するを躊躇しなかつたであらう。即ち彼等の身分が一般の部民よりも卑く、公民と目されなかつたのも、新に品部雜戸となつたばかりでなく、制度の成立に先だち、既にその

身分が一般の部民よりも劣つてゐたために、公民に編入されず、品部雑戸とされたのであると解せられよう。但し彼等が品部雑戸となれば一般の人民との身分上の差異が明瞭となるので、その屈辱感を深めることゝなるので、苟もこれを免るべき理由のあるものは争つてその除籍を朝廷に申請することになつたのである。續日本紀に雑戸の免除を申請するものゝ累出するに反し、品部のこれを申請するものゝ見えないのは、その身分雑戸よりも高く、公民と大差なかつたためであらう。

また品部雑戸の数は朝廷の必要とするところに従つてこれを定め、調庸の免除その他の特典を與へたのであるから、たとひ別記等の數に據らないとしても、自らそこに制限があつたわけである。然るに漢韓歸化人の後裔は、肥前風土記の漢部郷に見るが如く、畿内近國以外にも廣く諸國に住んでゐたのであり、またその職業も品部雑戸と同種の手工業をやつてゐたのである。これ等の人民は品部雑戸として諸司に配屬しないでも、その身分は一般の人民に劣り、品部雑戸と同じく卑賤を以て遇せられたのであらう。たゞその制度化せざるために一般の人民と同化混融することも早かつたであらうと思ふ。

雑戸が特に卑賤の民と目されたのは、その職業によること、天平十六年二月、雑戸を免する勅に「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民」とあるによつて明瞭であるが、品部の卑まれたのも、恐らくは雑戸と同じくその職業のためであらうと思ふ。併し、その職業が本來卑まれてを

つたのか、或は又その職業に従ふものが卑まるゝために職業そのものが卑まるゝに至つたかは考慮を要することである。馬飼の雑戸たるが如きは前者の例に解せらるゝが、品部雑戸の職業の中には必ずしも同様に解すべからざるものがある。例へば錦綾織、呉服部、酒戸は品部であり、鍛戸は雑戸であるが、記紀の神代卷を讀んで、天照大御神が忌服屋にましくて神御衣を織らしめたまひ、天衣織女が素戔鳴尊の投げ入れたまひし天斑駒に驚きて急死し、素戔鳴尊が八俣の大蛇の侵入に備ふるため、足名椎、手名椎神に命じて「汝可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>衆菓釀酒八甕」と申し、磐戸の變に諸神會合して、「取<sub>二</sub>天安河之河上之天墜石<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>天金山之鐵<sub>一</sub>而、求<sub>二</sub>鍛人天津麻羅<sub>一</sub>而、科<sub>二</sub>伊斯許里度賣命<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>鏡」といひ、或はまた「以<sub>二</sub>石凝姥<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>治工<sub>一</sub>、採<sub>二</sub>天香山之金<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>作<sub>二</sub>日矛<sub>一</sub>」といふやうな諸例を見ると、上古に於て機を織り、酒を醸し、鍛冶の業に従ふこと自身が特に卑むべきことと考へられてゐたとは思はれない。かくの如く品部雑戸の職業自身に卑賤の觀念がないとすれば、これを卑賤とする理由はその業に従ふ人に在りとせねばならぬ。而して品部雑戸の職業には前述の如く漢韓の文化の影響によるもの多く、且つ漢韓歸化人の後裔が多くその中にをつたことから推せば、品部雑戸の職業の卑まれたのは、職業自身の性質が原因たると共に、その業に従ふものが漢韓歸化の手下ることによるものゝ如く考へられる。

上古以來、來朝の漢韓人及びその子孫には才幹、學問、技術によつて官位を授けられ、國史に著

はるゝものも少からず、彼等の中には支那帝王の後たることを誇稱するものもあつたが、これによつて地位、學問、才幹の如何を問はず、そのすべてが國民の尊敬を受けてゐたとは考へられない。少くとも奈良時代には、漢韓の歸化人に出づるものもその姓名を改め、皇別神別の諸氏と同視せられむことを欲するやうになり、天平勝寶九年四月の勅はその傾向を認めて降されたもので、一高麗百濟新羅人等久慕<sub>ニ</sub>聖化<sub>一</sub>、來<sub>ニ</sub>附我俗<sub>一</sub>、志願<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>姓、悉聽<sub>ニ</sub>許之<sub>一</sub>と申し、所謂蕃別の諸氏もこれによつて願出で、その蕃姓を改むることができたが、これによつて日本風の氏姓を稱するものが多かつたから、「遂使<sub>ニ</sub>前姓後姓<sub>一</sub>、文字斯同<sub>一</sub>、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶民陳<sub>ニ</sub>高貴之枝葉<sub>一</sub>、三韓蕃貢稱<sub>ニ</sub>日本之神胤<sub>一</sub>」新撰姓氏錄序魯王、吳王、高麗王、漢高祖等を以て天御中主尊の後裔とする倭漢惣歷帝譜圖なるものが世に行はれ、愚民のこれを信じて實錄とするものがあつたから、大同四年二月勅して諸司官人の藏するものを進上せしむるに至つた。その傾向は遡つて律令制定の時代にもあつたとすれば、歸化人にして地位の卑い手人がその歸化人たるがために國民の間に特に賤視されたことも考へられぬことではない。況や桑原、佐藤、高宮、忍海の漢人の如く戰鬪の俘虜として我國に來たものは國民の間に一種の賤民として遇せられたのも已むを得ないことである。

### 三 品部雜戶の解放

品部雜戶は、律令の制度に於て良人とはいへ、公民と賤民との間にあるものであるが、續日本紀には雜戶にして官に任じ位を授けらるゝことが散見する。即ち和銅六年十一月、正七位上椽作磨心は工技を善くし、妙麗の錦綾を織り出したるため、その子孫をして雜戶を免ぜしめ、栢原村主の姓を賜ひ、靈龜二年九月、正七位上山背甲作客小友等訴へて雜戶を免ぜられ、山背甲作の四字を除き、改めて客の姓を賜ひ、また養老四年十二月雜戶の籍を除き、池上君の姓を賜はつた少初位上朝妻金作大藏は春宮坊少屬であつた。春宮坊少屬は官位令では從八位上の官である。また神龜元年十月手人の名を除かれた忍海手人大海等兄弟六人の外祖父は從五位上津守連通であつた。續日本紀のこれらの記事を文面の如く解釋せず、その官位を以て彼等が雜戶として有したものではなく、雜戶を解除された後に叙任せられた官位を當時に遡らしめて書いたものと解すれば、雜戶にして任官叙位に與かる矛盾も一應解決するわけであるが、雜戶の籍を除くと共に賜姓の恩典に浴するを見れば、やはり除籍の當時既に官位にあつたものと解するのが妥當であらうと思ふ。また除籍後の官位としても雜戶が公民となつて後容易に官位に就くことができると思ふ。また除籍後の官位として、さほど根強いものでなかつたことだけは肯定せられよう。また雜戶にして官位を帶するを得るならば、

雑戸より多少身分の高い品部が任官叙位の機会を得ることが一層容易であつたことは勿論である。これ等の任官叙位は、その品部雑戸に優れた技藝があり、或は特殊の事情があつてのことだらうから、これによつて一般の品部雑戸を律することはできないが、朝廷が律令によつてその身分を定め公民の下に位せしめながら、事實に於ては官に任じ位を授けて公民以上の地位に就かしめたので、唐の賤民制度を以て我が良人に擬した品部雑戸の制度の破綻は既にこの間に於て顯はるゝといつてよ。

かくて天平十六年二月に至り、勅して「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民、但既免之後、汝等手伎如不傳習子孫、々々彌降前姓、欲從卑品」と申し、悉く馬飼雑戸を免じ、次いで四月馬飼を除く雑戸の大半の屬する造兵鍛の二司を廢した。雑戸を廢するに至つた原因は明かでないが、天平時代には雑戸の技術が漸く民間に普及し、朝廷は雑戸によらないでもその必要を充たすことができ、且つ雑戸の制は却て優秀なる技工を用ふるに不便となつたためでなからうかと思ふ。またこれより先き天平十一年五月三關并に九州奥羽等の諸國以外の兵士の徵集を廢し、白丁をして交代して國府の兵庫を守らしめたことがある。類聚三代格、延曆二十一年十二月の官符に引くところの、その官符には「諸國兵士、皆悉暫停」とあり、臨時の處分たるが如きも、これより後、諸國の徵兵制度は漸く衰頽し、延曆十一年邊要地以外にはこれを廢するに至つた。随つてそのために

鍛冶司の雑戸はとにかく、造兵司に屬して武器を造つてゐた諸種の雑戸の廢せらるべきことは當然である。また雑戸の馬飼を廢した後には諸國の雜徭を以てこれに宛て、職員令集解左馬寮の條に引く天平勝寶三年の官符に「馬飼者、悉宛雜徭、如舊作番、上下左右馬寮」と見えてゐる。

天平十六年の雑戸を免じた勅の「汝等手伎如不傳習子孫、々々彌降前姓、欲從卑品」といふ句は、雑戸がその職業とする手伎を子孫に傳習すべきことを勸めたものゝ如く解せらるゝが、八年を経て天平勝寶四年二月に至り、その本業を免れざるの理由を以て雑戸の解免を取消し舊制を復活した。これを續日本紀に左の如くいつてゐる。

二月己巳、京畿諸國鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、梓削、鞍作、輶張等之雜戸、依天平十六年二月十三日詔旨、雖蒙改姓、不免本業、仍下本貫、尋檢天平十五年以前籍帳、每色差發、依舊役使、

これに據れば、天平十六年には子孫をして家業を傳習せしめて再び卑賤にならないやうにすべきことを戒めながら、天平勝寶四年には終にその家業を免るゝことができなからといつて舊制に復し、雑戸とするといふので、前後矛盾するやうであり、その解釋に苦まざるを得ない。喜田貞吉博士は「無姓の百姓」と題する論文史林第十卷所載に於てこれを説き、雑戸がその身分の向上に調子づいて、祖業を怠るやうなことがあつたなら、自ら食物を生産して活きるに道なき彼等の子孫は解放前の卑し



い身分(姓)に降るであらうぞと戒めたのであるが、それは杞憂でなく、身分の向上と共にその本業を怠り、舊の如く卑品に従ふの餘儀なきに至つたと解釋されてゐる。併し、集解の諸説を見るも、雑戸が他の良人と同じく園地の班給に與かるや否やにつきては、法家の疑問とするものもあるが、口分田の班給を受くることには異説なく、朱説、貞説は明かに「問、雑戸陵戸品部等何、給口分田不、答、雑戸以下皆可給也、何者、不可下於奴婢故、但租可出者」といつてゐる。それ故、雑戸は祖業を怠るとするも、これによつて直ちに自ら食物を生産して活きる道のないものと斷ずることはできないであらうと思ふ。私も自ら適當なる解釋を得る能はざるを遺憾とするものであるが、試みに管見を述べて見ようと思ふ。朝廷は雑戸を廢しても、雑戸の奉仕する勞役製品を必要としないわけではない。もつとも馬飼の如きは、特殊の技巧を要しないであらうから、一般の人民の雑徭を以て代へることもできたであらうが、特殊の技巧を要する雑戸にあつては舊の如く彼等の勞働に俟たねはならぬ。徴兵制度の施行範圍を縮小しても、武器の製作を全く廢することのできなかつたことは明瞭である。朝廷は雑戸を廢して、その身分を公民とすると共に差役貢納を廢し、必要に應じて或はその製品を買上げ或は勞賃を給して使役せんとしたであらう。而して雑戸は公戸となると共に、雑戸として從來免除されてゐた調及び雜徭その他の義務を生ずるのであるが、彼等がその負擔に堪へなければ、朝廷はその公民たる資格を剝脱して雑戸の舊に復するも已むを得ざる

こととなるのである。朝廷が雑戸を廢すると共に家業の手技を子孫に傳習せしむべきことを勸告したのも、蓋しそのためでないかと考へる。随つて天平勝寶四年の「雖蒙改姓、不免本業」といふのも、この種公課の負擔に堪へざることをいふのではなからうかと思ふ。彼等が民間に卑賤視せられてゐたことは、他の公民に比較して口分田以外の収入を得ることを困難ならしめ、公課の負擔も、當時の國司政治に於ては、彼等に對して公正を失し、特に過重となるやうなことも考へられないことではない。且つそこに列擧する職業は鐵工、銅工、金作、甲作以下の武器の製作で、その需要の範圍も自ら制限せられてゐたわけである。また天平勝寶四年の雑戸制の復活は天平十六年解放された雑戸の全部に及ぶのではなく、所謂本業を免れざるものだけを再び雑戸としたのであらう。それ故、天平十六年以後雑戸の數は大に減じたものと見なければならぬ。

品部の身分は雑戸に比較すれば公民に近く、且つ固定的でなく、他の人民をしてその勤務に代り當らしむることができたので、別記の中にも「常品部」に對する「借品部」の稱が用ひられてゐる。即ち職員令集解左馬寮の條に「但品部、或常品部、或差人夫、年代宛品部」といひ、同圖書寮の條に「爲借品部、免調雜徭也」といふ。随つて品部の廢止は雑戸よりも遙に後れて朝議の問題となり、雑戸一部の復活の後七年にして天平寶字三年乾政官の奏議によつて初めてこれを停廢するに至つた。續日本紀にいはいはく、

九月戊寅、乾政官奏、百姓輸調、其價不同、理須折中以均賦役、又停廢品部、混入公戸、其世業相傳者不在此限、伏聽天裁、奏可、事在別式、

その別式が傳はらないから詳にするを得ないが、これによつて品部は世業相傳ふるもの、外停廢されたわけである。その理由は右乾政官の奏議の前半を成す賦役を平均せんとする目的に出で、公民と品部との負擔の平均を計らんとしたためである。而して世業相傳ふるものを保留したのは、雜戸の場合に於て本業を免れざるものに限つて復活した前例を斟酌した結果であらう。その後、天平神護元年閏十月河内國織御服絹戸、造餅戸を停め、延暦元年七月（造）餅戸、散樂戸を廢し、更に同十年七月鷹戸を停め、品部の數は益減じたが、遺るところの品部も諸司の使役の苛酷なるため、逃走するもの多く、類聚三代格、延暦十一年六月七日の勅に、「諸司品部等戸、本司徵役、特甚平民、遂令逃散不聊其生、如此等之色、其數居多、宜量閑劇隨事省却」と見えてゐる。

かくて平安時代となつて、品部雜戸の史籍に上るもの次第に少く、類聚國史卷百七に大同元年十月百濟戸、狛戸を内藏寮に隸し、日本後記に弘仁三年八月漆部八烟を廢して公戸に従はしめ、三代實錄に天安二年十一月、これまで左京職より毎年鍛冶戸、百濟品部等の計帳を進じてゐたが、徒に當局の官吏の煩累たるのみで利益のないことを理由として、これを廢せんことを申請して、許されたことなどが見えてゐる。而して延喜式には僅に木工寮の鍛冶戸、左右馬寮の飼戸、兵庫寮の雜工

戸及び鼓吹戸の四種の品部雜戸の名稱を存するに過ぎない。その令制と所屬を異にするに至つたのは、官司の廢合により、鍛冶戸は別記では雜戸として鍛冶司及び造兵司に屬したが、養老令は造兵司所屬の鍛戸等八種の雜戸を以て雜工戸と爲し、鍛戸は鍛冶司所屬のものだけの名稱とした。然るに大同三年鍛冶司を木工寮に併せ、寛平八年造兵司、鼓吹司、左右兵庫司を併合して兵庫寮としたので、鍛戸は木工寮に屬し、鍛工戸は兵庫寮に屬し、もと鼓吹司に屬してゐた鼓吹戸も鼓吹司の合併によつて兵庫寮に屬するやうになつたのである。たゞ別記の馬甘（飼）だけが養老令に飼丁となり、後、飼戸となつて、令制の如く左右馬寮に屬してゐたのである。令制と式制とについて、その數を比較するに、木工寮の鍛冶戸は三百七十二戸で、鍛冶司の鍛戸三百三十八戸より少しく増加しただけ、その他は皆減少し、造兵司の雜工戸は雜戸品部合計五百三十五戸であつたが、兵庫寮の雜工戸は三百七十四戸であり、鼓吹司の鼓吹戸は二百十八戸であつたが、兵庫寮の鼓吹戸は半減餘の百戸となり、左馬寮の飼戸は三百二戸より百六十六戸に、右馬寮の飼戸は二百十六戸より百二十七戸に減じ、その大部分は左右京五畿内よりこれを徴し、その他伊賀、伊勢、尾張、遠江、近江、美濃、丹波、播磨、紀伊の諸國から出づるものは、最も多い雜工戸でも總計三百七十四戸の内百二十五戸で、これに次ぐ鍛冶戸は總計三百七十二戸の内七十九戸あるに過ぎない。且つこれ等四種の戸は別記の品部雜戸の名稱を襲いてゐるが、式ではこれを品部雜戸と稱せざるのみならず、三代實錄元慶

四年八月十六日の兵部省の上言に引くところの式(貞觀式)には、鼓吹戸について「戸別點定六丁、若過期者、拔<sub>レ</sub>輸他戸課丁」といひ、山城の鼓吹戸は國司鼓吹司と共に中戸上戸を以て點定し、他役に充つべからざることを定めたが、延喜式にはこれを鼓吹戸一般の規定としてをり(延喜式には中戸上戸を中上戸としてゐる)、少くとも鼓吹戸は中上戸以上の人民から採つたので、これを品部雜戸の如く卑賤の色とするを得ない。飼戸についても、天平勝寶三年の官符によつて既に雜徭を充つることが定められてゐる。延喜式はまた鍛冶戸について「凡五畿内及伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等國鍛冶戸百姓調庸徭分者、附貢調使送之」といひ、鍛冶戸を百姓と稱してゐるのである。また令の伴部たる雜工部は、義解に雜工戸の中から簡び取ると説いてゐるが、延喜式にも「雜工部廿人、簡取戸内百姓藝業勝衆者」といひ、雜工戸を同じく百姓としてゐるのである。これによつて見れば、延喜式の鍛冶戸、雜工戸、鼓吹戸、飼戸は、品部雜戸の遺制を傳へるだけで、實は一般の人民と異ならなかつたのであるから、身分の上から卑まれてゐた品部雜戸の實は既に亡びたものといふべきである。

(昭和十四年二月東京商科大学研究年報「法學研究」(4)所載)

### 三 古代賤民制に就いての一考察

#### 一 律令の賤民制

賤民は我國上古以來の歴史に散見するが、その制度が詳かに定まつたのは大寶養老の律令が始である。而して律令の賤民制は、上古の社會に於ける賤民の實狀に照らし、唐の賤民制に倣つて定められたものであるから、律令の賤民制を考ふるには、これを唐の賤民制と比較すると共に、我國上古の賤民制と比較して見る必要がある。こゝでは前者については既出の研究に譲り、後者について私見を述べようと思ふのであるが、初めに律令の賤民制の概略を擧ぐるこゝとする。

律令の制では人民の階級を良賤の二種に峻別し、良賤間の通婚を禁じ、その間に生れた男女は、通婚の當時、情を知らなかつたものは良とするが、さもない限りはこれを賤とし、離婚せしめる規定であつた。上古の部の遺制である品部、雜戸は良に屬するが、その最下級に位し、百姓、白丁、公民等の名稱で呼ばれた一般の人民と賤との中間にあるものであり、その性質については前篇「部

の分化」と題して私見を述べて置いたからこゝには略する。賤民は官戸、陵戸、家人、公奴婢（或は官奴婢といふ）、私奴婢の五等に分ち、良賤間の通婚を許さざるのみならず、賤民の中に於ても、等級を異にするもの、間にこれを許さず、違反者は違令罪として笞五十に處した。官戸、陵戸、公奴婢は官に隸屬して、官戸、公奴婢は宮内省官奴司、陵戸は治部省諸陵司の管轄に屬し、家人、私奴婢は私人に隸屬するものである。その中で最も卑賤とされてゐたのは私奴婢で、贈與、賣買に供せられ、律は明かに奴婢を以て畜産財物と同視し、大寶以後奈良時代の戸籍に據れば、奴婢は所有主の戸籍に入り、獨立の戸を爲すを許されなかつた。公奴婢は官有なるために私奴婢よりもヤ、よかつたが、奴婢たる點に於て大差なく、戸令の官奴婢配没せられて戸と爲さしめば官戸とせよといふ條文によつて、公奴婢の戸を爲さなかつたことが考へられ、その賣買が許されたかどうかは、律令の條文にこれを明かにするものなく、法家の註釋にもこれに及ぶものはないが、賊盜律の疏に、價布二十端の私奴婢を以て價布七十端の官奴婢と換へる例が擧げられ、官奴婢もその價格を論ぜらるゝことは私奴婢と異なるところはない。たとひ賣買を許されなかつたにしても、それは官奴婢の官有物たる性質によるものであり、その身分が重んぜられたわけではない。

官戸は公奴婢よりも、家人は私奴婢よりも身分高く、戸令には、公奴婢が六十六歳以上であれば官戸とし、官戸が七十六歳に達すれば放して良人とし、また家人奴婢を放して良及び家人とする手

續の規定が見え、獄令には賤こゝでは公私をいふを放して家人及び官戸としたる後、その家人官戸が逃亡して三十日に及べば、再びこれを賤とする條文がある。即ち公奴婢は官戸となり、私奴婢は家人となることができ、官戸家人が放されれば直ちに良となることのできたのである。雜律に官私の婢を姦するものは杖六十、他他家人及び官戸陵戸の婦女を姦するものは杖七十といふ條文に據れば、私の奴婢が略同じ程度であつたやうに、官戸家人の地位も略同様であつたと思はれる。家人は獨立の戸を爲し、戸令は家人について頭を盡くして驅使し、またこれを賣買することを禁じてゐる。頭を盡くして驅使するといふのは、義解に、たとへば家人に男女十人あれば、その中の二三人は放して家業を執らしむと説いてをり、家人の一人を爲してをつたことを證する。官戸の驅使法については律令に條文が無いが、令集解戸令家人所生條古記の説には家人に准すべきものとしてゐる。故に官戸も家人と同じく一戸を爲し、盡頭驅使することを許さなかつたものと考へられる。官戸を賣買することを禁ずることも律令の條文に見えないが、家人に准じて同じく禁ぜられてゐたと見るべく、また官有たる性質上、これを賣買することもなかつたであらうと思はれる。

陵戸は皇陵に配置して守衛に當らしむるもので、その官戸との優劣については學者の間に異論があり、義解は官戸、陵戸、家人を比較して官戸を輕しとし、官戸、家人を重しとし、官戸は陵戸に優るものとするが、律令の條文に於て賤の種類を列擧するとき、例へば戸令や賊盜律に見る如く、

或は官戸を先きにし、或は陵戸を先きにして一定せざるのみならず、律令には、陵戸にだけ、良人の最下位にある雑戸と共通の規定があるのである。例へば戸令に於て戸籍を造るとき、雑戸陵戸の戸籍は特に四通を造り、二通は太政官に送り、一通は國に留め、更に一通は所屬の官司に送ることになつてをり、賦役令の舍人、史生以下の課役を免除する條に、陵戸は雑戸、品部と共に列擧せられ、また名例律に雑戸、陵戸が流を犯せば、近流には決杖一百、一等毎に三十を加ふる規定がある。これ等の例によつて見れば、義解の官戸を以て陵戸に優るものとする解釋には、十分疑ふべき理由があるわけである。

かくの如く賤民に五等の別はあつたが、各等級の性質は甚だ明瞭を缺く。官戸については、戸令に官奴婢の年六十六以上又は癡疾なるもの、言換へれば官奴婢の官奴婢として勞働することのできないうやうになつたもの、及び犯罪によつて配没せられて戸を成すものを官戸とする規定がある。即ち官戸はもと官奴婢であつたものと、もと良人であつて罪によつて配没せられたものがあつたわけである。また集解に引く法家の説に據れば、家人奴婢がその主人の犯罪によつて没官せらるゝ時には、家人は官戸となり、奴婢は官奴婢となつといふ。即ちこの場合には、もと家人であつたものが官戸となるのである。陵戸については、集解喪葬令皇陵の條の法家の一説にもと雑戸を陵戸としたことが見えるが疑問とせられ、家人については、戸令によつて奴婢が家人となることのできたこと

がわかる。また賊盜律に、人を略し又は略賣して奴婢とするものは遠流、家人とするものは徒三年、和同相賣つて奴婢とするものは皆徒三年の刑に處する規定があり、詐僞律に妄に良人を認めて奴婢家人とするものは人を略するを以て論じ、一等を減ずることになつてゐる。また賊盜律に二等卑幼弟妹もしくは兄弟の子及び兄弟の孫、外孫を賣つて奴婢とするものは徒二年半、子、孫を賣るものは徒一年を科する規定がある。即ち人を略し、もしくは略賣して家人、奴婢とすることは禁ぜられ、近親の間に於ても許されなかつたのであるが、これを裏面から解釋すれば、それ等の行爲が禁ぜられてゐたにも拘らず、事實に於て行はれ、そのために家人、奴婢となつたものがあつたと思はれる。賤民の各等級を通じて賤民は出生によつて定まり、賤の子は同じく賤であるのみならず、良賤の間に生れた子は、父母情を知らざるときは良となるが、情を知るものであれば皆賤となり、良の逃亡して賤との間に生めるものは、情を知ると知らざるとを問はず、賤とするのである。家人、奴の主及び主の五等以上の親に奸して生むところの男女は各没官せられて賤となるのである。

要するに、律令に於ては、賤民は出生と犯罪没官を原因として生じ、人身賣買によつて賤民とすることは禁ぜらるゝに拘らず、事實に於て行はれ、そのために良人が家人或は奴婢となり、年齢その他の理由によつて、低級の賤民が高級に上ることが出来るやうになつてゐたのである。

## 二 上古の賤民

律令の賤民制度制定以前における我國の賤民制を考ふるに、最も困難なのは良賤の別を「かにすることができないことである。ヤッコといふ言葉が一般に賤民の通稱として認めらるゝが、ヤッコの意味する範圍は可なり廣く、ヤッコと稱するからといつて、必ずしも律令に於て良人と區別する賤民の意味に解することはできない。古事記に五瀬命が登美毗古即ち長髓彦と戦つて負傷せられたことを述べ、命が「故れ賤奴の痛手をなも負ひつる」と申されたことが見えてゐるが、この場合のヤッコは單に登美毗古を賤しんで呼ばれたに過ぎない。清寧天皇紀に河内三野縣主小根が大伴室屋大連に對して「奴縣主小根」といつてゐるのも、自ら卑下して「奴」と稱したので賤民の意味ではない。またヤッコは臣下、臣隸の義で、君上に對して臣下をヤッコと稱したことは本居宣長の説くところで、伴造、國造と稱する時のヤッコも、この意味のヤッコである。その語源を家の子即ち家僕の義に解するのが通説であるが、上古に於て氏族に仕へてをつた部民を悉く律令制の賤民と解することも妥當でない。部民の一部は大化の改新を待たず、氏族の私屬關係から脱して公民の資格を有するに至つたことは別篇「部の分化」に論じたところである。大化元年八月の詔に「若寺家仕丁之子者如良人法、若別入奴婢者如奴婢法」と見えるのも、寺家に屬して寺家のため

に勞働に服する良人のあつたことを證し、この種の人民をすべて賤民と解することもできないであらうと思ふ。

古事記、日本書紀に於て良賤の別を明かにするものは、同じ詔の「又男女之法者、良男良女共所生子配其父、若良男娶婢所生子配其母、若良女嫁奴所生子配其父、若兩家奴婢所生子配其母」と見える句である。これに據れば、良人に對するものは賤民でなく、奴婢である。書紀の古訓では良人をオホミタカラと訓み、奴をヲノコヤッコ、婢をメノコヤッコと訓んでゐる。書紀では良人の外、人民、庶民、公民、億兆、黎元、元元、黔首等の文字をオホミタカラと訓み、要するに一般の人民をオホミタカラと稱したのである。またヤッコといふ言葉は男女を通じて用ひられ、奴婢の漢字を用ふるに至つて、これを區別するためにヲノコヤッコ、メノコヤッコの稱が起つたのであらう。ヤッコが高麗人であれば高麗奴と稱し、欽明天皇十一年、百濟の聖明王が高麗奴六口を獻じたことが書紀に見え、百濟人のヤッコは韓奴と稱し、雄略天皇九年、采女大海が朝鮮から歸朝して、韓奴室等六名を大伴室屋大連に贈つたことがある。ヤッコには私人に屬するものがあり、厩戸皇子が物部守屋を滅して攝津國に四天王寺を造り、守屋所有の奴の半を割いて四天王寺の所有に歸せしめたが、聖德太子傳曆はその子孫從類二百七十三人に達したと傳へてゐる。また大化元年八月、詔して寺司と寺主とを遣はして諸寺を巡行し、僧尼、奴婢、田畝の實を奏せしめたことがあり、

奴婢を置く寺院は少くなかつたのである。寺の奴を寺奴或は寺賤といふに對して、神社の奴婢を神奴或は神賤と稱し、欽明天皇二十三年、馬飼首歌依の二子を神奴としたことが書紀に見えてゐる。また官奴の例を擧ぐることはできないが、武烈天皇紀八年の條に婦人を没官して官婢とした例があるから、勿論官奴もあつたことであらうと思ふ。

令制の家人にあたるものとして雄略天皇紀の「家人部」が擧げられる。前述の吉備上道の采女大海がその主紀小弓の喪に従つて歸朝し、大伴室屋大連の盡力によつて冢墓を造つて葬ることができたので、大海は「欣悦不能自默、以韓奴室、兄鷹、弟鷹、御倉、小倉、針六口、送大連、吉備上道蚊島田邑家人部是也」とあるものである。家人は私奴婢よりも身分高く、私奴婢から家人となることのできたことは、律令の制に於て見るところである。韓奴が奴婢であり、その子孫が家人となることも考へられぬことではない。また律令に於て家人と奴婢とが區別されたに拘らず、天平十九年勅録の法隆寺緣起資財帳には家人百四十八口を奴六十八口、婢五十五口に分けてゐる。蓋し家人の男性を奴とし、女性を婢としたのである。これによつて見れば、上古には奴婢と家人との別を明かにせず、家人をも奴婢と呼ぶことがあり、律令の既に行はれてゐた天平年間に於ても、一般には舊習に従ひ、奴婢は家人奴婢の總稱となつてゐたのであらうと思ふ。律令の家人に關する規定が唐の賤民の一種なる部曲の制度に據つたことは唐律との比較によつて疑ふところはないが、律令の編

纂者が唐制に據つて陵戸、官戸、官奴婢、私奴婢、乃至雜戸の稱を踏襲しながら、ひとり部曲の稱を棄て、家人の稱を用ひたのは一考を要すべきことである。日本書紀には部曲の語が屢用ひられ、殊に安閑天皇元年紀の「蓋三島竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部之元、於是乎起」といひ、天武天皇四年紀の、天智天皇甲子の年に定めた諸氏の民部、家部を廢して「甲子年諸氏被給部曲者、自今以後除之」といふものが、部曲と稱せらるゝものゝ性質を示す。皇室御料たる屯倉を耕す田部は一般に部民或は公民と稱せられ、家部は果して家人部と同一であるかどうか明かでないが、民部は部民で、雄略天皇の御遺詔に、「大連○大伴等民部廣大、充○盈於國」と見えてゐる。大化の改新は、別、臣、連、伴造、國造、村首所有の部曲の民を廢して、食封を大夫以上に賜はつたが、その部曲の民もこれ等の氏族に屬する部民であらねばならぬ。日本書紀の完成は大寶律令制定後二十年になるが、律令の編纂者が唐制によつて營然襲用すべく思はるゝ部曲の語を棄て、家人の稱を用ひたのは、當時部曲の語によつて意味せられた部民が奴婢と伍すべきものでなかつたからではないかと思ふ。唐制の部曲も私人の所有に屬し、賣買を許さざること（注）は家人と異ならないが、唐律疏議に據れば、良人の女を妻とすることができ、良賤（注）の通婚を禁ずる我が律令はこれを賤民の稱とすることはできないのである。即ちチャッコはその所屬によつて官奴婢、私奴婢としたが、家人は私人に屬するといへ、私奴婢よりも身分が良く、私奴婢と區別するを要したが、彼我國情の異なる

ころから唐律の部曲の稱を襲用するを得ず、我國でもとより行はれた家人の稱に従つたのであらうと思ふ。この點は、品部と雜戸と制度の上では類似するに拘らず、國情を斟酌してこれを區別し、唐制にない品部の稱を用ひたのと類するところがある。

なほ故宮崎道三郎博士は初め家人を以てヤケヒトの漢譯なるやを疑ひ、後、蘇氏演義その他の書を引き、唐代に於て私家の從者、僕婢の類を家人と稱したことを擧げ、我が律令の家人といふ名稱もこれに基づき、ヤケヒトは漢字の和譯であるとせられたが、それだけでは我が律令の編纂者が唐制の賤民の稱たる部曲を棄て、律令の文に用例の稀なる家人の名稱を採用した理由は説明されないうやうに思ふ。やはりヤケヒトを固有の國語と見做し、家人の二字をこれに充てたものと解した方が妥當ではなからうかと思ふ。蓋しヤケヒトは一家の人の義であり、ヤッコは家の子の義であり、その語義に於て大差なく、また共に私人に屬して勞働に服してゐたのであるが、その間に身分上優劣があつたから、律令はヤケヒトを家人として唐制の賤民たる部曲に准じ、ヤッコを奴婢としたのであらう。前述の如く、天平年間律令で家人と奴婢の別を明かにするに拘らず、これを混同して家人の性別を奴婢の文字によつて表はしたのも、家人が律令制定以前の舊慣に依ることを證するものであらう。

陵戸は唐律疏議では良人であるが、唐初には我が律令と同じく賤民であつたといふ説がある。<sup>(註三)</sup>

づれにせよ、我國で陵戸を賤民としたのは必ずしも唐制に據るもののみ考へられない。我國には古來死者を忌む觸穢の思想が盛であつた。神代に於て、味耜高彥根神がその親友の天稚彦の喪を弔ひに行つたところ、容貌が天稚彦に酷似せるため、天稚彦の妻下照姫は夫の死せざるものと思ひ、味耜高彥根神に取付いて喜んだが、味耜高彥根神は、友人の義を重んじ、その死を弔するため「不憚<sub>レ</sub>汚穢<sub>二</sub>」遠方より來たことをも顧みず、死者と誤つたといつて大に怒り、その佩くところの大葉刈の劔を抜いて喪屋を切倒した話があり、大化二年の詔には、路頭に病死するものがあれば、その附近の住民は死者の友人を留めて祓除を強要し、河に溺死するものに遇へば、何故に我をして溺死者に遇はしむるといつて、その友人に祓除を迫るので、兄が死んでも弟はその屍體を收めず、兄が溺れても弟の救はざるものが多いといふことが見えてゐる。かくの如き觸穢の思想から御陵に仕へる陵戸も賤視せられてゐたので、律令はこれを參酌して、陵戸を以て賤民としたのであらうと思はれる。陵戸が賤民であつたことは、顯宗天皇が狹狹城山君韓帝宿禰の死を免して陵戸とせられた日本書紀の記事によつて知るべく、古事記にはこれを「韓帝が子等に其の御陵を守らしめたまひき」としてゐる。陵戸と同じく御陵を守るものに陵<sub>（みづか）</sub>守といふものがあり、仁德天皇は日本武尊の白鳥陵を守つてをつた陵守を廢してこれを役丁<sub>（やくぢやう）</sub>に宛てんとしたところが、變兆があつたので、その計畫を中止し、陵守を動かさないやうにしたことが同天皇六十年紀に見えてゐる。役丁は庶民の國



家に對する義務として勞働に服するものであるから、この場合の陵守は公民と見なければならぬ。この時代陵戸と陵守とが別種のものであつたかどうか審かでないが、これによつて御陵を守るものに賤民と庶民とあつたことだけは考へ得られよう。従つて陵戸の地位も他の賤民と比較して良人に近いものと考へられても不思議はないのである。瀧川政次郎氏は官戸を第一とする通説を排して、陵戸を官戸の上に置かれた(註四)。その制度は後世まで繼續し、持統天皇五年に陵戸の制を定めて、「凡先皇陵戸者置五戸以上、自餘王等有功者置三戸、若陵戸不足、以百姓充、免其徭役」と爲し、喪葬令もまた陵戸が足らざれば良人たる庶民を使役し、その課役を陵戸に准せしめ、「凡先皇陵置陵戸令守、非陵戸令守者、十年一替」の制を立てた。令集解に引く別記職員令諸條には常陵守及び墓守として倭(大和)、河内、津(攝津)、山代(山城)に於て八十四戸を擧げ、借陵守及び墓守として京、倭、河内、山代、伊勢、紀伊に於て百五十戸を擧げてゐる。常陵守といふのが陵戸であり、借陵守といふのが陵戸の足らざるとき百姓を以て補充するものであらう。

以上述ぶるところによつて、律令が賤民とするところのものは、律令の制定に先だつて存在したことを明かにしたつもりである。しかし、律令制定以前にはこれ等の賤民の外になほ賤視せられてゐた人民があつた。貴賤尊卑はもとより相對的のものであるから、貴族階級が卑賤とするところ、必ずしも賤民とするを得ないので、貴族乃至良人が刑罰によつて陷るものを劣等の身分と考へ、姑

く賤民と見做してその例を擧ぐることにしよう。

律令の制に於ても刑罰は官戸の生ずる一原因であつた。雄略天皇十四年に、大草香皇子が御妹の皇后のために天皇に獻じた玉纒を根使主が横領したことが露はれ、天皇は兵を遣はして根使主を誅せしめ、その子孫を二分して、一を大草香部の民と爲し、一を茅渟縣主に賜はり負囊者としたことが日本書紀に見える。また古事記には、大穴牟遲神の兄弟の八十神が稻羽(因幡)の八上比賣を訪うたとき、八十神は「大穴牟遲神に帑を負はせて従者として率て往」つたが、八十神のためにひどい目に會ひ大穴牟遲神に救はれた白菟が大穴牟遲神に對して、「此の八十神は必ず八上比賣を得たまはじ、帑を負ひたまへれども、汝が命ぞ獲たまはむ」といつたことが見えてゐる。これ等の例によれば、負囊者は従者として囊をかついで隨行するものであり、負囊者となつた根使主の子孫は、謀反大逆の罪を犯したものの、子孫を没官して官戸とする賊盜律の規定を髣髴せしむるものがある。

神話の海幸山幸交換の物語に於て、火闌降命は遂に彦火々出見尊に謝して救を求むるに至り、生みの子の八十連屬、尊のために俳優の民たらんことを誓ひ、着櫛鼻して、緒を掌や顔に塗り、海水に溺れ苦しむ狀を爲し、初め潮が足に漬く時には足占を爲し、膝に至る時には足を擧げ、股に至る時には走り廻り、腰に至る時には腰を抱き、腋に至る時には手を胸に置き、頸に至る時には手を擧げて飄掌すといふことが神代紀下の一書に見えてゐる。これ火闌降命の苗裔と稱せらるゝ隼人等が宮

門を警護し、大禮などの行はるゝとき隼人舞を奏した起源を説明せんとした傳説であるが、これによつて異様な風體で舞ひ跳る俳優の民が卑賤の色と見做されたことが考へられる。令集解の別記に據るに、雅樂寮所屬の伎樂三十九戸、一本四十九戸、木登八戸、奈良笛吹九戸は品部であり、良人ではあるが、良中の卑賤である。

次に馬、牛、鳥等の飼養を職とするものが卑賤の民であつた。日本書紀に據れば、新羅王は神功皇后の軍を迎へて面縛して降り、この後永く飼部あひぶかとなり、毎年春秋に馬梳馬鞭を獻らんことを誓つて罪を請ひ、皇后はその降を納れ、縛を解いて飼部とせられた。古事記はこれによつて新羅國をば御馬甘みまかみと定めたまうたとかいてゐる。また欽明天皇十五年紀に新羅の佐知村飼馬奴苦都さちむらひまぬくるつの百濟の明王を捕へて首を斬つた事が見える。飼部はもと隼を加へられたものらしく、履中天皇が淡路に狩したまうたとき、河内の飼部等が轡を執つて御乘馬に従ひ申したが、同島に奉祀する伊弉諾神が飼部等の隼の臭氣を惡みたまふとの神託があつたので、これより後、飼部に隼することを廢したといふ。隼は刑罰として行はれたので、同天皇の御代、阿曇連濱子の死罪を免して墨を科し、即日隼した例がある。書紀の古訓には墨をヒタヒキザムツミと訓み、隼をメサキキザムと訓む。飼部は集解の別記職員令左馬寮の條に、左馬寮に馬甘三百二戸、右馬寮に馬甘二百六十戸と計上せるもので、雑戸である。養老令にはこれを飼丁といふ。また古事記に意富祁王、袁祁王が山城の苅羽井に到り、食事をして

をつた時に「面隼老人」が來て、急にその食物を奪ひ取り、兩王の誰何せらるゝに答へて、我は山城の猪甘かみかみなりと申したことが見える。猪甘は猪飼の義で、その隼してゐたといふのは、猪飼が刑餘の民であつたからであらう。次いで安閑天皇二年、詔して國々に犬養部を置いた。その理由は知るよしも無いが、日本書紀通釋には狩獵のためにこれを置いたのであらうといふ。また犬養部が飼部、猪甘と同じく隼することがあつたかどうか、また刑餘の民が犬養部となつたかは審かにするを得ない。更に鳥類を飼養するものには鷹甘部があり、鳥養部があつた。仁德天皇四十一年紀に、百濟王の族酒君が百濟に於ける鷹狩の興を奏し、天皇これを百舌野に試みたまひ、始めて鷹甘部を定められたといふ。大寶養老の制、兵部省の被管に主鷹司があり、品部として鷹養戸または鷹戸を置いた。鳥養部は垂仁天皇の御代始めて置かれ、宮廷の鳥類を飼養してゐたのであらう。雄略天皇十一年紀に、鳥官の預つてゐる鳥が菟田人の狗に噛み殺されたので、天皇は震怒あらせられ、鳥官の顔面に隼して鳥養部と爲し、またこれを非議した信濃、武藏の直丁を同じく鳥養部とせられたことが見える。

これ等の人民の中には、前述の如く品部或は雑戸に編入せらるゝものがあり、また猪甘部、鳥養部の如く、令集解、續日本紀に散見する品部、雑戸のいづれにも屬せざるものがあるが、たとひ品部、雑戸と稱せざるも、その身分は品部、雑戸と同じく、公民と賤民との間に在つたのであらうと

思ふ。

註一 玉井是博、唐の賤民制度とその由来（京城帝國大學法文學會編、朝鮮支那文化の研究）

註二 宮崎道三郎、家人の沿革（宮崎先生法史論集）

註三 濱口重國、唐の陵墓戸の賤に就いて（史學雜誌第四十三期）

註四 瀧川政次郎、中古賤民の等級に就いて（史學雜誌第三十五期）、戸考（史學雜誌第四十三期）

### 三 律令の賤民解放制

律令は私人の賤民解放を認め、戸令に家人奴婢を放して良及び家人とすれば、本屬の官廳に通牒して戸籍の除附を行ふべき條文があり、同條に關する集解の法家の解釋の注意すべきものを擧ぐれば、古記には、その通牒には放して良とすることを記し、家長が署して國郡司に上申し、然る後戸籍に附くといひ、穴説には、その未だ姓名を稱せざる間はなほ賤と稱すといひ、貞説には、當時の慣例として、本主の姓に部の字を加へて姓として所司に申送するといつてゐる。その解放には本主の厚志に基づき、代償なしに解放さるゝものと、賤民から代償を出して解放さるゝものとがあつた。その代償を贖といふ。賊盜律に家人奴婢の舊主を殺すもの、罪を定め、注に舊主とは主放して良と爲すものといひ、更に疏にその家人奴婢自ら贖して賤を免るゝものまた主の放すに同じ、若し轉賣及び自ら理訴して脱するを得れば、即ち凡人に同じといつてゐる。また戸令の化外の奴婢が二

等以上の親の贖によつて解放する條に、集解の古記は、「問、聽贖爲良、未<sub>レ</sub>知、無<sub>レ</sub>財可<sub>レ</sub>贖、若爲處分、答、不得<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>良耳、問、雖<sub>レ</sub>等親不<sub>レ</sub>來、賤自贖爲<sub>レ</sub>良聽不<sub>レ</sub>答、大例稱<sub>レ</sub>等親<sub>レ</sub>者、賤、理不<sub>レ</sub>可有<sub>レ</sub>財、若有<sub>レ</sub>財贖堪<sub>レ</sub>者亦聽」といひ、賤民の解放に贖の主要條件なることを説いてゐる。而して持統天皇五年に、氏祖の時に免され、既に賤民の戸籍を除かれたる奴婢、即ち現在良となつてゐるものを、その一族が更に訴へて我が奴婢であるといふことを得ざる法令が出てゐるから、戸令の手續を経て良人となつたものを訴へて奴婢とすることはできないわけである。

律令にはまた賤民解放の法定原因があつた。（一）前述の如く、戸令に據れば、官奴婢は六十六歳以上、もしくは廢疾となれば、並に官戸と爲し、七十六歳以上に至れば放して良とした。但し反逆罪の緣坐によつて官戸となつたものは八十歳にして初めて良とした。これは官賤に關する規定であるが、穴説に據れば、私賤もその主に從つて配没せらるゝ時には、私奴婢は官奴婢となり、家人は官戸となり、この規定の適用を受けることになるのである。（二）喪葬令に戸口悉く死し、且つ親族が無く、絶戸となつた時には、その家人奴婢は放して良人とする規定がある。但し死者在世中に處分し、その證據分明なる時には、その處分に從はねばならぬ。（三）戸令に官戸、家人、公私奴婢が蕃賊のために虜掠せられて外蕃に沒落し、自己の力で脱し還るを得たるものは、放して良とする條文がある。外蕃とは蝦夷及びすべての外國をいふ。（四）律に於て歴略、妄認等によつて家

人奴婢とすることは禁ぜられてゐるから、これによつて家人奴婢とされてゐるものは勿論、その他すべて理由なく賤となつてゐるものには、京國に於て訴を起すことを許し、その結果、賤を免れて良となつたものは、所在に於て戸籍に附ける規定が戸令に見える。また捕亡令に於て、逃亡の奴婢を捕へたものは本主から酬賞を得る規定があるが、奴婢が本主の壓略妄認を訴へんとして官司に至る途に於て、人のために捕へられて本主に送られても、良を訴へんとすることが事實であれば、良とすべき状が無くとも酬賞すべからざることが定められ、奴婢の訴意の暢達に便宜を圖つた。(五) 僧尼令義解、集解の説に據るに、佛教では奴婢は出家を許されないが、本主自ら願出でて得度を受けしむる時には、奴婢はこれによつて賤を免るゝことができた。條文には家人奴婢等とあるが、義解その他法家の解釋では、この規定の適用は官戸、官奴婢にも及ぶものとされた。もつともかくして出家入道したものが後に至つて犯罪のために還俗し、又自ら還俗すれば、竝に舊主に歸して、もとの身分に復せしめた。(六) 戸令に據れば、國外の奴婢が自ら來つて歸化すれば悉く放して良と爲し、本主先に來つて歸化してゐてもこれを認むることを得ない。集解の穴説はこれを説いて、皇化を慕つて來るのであるから良に従ふといひ、主に隨つて來たものや、暴風に遇つて漂着したものは良とせず、官奴とすべしといふ。またその國內で賤となつてゐたものも、後にその二等以上の親が來り、贖を出して良とせんとすれば、これを許した。

家人奴婢が解放せられて戸籍に附けば三年間課役を免除される。賦役令 神龜三年山背國愛宕郡雲下

里計帳、天平五年國郡未詳計帳正倉院文書に「放<sub>レ</sub>賤從<sub>レ</sub>良」と注するものは課役免除の期間中のもので

あらう。前者に於ては放賤の年月が明かでないが、後者に於ては天平四年に良となつたものである。また賤の新に良となつたものを「今良」といふ。新たなるものを「今」といつたことは、雄略天皇の御代、歡因知利が勅旨を奉じて百濟に往き、百濟から伴れ還つた工人を、書紀に「百濟所<sub>レ</sub>買今來才伎」とする例によつて知られ、その一人は新<sub>漢</sub>陶部高貴と稱せられた。續日本紀に天平寶字五年今良三百六十六人を左右京、大和、山背、伊勢、參河、下總等の職國に編附したことが見え、同書また寶龜元年七月、今良大目大東人の子秋麻呂等六十八人に檜前、若櫻部等二十一種の姓を賜ふことが見えるが、檜前、上村主の二種を除き、他の二十一種は若櫻部、津守部等の如く皆某部と稱するものである。これ前述令集解の貞説に解放された賤民は舊主の本姓に部の字を加へて本姓とするのが慣例であるといふに當る。戸令集解官奴婢の條に引く古記は、これは私奴婢に關すること、官奴婢は本人の請願に隨ふを主とし、但高氏の部を稱するを得ざるのみとしてゐる。今良は解放によつて全く良人と同じく、公民の身分を享有する筈であるが、續日本紀、神護景雲三年十月、智識寺に配する今良二人、四天王寺の奴婢十二人に各爵三級を賜ふことが見え、今良も奴婢と同じく寺に配屬せられてゐたのである。故に今良は令制に於ける品部、雜戸の身分を連想せし

むるものがある。更に平安時代になつて、内裏式の大饗式には官奴二十人を仮子としたが、延喜式主殿の追儺には官奴に代つて今良が加はつてゐる。（註一）而して延喜式には今良として諸司の雜役に服するものがあり、その定員、糧祿等支給の制備は、主殿寮には男一百四十一人、女二百二十六人の今良が屬してをつた。これ等の今良はもと官戸、官奴婢が良となり、舊の如くその官司に配屬したのであらうが、放賤後年處を經、或は世代を異にするに至つてもなほ今良の稱を傳へてゐたのであらう。

律令の賤民解放の法定原因は（一）年齢及び體力、（二）主家の絶戸、（三）外蕃からの脱還、（四）訴訟、（五）出家、（六）歸化に歸するが、その中で（二）の主家の絶戸、（三）の外蕃からの脱還、（四）の歸化によつて賤民の解放さるゝことは、その原因が特別の場合であるから例外と見做してもよいであらう。（一）の年齢の規定は官戸官奴婢に關するもので、私賤には適用せられなかつたから、天平勝寶元年大宅可是麻呂の賤民を東大寺に貢進した文書東大寺奴婢籍帳には八十九歳の婢が見え、翌二年の同可是麻呂の貢賤解正倉院文書には九十四歳、九十一歳の奴が見えてゐる。同年二月の太政官符正倉院文書に據れば、去年十二月の勅によつて、六十六歳已上及び癡疾の寺奴は官奴婢に准ぜられ、且つその年齢に達せざるも、立性格勤、驅使違はず、衆僧これを憐んで良とせんとするものは、願によつてこれを免すことにしたので、寺奴の解放は多少容易になつたわけである。東大寺

の寺奴伊鷹は四十八歳で、この官符によつて免ぜられ、奴から直ちに良となつた。その後十六年を経て天平神護二年五月、勅して薬師寺の奴婢等六十歳となり、及び才能勇勤なるものは良に従はしめたが、同八月、更に太政官符を以て國分二寺の奴婢も同じく六十歳となるものは放して良に従ひ、六十歳にならないでも特別の才能のあるものは太政官に上申して良とすべきことを定めた。（類案三）寺奴の解放條件の緩和するに先だち、或は緩和するに従ひ、官賤の解放條件も益寛大になつたのであらうと思ふが、私賤の解放條件も官賤、寺賤と同じく緩和せられたかどうか明かでない。（四）の訴訟によつて放賤従良となつた例は史上に散見する。これを續日本紀によつて擧ぐれば、大寶三年四月、安藝國で略せられて奴婢となるもの二百餘人を免して本籍に従はしめた。また紀寺の奴益人等は紀袁祁臣の後裔であるが、持統天皇の御代戸籍を造るとき誤つて奴婢とせられ、爾來賤民となつてゐるといひ、これを政府に訴へたが、政府は基本的の戸籍とする所謂庚午年籍にその祖先が奴婢となつてゐることを理由としてこれを却下した。然るに天平寶字八年七月に至り、益人等の主張が認められて、益人等七十六人が解放されて良となり、京戸に編附した。また天平神護二年四月には、大和國の人高志毗登久美咩等十七人が諸陵寮のために理由なくして没して陵戸とせられたことを訴へて目的を達し、陵戸の籍から除かれた。これによれば官司が妄に良人を賤民とする弊のあつたことが知らるゝが、寶龜十一年十二月、政府は常陸國に對して、神司が靈異に假託し、妄に良

民を認めて神賤とすることを戒告した例がある。また播磨國揖保郡大興寺の賤若女はもと良人で、慶雲元年同郡の百姓佐伯君麻呂のために己の婢と稱して大興寺に賣られたもので、その子孫また奴婢となつてゐたが、延暦八年五月、若女の孫小庭の訴によつてその辯明が認められ、子孫十五人の奴婢が皆免されて良となつた。慶雲元年より實に八十五年の後である。律令は不法の手段のために賤となつてゐるものに提訴の道を開き、天平六年七月の大赦令には、良人を掠めて奴婢とするものは、常赦の免さざる罪と共に、赦の恩典に與からざらしめ、政府は特にこの點に於て冤枉の憂なからしめんとしたのであるが、一たび賤民の境遇に陥つたものが裁判によつてこれを免るゝことの如何に困難であつたかを、この一例によつて想察することができよう。(五)の出家入道によつて賤民が僧尼となり、従つて解放さるゝといふことは、僧尼が名譽の地位と考へらるゝ奈良平安時代には、賤民にとつて單に良となる以上の好運であつた。たゞ奴婢の出家することは、義解に内教の禁ずるところとするのみならず、貞觀七年三月の官符にも「黃門奴婢之類、是非「戒器」といつてゐるから、その門は極めて狭く、これによつて賤を免るゝものは甚だ少かつたであらうと思ふ。

官私の賤民は法定原因に依らず、本主の意思に基づき良人となることができた。奈良時代に政府が官賤を解放した例を擧ぐれば、養老四年八月、官戸十一人を免して良と爲し、官奴婢十人を官戸としたが、これは右大臣藤原不比等の病を救はんとする祈禱のためである。また天平寶字二年七月

勅して官奴婢及び紫微中臺(舊皇后宮職)の奴婢を解放して、皆悉く良とした。その理由は勅に「縁有<sub>レ</sub>所思」といふだけで明かでないが、同日皇太后の御病氣の御快癒を祈つて殺生禁斷の令の出づれを見れば、やはり祈禱のためであつたらうと思ふ。次に天平十五年九月、官奴斐太といふものが良となり、大友史の姓を賜はつたが、これ斐太が始めて大坂沙を以て玉石を治めた功績によるもので、技術獎勵の一方法である。次に天平寶字四年三月、官奴二百三十三人、婢二百七十七人を出羽雄勝柵に配して良としたが、前年九月、關東北陸諸國の浮浪人二千人を遷して雄勝柵戸としたと同じく、これによつて出羽の開拓を計り、内地の人民の移住を圖らんとしたのである。私賤の解放には、律令の制定に先だち、持統天皇の三年、下毛野子麿が奏して奴婢六百口を免じ、律令制定後、天平十七年九月、中納言巨勢奈麻呂が奴婢二百三人を良としたやうな例があるが、その動機は明かでない。

註一 瀧川政次郎、今其考(史學雜誌第四十二編)

#### 四 賤民解放の趨勢

良賤の別は律令に定められ、法制上、賤民の卑賤の色たることは洵に憐れむべきものがある。然るに律令の行はれてゐた奈良時代に於て、賤視の觀念が漸く薄らぎ、賤民の地位の向上する傾向が

認めらるゝのである。賤民の中には特殊の才能があり、或は技藝に通ずるものがあつたが、これ等の賤民は他の賤民よりも當然重んぜらるべきで、大日本古文書によつて奈良時代の奴婢の價格を見ると、その最も働き盛りの二十代、三十代の奴婢の價格は通常稻一千束であるが、天平十八年近江國で買上げた奴持麻呂といふものは三十九歳で價一千四百束である。これ持麻呂にはその「車匠」といふ注記が示す如く特殊の技能があつたからで、他の奴婢よりも四百束高いのはその技能が買はれたのであらう。奈良時代が我國の文化の躍進時代なることを考ふれば、賤民といへども優秀な技術を有するものが好遇されないわけはない。前述の官奴斐太が玉石の細工に新機軸を開き、賤を免して良とされたのはその好い一例である。また神護景雲元年二月、稱徳天皇は山階寺に行幸あらせられ、林邑及び吳の樂を奏した奴婢に爵を賜ひ、翌三月、藥師寺に行幸あらせられ、長上工已下奴婢已上二十六人に爵を賜はつた。爵は位階の義で、日本書紀、天武天皇十四年正月に爵位の號を改むと稱して、明位以下進位に至る諸王已上十二階、諸臣四十八階を擧げてゐる。奴婢にして叙位に預かるとすれば、奴婢の賤民たる實は無くなるわけである。

また賤民にはその主のために奮戦して武名を著はすものがあり、皇極天皇二年、山背大兄王の奴三成は蘇我入鹿の兵を班鳩に邀へて拒ぎ戦ひ、一人當千と稱せられた。天武天皇元年、大井寺奴徳麻呂等五人は將軍大伴吹負に屬し、先鋒となつて進み、近江の軍の將廬井鯨と戦つてこれを破つ

た。而して律令は賤民の兵役の義務を認めず、良を詐つて軍に入るものはこれを軍から出すべきことを定めてゐるに拘らず、死力を盡くす戦闘となれば、賤民だからといつて勇敢なるものを斥くことはできないので、賤民が軍に加はり殊勳を顯はすものがあつた。天平寶字八年藤原仲麻呂が叛を謀り、官軍近江に入つてこれを討つたとき、同國の僧沙彌、錦部藁國二寺の檀越、諸寺の奴等は官軍を助けたので、天平神護二年九月それ〴〵物を賜はり、その功を賞せられた例がある。更に續日本紀寶龜二年五月戊申の條に見える藥師寺の奴百足に至つては、近衛として禁衛に加はり、功によつて勳六等に叙せられ、兵士としては一般の良人以上の地位を有してゐたのである。當時律令の徴兵制度が頽廢の狀にあつたからではあるが、桓武天皇が蝦夷征伐のため、延暦七年三月、東海、東山、坂東諸國に歩騎五萬二千八百餘人を徵集するにあたり、第一に曩に従軍して戦闘に經驗があり叙勳せられたるもの及び常陸國の神賤を召集し、然る後その餘の弓馬に堪へたるものを簡點すべき方針を定められた。即ち律令の賤民を排斥する徴兵制度は全く無視せられ、常陸の神賤は戦闘の勳功者と共に最初に召集せられたのである。

賤民の叙位叙勳の恩命に浴するものは、もとより賤民中の極めて少數の一部分ではあつたらうが、これによつて社會の賤民に對する觀念の變調を來たすに至つたことは容易に想察せられよう。その形勢に乗じ、更に官民を促して良賤の別の撤廢に向はしめたものは財政上の原因である。賤民には

調庸の義務が無かつたから、賤民の増加は財政上政府の好まざるところであつた。良賤の通婚は律令で禁ぜらるゝに拘らず、奈良時代に於ても事實は行はれてゐたが、賤民に對する賤視の觀念の減退するに従ひ、この種の傾向は助長せられたわけである。然るに大化の改新に良人と奴婢との間の子は、情を知らざるものでない限り、皆奴婢とし、戶令の制度またこれに據つて良賤間の子を賤としたので、良賤の通婚によつて賤民は益多くなつたのである。それで延暦八年五月、大化以來の法制を改め、良賤間に生れた子は皆良に従はしめ、調庸の納付を負擔せしむるやうにした。その官符に良賤通婚の狀を述べて、「天下士女及冠蓋子弟等、或貪<sub>二</sub>艷色<sub>一</sub>而奸<sub>二</sub>婢<sub>一</sub>、或挾<sub>二</sub>淫奔<sub>一</sub>而通<sub>二</sub>奴<sub>一</sub>、遂使<sub>二</sub>氏族之胤沒爲<sub>二</sub>賤隸<sub>一</sub>、公民之徒變作<sub>二</sub>奴婢<sub>一</sub>」といつてゐる。良人の賤民に對する賤視觀念が律令制定當時の如くであれば、その子の父母としてこれを喜ばねばならぬ筈であるが、その後貞觀五年に至る七十餘年の經過に徴するに、人民は寧ろ賤民として課役を免除せられんことを欲し、これを届出づることを好まなかつた。それ故、同年九月の官符に據るに、延暦八年の官符が出でてより、奴婢の間に生れた子だけが極少數届出でらるゝだけで、良賤間に生るゝ子の届出が無くなり、諸國定額寺はその資財帳を見れば奴婢の生益するに拘らず、國司に對しては無實逃亡と稱して真相を蔽はんとした。而して同官符はこれを以て「凡厥下民爲<sub>二</sub>體<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>耻<sub>二</sub>名賤<sub>一</sub>、詐遁<sub>二</sub>重課<sub>一</sub>、謀<sub>レ</sub>就<sub>二</sub>輕役<sub>一</sub>、爰知<sub>二</sub>、公民之輩<sub>一</sub>、求<sub>レ</sub>媚<sub>二</sub>婚姻<sub>一</sub>、忘<sub>レ</sub>黷<sub>二</sub>彼族<sub>一</sub>、奸作<sub>二</sub>此賤<sub>一</sub>」と述べてゐる。

また賤民は本主の虐遇と驅使とに堪へずして逃亡するもの多く、またこれを容隱するの弊もあつたから、賤民を多數養ひ、これを自分の財産として驅使して行くには相當の權力を備へねばならなかつた。大化二年の詔に「復有<sub>二</sub>奴婢<sub>一</sub>、欺<sub>二</sub>主貧困<sub>一</sub>、自託<sub>二</sub>勢家<sub>一</sub>、求<sub>レ</sub>活<sub>二</sub>、勢家仍強留買<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>本主<sub>一</sub>者多<sub>一</sub>」と見えてゐる。律令の制はこれを防止するに意を用ひたが、奴婢の逃亡の如何に多かつたかは、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里、同雲下里の計帳に於てその實例を見ることが出来る。天平勝寶二年、大宅可是麿は奴婢六十一人を東大寺に貢進したが、その奴婢は、可是麿の父又は祖父と思はるる從五位下大宅廣麿が訴へて、養老七年の判決によつてその所有に歸したものである。しかし、これ等の賤民は平城京及び山城、攝津の各地に分散し、各主人の戸口となつてゐるので、判決はあつてもこれを伴れて來ることは困難であり、養老七年より天平勝寶二年まで二十七年になるが、六十人の中十二人はなほ戶籍の除附が行はれず、可是麿の戶賤になつてをらなかつたといふ。可是麿がこれを東大寺に貢進したのも信仰のためではなく、その勢力を藉りて奴婢の取立を強化せんとする意圖に出づるやを疑ふ説もあるのである。(註一)天平十七年五月、中納言巨勢奈氏麻呂が巨勢氏の久しく係争中であつた奴婢二百三人に關する訴訟を中止し、これを良に従はしめんことを請ふに至つたのも、訴訟に勝つても奴婢を強制的に使役することの困難なるを認めためたものではなからうかと思はれる。また常陸の鹿島神社では、天平寶字二年九月神奴二百十八人を神戸と爲し、神護景雲元年四



月更に神賤男八十人、女七十五人を放して良に従はしめたことが續日本紀に見えてゐる。その良に従はしむといふのも實は神戸としたのであらう。神戸は良人であるが、その租庸調は神社の収入となるので、鹿島神社は奴婢を養ふ煩累を避けてこれを解放し、その代りに神戸の収入を得るを便利としたためではなからうか。その事情は、年代は大に降るが、寛平五年十月、大和宗像神社で賤二人を解放した例を参照して推定せられよう。高階氏は同社を氏神とし、氏の始祖高市皇子は氏賤の年輸の物を分つて社殿の修理費に充てたが、「年代久遠、物情解體」、且つその氏賤は筑前に在るため「氏衰路遙、不堪催發」、社殿の修繕を行ふこと能はざるため、同社の氏人大學頭高階忠峰等解状を上つて、氏賤十六人を良に従はしめ、その調庸を政府の収入とする代り、同社のために大和國に於て係丁八人を徴して修理料に充てんことを請ひ、許されたのである。類聚三代格。

要するに、賤民は律令の賤民解放の制度によつて解放せられたのみならず、賤民に對する社會の賤視の觀念の衰退するに従ひ、良賤の通婚が益盛に行はれ、これによつて課役免除の民が多くなるので、政府はその間に生れた子を賤とする律令の制度を改めて良とし、賤民間の子だけを賤として出生による賤民の増加を抑制し、また賤民の統御の困難なる事情の下に、その所有者はこれを解放して良人とし、調庸を政府に納めしむると共に、政府よりその代償を求むるを便としたのである。

かくの如くして律令の賤民制度崩壞の氣運醸成し、律令制の奴婢は、延喜年間法令によつて廢止

せられたことは、長徳三年惟宗允亮の問答政事要略卷八十四に傳ふところである。然るにその一面に於て律令の制度では良人に編入せられながら、なほ上古以來の社會の賤視觀念を免れなかつた階級があつた。馬飼の如きはその一つである。馬飼が大寶令に於て雜戸であり、隨つて良人であつたことは、その註釋書たる古記、別記によつて明かである。讚岐の人物部亂等二十六人は天智天皇九年庚午以來竝に良人に貫したが、持統天皇四年庚寅の校籍にあたり、誤つて飼丁と認められたので、亂等これを辯明して良色に従はんことを請ひ、和銅六年五月その目的を達した。即ち馬飼は制度の上では良人であるが、官民共にこれを賤民としてゐたのである。天平十六年二月、汝等今負ふ姓は人の耻づるところなりといひ、馬飼雜戸を免じたが、その後彼等は依然本業を守らざるを得なかつたので、天平勝寶四年二月舊に復するに至つた。而して馬飼は天平勝寶三年の官符によつて悉く雜徭を宛てることにしたことが令集解職員令左馬寮の條に見え、その職務は良人の課役となつたのである。然るに奈良時代の末期に於ても馬飼は社會の賤視を免れなかつたので、これより先き天平十二年河内の人川邊宅麻呂の男杖代、勝麻呂等、左馬寮馬部大豆調麻呂の誣告によつて馬飼に編附せらるゝや、宅麻呂は訴を起して累年その除籍を争ひ、寶龜元年八月始めて馬飼の籍帳から除かるゝを得たやうな例がある。

平安時代になつて品部雜戸の史上に見はるゝことは次第に少くなり、延喜式は僅にその遺制を傳

ふるに過ぎないが、承和元年十二月の官符は右京職解を引き、主殿、主鷹、織部等寮司の雑色、厩使并に犬飼、餌取等が京内東西市で亂暴狼藉をはたらくために市塵荒廢し、公事堪へ難しといつてゐる。類聚三代格。主殿寮は大同三年官戸官奴婢の名籍を掌る官奴司を併せ、主鷹司には鷹戸、織部司には染戸が屬したが、鷹戸、染戸、共に令制品部であつた。これ等寮司の雑色厩使と稱するもの、中には賤民又は賤民に准ずるものがあり、市場の規律を紊してゐたのではないかと思はれる。犬飼は安閑天皇の二年に國々に置いたといふ犬養部と同じ性質のものであらう。犬養部は品部雑戸の名には見えないが、猪甘部、鷹甘部、鳥養部に類するものと考へれば、少くとも品部雑戸に准ずるものであらう。今昔物語集卷十九に據れば、犬飼は犬を使役して鷹狩の獲物を狩出すものである。餌取は和名抄に「屠兒和名惠 屠ニ牛馬肉取ニ鷹鷄餌之之義也、殺生及屠ニ牛馬肉取賣者也」とあり、今昔物語集卷十五語第廿七、同廿八に餌取法師の説話が見え、その牛馬の肉を食ふことは最も嫌惡さるゝ原因であつた。塵袋を初めとして、江戸時代の學者は後世の賤民の一種につき、その名稱をこのエトリから轉訛せるものであるとし、近時新村出氏も言語學上よりこれを認められたが、餌取の語義から考へれば、餌取が本来鷹鷄の餌を取るを業としたるものと解せねばならず、随つて鷹戸に類するものであつたらうと思はれ、中世乃至近世の賤民制が律令の賤民制よりも寧ろ律令の制定に先だつ上古の社會の賤視觀念に負ふことの大きなやを想はしむるものがあるのである。

註一 武田祐吉、大宅可是麻呂の賤に就いて（國學院雜誌第二十九卷）

註二 新村出、賤民名稱考（經濟論叢第四卷）

（昭和十五年八月一橋論叢第六卷所載）

#### 四 古代戸籍考

##### 一 上古の戸籍

一國の政治を行ふ上において戸口を明かにすることの重要なことはいふまでもないが、人頭税の行はれてゐた古代には、財政上の理由から特にその調査を正確且つ精密にしておかねばならなかつたのである。戸籍といふ文字は日本書紀では大化以前に既に散見し、その古訓を擧ぐれば、欽明天皇元年、孝德天皇大化元年の條には戸籍をヘノフムタ又はヘフムタと訓み、顯宗天皇元年の條には籍帳をヘノフタと訓み、敏達天皇三年の條には名籍をナノフタと訓み、欽明天皇三十年の條には籍の一字をナフムタと訓んでゐる。和名抄は調度部に戸籍の目を擧げ、「文字集略云、民戸之書、古以<sub>レ</sub>版、今黃昏、野王案、凡書<sub>ニ</sub>於簡札、皆謂<sub>ニ</sub>之籍<sub>一</sub>也」とし、籍を説いて「和名與<sub>ニ</sub>簡札<sub>一</sub>同」といつてゐる。而して同部にまた簡札の目を擧げ、「野王案、簡、所以<sub>ニ</sub>寫<sub>レ</sub>書記<sub>一</sub>事者也、兼名苑云、牘、一名札、簡也」とし、簡の和名を「不美太」としてゐる。「不美太」即ちフミタは、狩谷棧齋の箋

註に説くやうに書板の義で、書紀の古訓のフムタはフミタから轉じ、フタは更にフムタから轉じたのであらうから、ヘフムタ、ヘフフタは戸口の氏名を記した板といふ意味であらう。しかし「籍」をフミタと訓むのは漢字の原義に遡つて解しただけのこと、これによつて我國の戸籍がもと板に書かれてゐたやうに考ふることはできない。飯田武郷が日本書紀通釋に戸籍を「古はそれを板に録せしよりフタとは云るなり」と説いてゐるのは、我國の戸籍についていふやうに解せられるが、もしさうとすれば首肯しかねることである。顯宗天皇紀の「籍帳」の二字から推察すれば、やはりそれは紙に書かれ、帳簿の形式を備へたものらしく思はれる。時代は降るが、我國現存の最古の戸籍である正倉院に藏せらるゝ大寶二年の戸籍は同じく紙を使用したものである。

大化二年正月に煥發せられた改新の詔に、初めて戸籍、計帳、班田收授の法を定むといふことが見え、「初めて」といふ言葉があるから、これを嚴密に解すれば大化二年以前には戸籍は全く無かつたわけになり、従つて顯宗天皇紀以下に散見する書紀の戸籍といふ文字も漢文的修辭の必要から用ひられたるにとゞまり、戸籍そのものゝ存在した例として擧ぐることはできないともいひ得る。例へば顯宗天皇紀の狹狹城山君韓宿禰の罪を免したまひて、陵戸に充て、兼ねて山を守らしめ、籍帳を削り除いて山部連に隸けたまふといふ記事も、必ずしも當時籍帳があつて、韓宿禰の名をそれから削除したものと解せず、その氏姓階級たる身分を貶奪して陵戸とした事實を修飾して籍帳削除の

句を作つたと見るができる。また欽明天皇紀に秦人漢人等諸蕃の投化したものを召集して國郡に安置せしめ戸籍に編貫すとある記事も、單に彼等を一地方に移し聚めて、その住所を定めたものと解すれば、戸籍の編貫といふことは形容的の字句たるに過ぎない。書紀が漢文で書かれてゐるため、字句の修飾のためには記實の本旨を傷ふことを顧みざる漢文の通弊を免れないから、かくの如き否定的の解釋も容るゝ餘地のないとはいへない。故に書紀の戸籍や籍帳等の文字に囚はれず、この點について更に検討を加ふる必要がある。

しかしながら、改新の詔の初めて戸籍、計帳、班田收授の法を定むといふ句の、「初めて」といふ言葉を嚴密に解すべからざることは、その前年の八月に東國の國司に降したまはれた詔に、各その任地に赴いて戸籍を作り田畝を校すべきことを命じたまふことによつても明かである。その「初めて」といふのは、恐らく一定の制度を設けてこれを全國に施行せんとしたことを意味し、大化以前において、或は特殊の地域により、或は特殊の階級によつて、戸籍の作成せられてをつたことを想定することを妨げないであらう。欽明、敏達兩朝の紀に見える白猪屯倉の田部について作成せられた戸籍の如きはその一例とすることができようと思ふ。

欽明天皇十六年、蘇我稻目等を遣はして吉備の五郡に白猪屯倉を置かしめ、翌十七年また稻目等を備前兒島郡に遣はして屯倉を置かしめ、葛城山田直瑞子を田令としてこれを管理せしめたが、同

三十年正月、詔して「量置田部、其來尙矣、年甫十餘、脱籍免課者衆」と仰せられ、王辰爾の孫膽津を遣はして白猪の田部の丁の籍を檢定せしめられた。こゝにおいて、四月、膽津は白猪の田部の丁を檢閲し、詔に依つて籍を定め、田戸とした。天皇は膽津が定籍の功を嘉せられ、姓を賜はつて白猪史と爲し、ついで田令に任じ、瑞子の副と爲したまふといふ。かくて敏達天皇三年、更に蘇我馬子を吉備國に遣はし、白猪屯倉と田部とを増益せしめ、即ち田部の名籍を以て白猪史膽津に授けた。即ち、この例によつて見れば、大化以前、一般に皇室御料と解せらるゝ屯倉においては、その田地を耕作する田部の丁の籍を作成し、屯倉を管理する田令にこれを授け、田令はその籍によつて田部の丁を徵集して耕作せしめてゐたのである。

また書紀の欽明天皇元年の條に「召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造」といふことが見えてゐるが、その戸數も戸籍によつて算したものだと思はれ、戸籍に編貫すといふ句も事實を述べたものと見られる。この場合、秦人は秦伴造に屬する部民と解せられようが、秦人が朝廷に租税を納め課役に服したことは、既に雄略天皇十五年に秦酒公が百八十種の勝部を率ゐて調庸として絹織を獻じ、翌年朝廷が諸國に分散の秦人をて調庸を獻せしめたことが書紀に見え、秦人が部民ではあるが朝廷に租税を納めてをつたことはいふを得ない。

かくの如く戸籍の編成は大化の改新に始まつたわけではなく、以前において既に局部的に戸籍は造られてつて、しかもそれが朝廷に直接に租税を納むる人民について造られたものと考へれば、戸籍の編成は、他の行政上の必要もあらうが、主として租税徵收といふ財政上の必要から起つたものと見るべきである。たゞ令義解には、戸令の戸籍の條に、允恭天皇の御代、盟神探湯によつて氏姓の混亂を正したことを述べ、「於是定姓造籍」といひ、令集解の釋説及び古記の説も義解と同じく、その史實を擧げて姓を定め籍を造るといつてゐる。これによれば、奈良時代乃至平安時代初期の法家の間には、大化以前戸籍は氏姓の混亂を防ぎ、その純正を維持する必要があるために造られたものと考へられてゐたやうである。しかし、書紀でも古事記でも、盟神探湯によつて氏姓の混亂を正したことを載するにとゞまり、そのために戸籍を造つたことは見えないのであるから、直ちにこれを信ずるを得ない。蓋し天智天皇九年にできた所謂庚午年籍が戸令の規定並に大寶三年七月の詔によつて永世保存せらるゝこととなり、従つて氏姓の疑案を解決するために屢々引證せられ、「氏姓之根本」と考へられるやうになつてから、續日本紀天平寶字八年丁未の條參照法家をしてかくの如く解せしむるやうになつたのであらうが、それは特に庚午年籍についていふべきことで、戸令の規定によつて六年毎に造らるゝ一般の戸籍を以て庚午年籍と同一視することはできない。勿論、戸籍が完備してをれば、これによつて氏姓を明かにすることも容易であるが、氏姓を定むることが造籍の主要なる目的である

ことは、大化以前においてもこれを認むるを得ない。

## 二 大化の改新と戸籍制度

大化の改新の詔に、初めて戸籍、計帳、班田收授の法を定むとあるに拘らず、大化以前既に戸籍のあつたことは前述するところによつて明かであらうと思ふが、その制度の備はり、全国に通じてこれを造るやうになつたのは大化の改新及びこれに次ぐ律令の制定があつてから後のことである。その詳細は律令格式について見ることができ、またこれを研究した文獻もあるのであるから、こゝには後述の便宜を計り、その要領を擧ぐるとする。

大化二年正月の詔において、五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置き、これをその里の百姓の清正強幹なるものに取り、戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催駆することを掌らしめた。次いで白雉三年四月五保の制を定め、家長を以て戸主と爲し、五家を以て一保を組織し、その中の一人を保長とし、相互に檢察の任を負はしめた。令の里、里長、五保の制は全くこれによつて制定せられ、その行政区劃は戸を單位として編成せられたのである。戸籍については、これに先立ち、大化元年八月東國の國司等に詔して、各その任國に赴いて戸籍を作り、田畝を校せしめ、翌九月更に使者を諸國に遣はして人民の口數を録せしめたが、翌二年正月の改新の詔において、戸

籍、計帳、班田收授の法を制定せられたのである。しかし、造籍の手續方法については定むるところがなく、またこれを徵する史料もない。令はこれを戸令において定め、諸國は六年に一回づつ別式の定むるところに従つて、十一月上旬に著手し、里毎に一卷として各三通づつ寫し、その紙の繼目には其國其郡其里其年籍と記し、翌年五月三十日まで完成し、二通を太政官に送り、一通はその國に留めて施政の參考に供せしめた。そして國司はこれによつて同年十月班田の準備を完了し、十一月一日から口分田の給授を開始するのである。諸國から戸籍を太政官へ送るには、同年上京する當國の調使をしてその任に當らしめ、その便宜のない時には專使を遣はすことになつてゐた。太政官では國司から送付を受けた、二通の戸籍の中、一通は中務省に送つて叡覽に供へ、一通は民部省に送つて施政の便に供せしめた。令の六年毎に戸籍を造ることは既に改新の制度に定まつてゐたと見え、改新後六年を経て、白雉三年正月に班田の事畢り、四月戸籍を造り、前述の五保の制を布いたことが書紀に見えてゐる。その後六年を経て齊明天皇四年、十二年を経て天智天皇三年、十八年を経て同じく九年になるが、齊明天皇四年、天智天皇三年に造籍のあつたことが書紀に見えないのは、その事實のなかつたわけではなく、常例の事としてこれを省略したのであらうといはれる。天智天皇九年に造籍のあつたことは書紀同年二月の條に見え、これによつて盜賊と浮浪を取締らんとしたといふ。この戸籍は編成の年の干支によつて庚午年籍と稱せられ、令制では、一般に戸籍は

六年を一比とし、五比三十年間を保存期間とし、その期間を経過すれば逐次除去せしめたが、庚午年籍だけは基本的の戸籍として永久に保存することにした。前述の如く庚午に先だち數回戸籍の造られたに拘らず、庚午年籍を基本的の戸籍とするには特別の理由があるものと見なければならぬが、それは造籍の制が近江令において初めて詳に定まり、庚午年籍はその規定によつて初めて造られたためではなからうかと思ふ。

近江令制定の年月は書紀に見えないけれども、弘仁格式序にはこれを天智天皇元年としてゐる。天皇は齊明天皇崩御の後を承けて、初めは皇太子として稱制の政を行はれ、七年を経て御即位あらせられたのであるから、同序の所謂「天智天皇元年」も、御治世を稱制から數へると御即位から數へるとは六年の差を生ずる。書紀は稱制によつて齊明天皇崩御の翌年即ち壬戌の年を天智天皇元年とするから、書紀に従へば天智天皇三年の戸籍が近江令によつて初めて造られたことになるが、同年戸籍を造つたことは書紀に見えず、また書紀がこれを常例の事として略したものとすれば、前數回の例に倣つて造つたに過ぎないものと見るべきである。然るに書紀が特に天皇九年に造籍のあつたことを載せたのはその間に特別の意義のあることを認めたからであらうし、また家傳の鎌足傳には、天皇御即位元年九月新羅進調の事に次いで「先<sub>レ</sub>此帝令<sub>レ</sub>大臣撰<sub>レ</sub>述禮儀<sub>レ</sub>刊<sub>レ</sub>定律令」として、鎌足の近江令制定の功を述べてゐるのである。それで序の天智天皇元年を御即位元年と解すれば、

書紀の天智天皇九年は御即位三年に當り、同年にできた庚午年籍は近江令によつて初めて造られた戸籍であることがわかり、従つて大寶養老の令に庚午年籍を永世保存とする理由も了解される、やうに思ふ。

なほ令制では、戸籍は十一月から造り始めて翌年五月に終ることになつてをり、七ヶ月を要し、前後二年に跨つてできるので、集解の諸家の間には、籍年といふのは造り始めた年か、それとも造り畢つた年かといふことについて異説があるが、前者を籍年とする説が多く、且つ先例もさうなつてゐるといふ。書紀の天智天皇九年の「二月、造<sub>レ</sub>戸籍、斷<sub>レ</sub>盜賊與<sub>レ</sub>浮浪」とあるのが庚午年籍であるが、そのいふところの二月が戸籍を造り始めた時か造り畢つた時か、この文だけではいづれとも解せられる。しかし、平安時代になつて、弘仁十一年五月、太政官が常陸國より庚午の翌年に當る辛未年籍はあるが、庚午年籍と稱するものはないといふ具申に對し、「午未兩年、歲次相比、定知庚午始作、辛未終成、名實之違、職此之由也」といふ解釋を下し、辛未年籍を以て庚午年籍としたことが類聚三代格に見える。これによれば庚午年籍は同年造り始め、常陸國のやうな例は他にありとしても、大凡諸國共に同年内に造り畢つたものと考へられよう。また令制の造籍に要する期間は七ヶ月であるから、二月に着手するとすれば、年内十ヶ月以上もあるもので、一般にこれを完成する時日は十分にあつたわけである。従つてこの場合には令制における籍年の疑問は起らないの

である。

養老令戸令の庚午年籍を永世保存とする規定は、ヤ、字句を異にするだけで、令集解戸令戸籍の條に引くところの古記に見えてをり、古記は大寶令の註釋書であるから、その規定はまた大寶令にもあつたものと考へられる。而して大寶律令は大寶二年十月に諸國に頒下されたのであるが、翌三年七月「籍帳之設、國家大信、逐時變更、詐偽必起、宜以庚午年籍爲定、更無改易」といひ、特に詔を以て庚午年籍を基本的の戸籍とすべきことを定められた。故に後世庚午年籍編成當時の誤謬を訴へ、氏姓を改むるに至つた例は屢々續日本紀に見え、戸籍に疑問を生じた時は、庚午年籍は最も有力なる驗證となつた。その例を擧ぐれば、同書天平寶字八年丁未の條に擧ぐる文室淨三等の奏狀に據るに、紀寺の奴益人等は、持統天皇四年戸籍を造るとき、その祖先が誤つて奴婢とされたために、益人等一族の現在奴婢となつてゐることを述べ、これを改められんことを訴へた。淨三等はその事情に同情はしたが、庚午年籍にその祖先を「寺賤」とすることを理由としてこれに同意することを躊躇し、勅裁を仰いでこれを解決するに至つた。また阿波國勝海郡領長費救夫は、本來直の姓であつたものが庚午年籍に誤つて長費とせられたのであるといひ、長直と改めんことを申請して許されたが、天平寶字二年、國司はその記驗無しとし、長直を長費の舊に復してしまつた。それで寶龜四年、同郡領長費人立なるものからこれを太政官に訴へ、再び長費を長直に改めんことを申

請したが、太政官は庚午年籍によつて定めと爲すといひ、遂にこれを却下したことがある。

庚午年籍の基本的戸籍たることは平安時代になつてもかはるところがなく、弘仁二年八月、庚午年籍と五比の籍とだけを留めて、爾餘の遠年の戸籍は令條によつて逐次除くべきことを令し、承和六年七月には左右京五畿七道の諸國をして庚午年籍を寫して進せしめ、これを中務省の倉庫に收藏せんとした。しかし、諸國においては當時既にこれを缺くものがあつたと見え、命によつて寫し進ぜざるものがあり、遺漏があつたので、同十年正月中務省の議によつて更にこれを國司に督促して全部を取揃へんとした。

また大化改新の詔において戸籍、班田收授の法と共に計帳を造ることが定められたが、計帳についてもその細目が擧げてないのでこれを詳にするを得ない。令制に據れば、計帳は性別、年齢、疾病不具、官位、公務の有無等によつて異なる調庸の賦課に資するために造るもので、その戸口の状態を詳にすることは戸籍と異なるところはない。故に令には戸籍と計帳とを合はせて帳籍といつてゐる。たゞ戸籍は前述の如く六年毎に造るのであるが、計帳は毎年造るのである。而してこれを造るには、諸國において六月三十日以前、所部の各戸主からその造るところの手實を徴し、これによつて戸口の年齢を注し、もし全戸その郷に在らざるものは往年の計帳によつて轉寫し、全戸死去とか逃亡とかいふやうな不在の所由を注し、一定の方式によつて造るので、國司は連署の上、これを



八月三十日以前に太政官に送るのである。然るに戸籍を造るには計帳の如く戸主の手實を徴する規定が條文に無い。それで古記の説では、計帳は八月三十日以前に造り畢つて太政官に送り、戸籍はその後を承けて十一月上旬から造り始むるのであるから手實を徴しないと見てゐるが、集解には一説としてこれに對する異説を擧げ、令義解は戸籍を造るにも手實を徴すべき見解を採つてゐる。また年齢、疾病不具は課役の差等徴免に關係があるので、戸令には、戸籍計帳を造るとき、調庸の課不に關係する異動のあるものに對しては、特に國司が親しく往いて本人を親閱する規定があるが、その直接必要なのは戸籍よりも寧ろ計帳であらう。

### 三 律令の戸制

戸主は戸令に家長を以て戸主とすべき規定があり、義解は家長を説いて嫡子とし、繼嗣の道は正嫡相承け、伯叔ありといへども是れ傍親と爲す、故に嫡子を以て戸主と爲すといふ。戸主はまた戸頭と稱し、戸主に對する家族を家口または戸口といふ。五戸を以て保を組織し、戸主の一人を保長とし、法律の定むるところに従ひ共同の責任を負はしめた。これを五保の制といふ。戸は家によつて成り、戸と家とは必ずしも同じではないが、屢々混同せられ、戸令五家の條にも「戸皆五家相保」といつてゐるが、その家は戸の義に外ならない。然るに集解の同條下に引く古記はこれを説いて、

「一戸之内、縱有十家、以戸爲限、不計家多少也、但一戸之内人、至於他保有家者、量便而割入他保耳」といひ、戸と家とを區別し、家は戸の内に在り、一戸が十家より成る場合もあり、しかもその家には他保に屬せしむるを便とする程遠く、同戸の他の家より離るゝものゝあつたことを示してゐる。賊盜律の「以蠱毒々同居者、被毒之人父母妾子孫、不知造蠱情者不坐」の疏に「依律、被毒之人父母、不知知情者放免、假有親兄弟、大房造蠱以毒小房、既同父母」と見え、物記政事要略卷七十はこれを説いて、「親兄弟者自兄弟也、大房小房並住之房耳、然依父兄住大房、弟住小房耳、師云、注云大房小房者是一端耳、然則住同房而毒亦同」といつてゐる。これ等の房と稱するものも、また古記に説くところの家を意味するであらう。而して靈龜三年十一月の官符令集解卷十三は「遣大唐國水手已上、彼家徭役事、正身一房徭役已免、不及別房」といひ、遣唐使に隨ふ水手以上の徭役を免ずるに、その本人の一房の課口の徭役を免ずるにとゞまり、同戸の戸口でも別房に在るものには及ばないので、房は養老令の成立に先だつて既に法律の上にも認められてゐたのである。房はまた房戸といひ、養老四年十一月勅して遠江、常陸等六ヶ國の征卒及び馬の從等の調庸並に房戸の租を免じたことがある。類聚國史卷八十三 免租税の項参照然るに令の戸制はかくの如き房、家の存在を無視して、これを包有すると否とを問はず、戸主によつて代表さるゝものを一戸とし、その五十戸を以て里としたが、これを郷戸と稱するのは里は後に郷と改稱されたからであらう。即

ち房戸は郷戸内に房を成すところの家であり、郷戸から獨立するものではないが、天平十二年遠江國濱名郡輪租帳に據れば、新居郷官戸壹伯壹拾伍拾郷戸、陸拾房戸、陸拾陸房戸、壹拾陸房戸、といひ、房戸を郷戸から獨立せしめ、合せ稱して官戸といふ。官戸は、律令では賤民の一階級の名稱であるが、こゝでは公戸と稱すると同じく田租を納むる戸をいふのであらう。本來郷戸の内にあるべき房戸をかくの如く郷戸と共に並べ擧げてゐるのは、房戸も郷戸と同じく、一戸として田租を納めてゐたためであらうが、この場合における郷戸は戸主直屬の家族によつて構成せらるゝ家であつて、狹義の郷戸ともいふべきであらう。なほ郷戸、房戸については後段養老五年の戸籍を論ずる部分を参照していただきたい。

郷戸、房戸は戸そのものゝ性質から生じた、令制に無いところの別であるが、令制は戸に課役を負担するもの即ち課口の有無によつて課戸、不課戸の別を設けた。

令の租税制度は租、調、庸、雜徭を主要なるものとし、租は田地に課するが、調庸雜徭は人民の體力を斟酌して課する制度である。随つて戸令は年齢によつて男女の等級を設け、男女三歳以下を黄とし、十六歳以下を少とし、二十歳以下を中とし（賦役令には男を中男といふ）、二十一歳以上は男だけを擧げて、二十一歳を丁（賦役令には正丁）、六十一歳を老、六十六歳を耆とし、夫無きものを寡妻妾とした。而して義解は條文に二十一歳以上について男のみを擧げて女を略したのは、

女には賦役の義務の無いためであつて、計帳、戸籍に記載する時には、女も男と同じく丁、老、耆の法に依るべきことを説いてゐる。また集解の戸令爲戸の條に引くところの古記に據れば、中男は大寶令に少丁とありしものゝ如く、夫無きものを寡妻妾と爲すといふのも、大寶令には寡婦とあつたのであるが、養老令に至つて少を中に改め寡婦を寡妻妾に改めたものと思はれる。更に不具疾病なるものはその實狀によつて三級に分ち、一目盲、兩耳聾、手無二指、足無三指、手足無大指、禿瘡無髮、久漏、下重、大瘻瘻の類を殘疾と爲し、癩癩、侏儒、腰脊折、一支瘻の類を廢疾と爲し、惡疾（白癩）、癩狂、二支瘻、兩目盲の類を篤疾とした。そして正丁に對して老と殘とを次丁とした。

調庸雜徭はすべて男性の義務で、女性は與からない。調は絹、純、絲、綿、布、その他雜物三十種について各一種を納むるので、その種類によつて正丁一人の納むべき額を定め、次丁は二人、中男は四人を以て正丁一人に准ずる。その他、正丁には調の副物として列擧する三十六種の物品中一種を一定額納めしめたが、義解その他の説に依れば次丁、中男はこれに與からない。庸は正丁の毎年十日間京において勞働に服する歳役に代へて布二丈六尺を納めしめる制度で、その義務は次丁に及び、次丁の義務は正丁に半するが、中男には及ばない。調庸は悉く中央政府の財源となり、諸國は租の一部を財源とし、必要に應じて、部内の人民を勞働に使役することができた。これを雜

徭といふ。雜徭は賦役令にその使役の期間を六十日以内とし、毎人均しく使ふべきことを定むるに過ぎないが、義解その他の解釋では、その六十日以内とするのは正丁についていふので、次丁は正丁の二分の一、中男は正丁の四分の一を限度とし、次丁、中男に及ぶものとしてゐる。

さて戸は課口の有無によつて課戸、不課戸に分けるが、課口とは課役を負擔するものである。義解は賦役令の水旱の條において「課者調及副物、田租之類也、役者庸及雜徭之類」といひ、課役は租、調及び副物、庸、雜徭を網羅するのであるが、令において課役を免ずるといふのは必ずしもこの四種を悉く免ずるわけではない。條文に課役を免ずるといふことはあつても、これによつて租を免ずるのは賦役令の水旱の條に限られ、他の條文にこれを適用すべからざることは、義解のみならず、法家の學說の殆ど一致するところである。雜徭については、賦役令の人在狹郷の條において、古記は課役を免ずるといふものに或は雜徭を免じ、或はこれを免ぜず、その定例無きことをいひ、たとへば同令の三位以上の條の課役を免ずるといふのは雜徭を免じ、同じく孝子の條の課役を免ずるといふのは雜徭を免じないといふ。故に課役の中心は調、副物、庸の三種となるのであるが、調の副物は養老令の制定に先だつ養老元年十一月の勅によつて廢されたから、事實において課役は調庸二種を意味することになる。而して賦役令舍人史生の條において課役を免ずるものと、徭役即ち雜徭と庸とを免ずるものを區別するを見れば、調庸の一を缺けば課役を免ずるとはいはなかつたものと考へられる。

不課として令に擧ぐるものは戸令戸主の條の皇親、八位以上、十六歳以下の男、蔭子、盲、廢疾、篤疾、妻妾女、家人、奴婢であるが、法家の解釋は賦役令三位以上の條において課役を免ぜらるゝ、三位以上の父祖兄弟子孫、及び五位以上の父子、同じく舍人史生の條において課役を免ぜらるゝ、舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内、資人、事力、驛長、烽長、及び内外初位長上、勳位八等以上、雜戸、陵戸、品部、徒人在役、皆不課口とせられてゐる。但、戸令戸主の條に引く集解の穴説には、舍人、史生、兵衛等の雜任は任替常なき故、不課とすべからざるも、既に課役を免ぜられてをれば課戸とすることもできないから、課不を注さないでおくといつてゐる。また同條引くところの穴説では、馬戸(馬飼)、鍛冶戸、乳戸、紙戸等の品部、雜戸は課不を注せず、賤民中の陵戸もその例に従ふとする。

戸は課口の有無の外、或は貧富により、或は戸口の多少によつて等級を設けて分つ方法があつた。貧富によるものは、賦役令に一位以下百姓、品部、雜戸を上上戸より下下戸に至る九等に分ち、その等級に應じて各戸二石より一斗に至る粟を出して義倉とする規定があり、その等級は戸の資財を計つて定むること古記の説くところである。和銅六年二月、錢によつて資財の大小を計り、百貫以上を上上戸、六十貫以上を上中戸と爲し、以下順次降して二貫以上を下下戸としたが、同八年五

月これを改め、三十貫以上を上上戸、二十五貫以上を上中戸と爲し、以下順次降して一貫以上を下戸とし、義倉の粟の大増額を計り、その機能を十分に發揮せしめんとした。次に戸口の多少によるものを擧ぐれば、持統天皇四年に、勤位以下無位に至るまで、戸口の多少に随つて戸を上中下の三等に分ち宅地を給はつた例がある。令制においては、田令に各戸に課して桑漆を種えしむるに、同じく戸を上中下の三等に分ち、等級に應じて桑漆の數を定むる規定があり、その標準は示してゐないが、義解は戸口の多少を計つて臨時に量定すといひ、集解の穴説には戸の上中下を定むる方法は別式にあるが、この條は戸口の多少によつて定むといふ。いづれにせよ戸口の多少によつて三等に分つたことは明かである。また田令に畿内に官田を置き、中以上の戸をして牛を飼はしむる規定があるが、その中中以上の戸といふのは、古記によれば大寶令には中以上の戸とあつたらしい。而して釋説は戸の品第を定むるは式の處分待つといひ、慶雲三年の格を引いてゐるが、それによれば一戸の内、八丁以上あるを多戸と爲し、六丁を上戸と爲し、四丁を中戸と爲し、二丁を下戸と爲し、一丁は計ふ例に在らずといふから、正丁二人以上の戸を大上中下の四等に分つたのである。

かくの如く戸の等級を定むるに戸口によると富によると兩方法があるが、富によつて等級を定むることの困難なことは、義倉の粟を出す九等戸の制において見られよう。令制は九等戸のすべてをしてその富に應じ義倉の粟を出さしめたのであるが、大寶令の制定後僅に數年にして、慶雲三年十

二月、中下以下の戸はその資力なきものとしてこれを免除し、次いで和銅六年錢貨によつてその等級を定めたが、前述の如く早くも同八年、しかも各等級の標準を大幅に繰下げざるを得なかつたのである。しかし、富を標準とすべき場合に戸口の多少を標準とするのも妥當ではないから、官田で牛を飼ふべき戸も、令制では丁口の多少によつて課したのであるが、古記によれば、當時の行事(慣例)として、三丁以上の戸で家富み飼養するに堪へるものに課し、多丁であつても家貧しきものはこれを課しないやうにしたといふことである。

戸籍には、戸毎に戸主戸口の氏名、その性別、年齢、戸口の戸主との關係を注記する外、令制によつて年齢疾病不具の等級、身分によつて不課となるものにはその身分を注記し、戸籍によつて或は五保の所屬、戸の等級、課戸不課戸の別、班田收授法による一戸の受田總額などを注記するものもあるが、必ずしも一定しない。

#### 四 奈良時代の戸籍

續日本紀寶龜十年六月辛亥の條に、紀伊國の人神奴百繼等がその祖父忌部支波美が庚午の年より大寶二年に至る四比の籍に皆「忌部」となつてゐたものを、和銅元年の造籍に住所の地名によつて「神奴」と注されたことを述べ、「神奴」を「忌部」に改めんことを申請して許可されたことを載せ

てゐる。これによれば天智天皇九年庚午の歲から大寶二年に至る三十二年間に四回戸籍が造られたことになるが、その中で國史に造籍の事が見えてゐるのは持統天皇四年庚寅の歲にできた所謂庚寅年籍だけである。即ち同三年閏八月この冬戸籍を造るべき詔を國司に賜はり、九月を限つて浮浪を糺し捉へしめたが、本年九月また戸籍は戸令によつて造るべきことを國司等に命ぜられた。その戸令とは、書紀に前年の六月に諸司に令一部二十卷を班ち賜ふとある令の一篇で、同令は學者の一般に淨見原朝廷令、所謂天武令とするものである。持統天皇四年から六年を経て十年に造籍があり、更に六年を経て大寶二年の戸籍ができたやうに考へらるゝから、四回の中、三回の造籍の年はわかるが、天智天皇九年から持統天皇四年に至る二十年間において行はれた他の一回の造籍は何年であるか、明かにするを得ない。但、天智天皇九年から六年の後といへば天武天皇四年であり、持統天皇四年に先だつ六年とすれば、天武天皇十二年であるから、いづれにせよ天武天皇の御代一回造籍があつたわけである。

當時の戸籍で今日遺つてをり、しかも造籍の年の明記してあるものは、大寶二年の御野（美濃）國の戸籍六通、同じく筑前國の戸籍一通、同じく豊前國の戸籍三通、及び養老五年の下總國の戸籍三通で、その他年月を缺く御野、豊後、陸奥、常陸、讃岐、因幡等の戸籍六通、外に年月國郡共に未詳の戸籍であり、いづれも正倉院文書に屬するが、大日本古文書一に収載せられてゐるからその

内容は容易に見ることができ、これ等の戸籍は一通といへども、首尾備はるものはないが、殊に大寶養老の戸籍は現存する我國最古の古文書たるのみならず、當時の社會、經濟、法制、各方面の史實を如實に提示する資料として學者の注意を惹き、これを研究するもの少からず、明治年間既に松本愛重博士の「大日本古文書の研究」史學雜誌第十三編、新見吉治博士の「中古初期の族制」同第二の兩篇があり、昭和に至つて故澤田吾一氏に「奈良朝時代民政の經濟の數的研究」の名著があり、最も精細を極め、重要な點は殆ど盡くしてゐる觀がある。それ故、こゝではこれ等の研究とつとめて重複を避け、私見を述べることにしようと思ふ。

大寶律令は大寶二年十月諸國に頒下し施行するに至つたが、同年十一月上旬より編成に著手せらるべき同年の戸籍は、大寶令によつて始めて造らるゝ戸籍として殊に興味深いものがある。戸令は式によつて戸籍を造るべきことを定めてゐるが、その式は今傳はらない。現存の戸籍についてその書式を比較して見るに、筑前豊前兩國の戸籍の書式は略一致してゐるが、兩國の戸籍と御野國の戸籍との間には、同じく大寶二年の戸籍でありながら、その書式の著しく異なることが注意せらるゝ。その主なるものを擧ぐれば、(一)兩國の戸籍は紙面にその國の國印を捺してあるが、御野國の戸籍には國印が捺してゐない。(二)御野國の戸籍は、各戸について先づ戸口の總計を擧げ、次に戸主以下一行三段に全戸口を列記するが、兩國の戸籍は各戸先づ戸主以下全戸口を各一行づつ列記し、

然る後その總計を擧ぐ。また御野國の戸籍の戸口の總計は男女の別によつて分けてゐるが、兩國の戸籍はこれを課不課によつて別つ。(三)御野國の戸籍には各戸九等戸による等級を擧げ、五保の所屬を記してあるが、兩國の戸籍にはこれを缺く。(四)兩國の戸籍には各戸の班田收授法による受田の額を擧げてゐるが、御野國の戸籍にはこれを缺く。(五)御野國の戸籍は各戸を九等戸に分つ外、上政戸、中政戸、下政戸に分ち、その戸口に同黨として在籍するものもある。「政戸」、「同黨」は兩國の戸籍のみならず、この時代の他のいづれの戸籍にも見られない特異の名辭であり、その解釋については星野恒、三浦周行、新見吉治諸氏の間に研究がある。寄口と同じ意味であらうと思はる、「寄人」といふ名辭も御野の戸籍以外には見當らない。

御野國の戸籍と豊筑兩國の戸籍とは、かくの如く書式を異にする點はあつても、同じく令制によつて造つたのであるから勿論一致するところはある。戸令に戸籍は里別に卷を爲せ、その隣に皆其國其郡其里其年籍を注せとある如く、三國の戸籍ばかりでなく、他の諸國の戸籍も同様であるが、里毎に編成せられ、用紙の織目毎に國郡里年籍を裏書してある。たとへば「御野國山方郡三井田里太寶貳年戸籍」、「筑前國嶋郡川邊里大寶貳年籍」、「豊前國上三毛郡加目久也里太寶二年籍」といふやうに書いてある。一方には「戸籍」とし、一方には單に「籍」とする差異はあるが、養老五年の下總國の戸籍は三通とも皆「戸籍」となつてをり、たゞ葛飾郡大嶋郷戸籍だけ「主帳无位刑部少俊」

といふ郡司の署名のあるのは異とすべきである。また御野國の戸籍では里毎に守介掾目の四等官及び當郡の郡司が署名してあるが、豊筑兩國の戸籍は皆卷末が缺けてゐるので、この點明かでない。下總國の戸籍も同様である。しかし、戸籍の性質上、造籍の責任者たる國司郡司の署名は省略し得ないであらうと思ふ。

戸令の年齢の級別の名稱は大寶令と養老令とによつて異同があり、養老令の「中」とするものが大寶令においては「少」とあつたことは古記に據つて既に述ぶるところであるが、これ等の戸籍に據れば、大寶令は更に三歳以下を「綠」、十六歳以下を「小」としたやうであるが、御野國の戸籍と豊筑兩國の戸籍との間においてまた一致を缺く。これを表示すれば左の如くである。

(養老令) 黃	少	中	丁	老	耆
御野籍	〔綠兒〕 〔綠女〕	〔小女〕 〔少丁〕	〔正丁〕 〔正女〕	〔次丁〕 〔次女〕	〔耆老〕 〔耆女〕
豊筑籍	〔綠兒〕 〔綠女〕	〔小女〕 〔次女、小丁、少丁、次妻、次妾〕	〔正丁〕 〔正女〕	〔老夫〕 〔老女、老妻〕	〔耆老〕 〔耆女、耆妻〕

即ち御野の戸籍では妻妾たと否とを問はず同一の名稱を用ひ、小女、少女といふもの、中には妻妾たるものもあるが、豊筑の戸籍では妻妾たるものは年齢別と共にこれを明かにしてゐる。御野の戸籍で令制の老を次丁、次女とするのは令制の老殘を次丁とするによるものであらうが、それは課

役負擔の上から分けた名辭で、これを年齢の別に用ひたのは當を得ない。随つて豊筑の戸籍で單に殘疾とするものを御野の戸籍では「次丁殘疾」として老の次丁と區別せざるを得なかつた。また同じ理由で豊筑の戸籍の次女とするものも本來少丁に准じて少女とすべきであるに拘らず、これを次女としたのは小女と紛らはしいのを避けんとしたのであらう。たゞ同じ大寶二年の戸籍で次女といふ名辭を御野の戸籍では六一―五歳の女に宛て、豊筑の戸籍では一七―二〇歳の女に宛てゝゐるのは餘りに不統一ではなからうか。

かくの如く御野の戸籍と豊筑の戸籍とは記載の方式を異にするところが多いが、大寶以後の戸籍式は御野の戸籍と著しく異なり、豊筑の戸籍と頗る近似してゐる。この點から見れば御野の戸籍の方式は特異なものとなるのであるが、同年十月新に大寶律令の施行せられたことを思へば、御野の戸籍は前代の方式を襲ひ、或は淨見原朝廷令の定むるところに従ひ記載せられたるに反し、豊筑の戸籍は大寶令に従つたために（一致しないところはあつたが）、かくの如き相異を生じたのではなからうかと考へられる。微すべき確證のあるわけでないが記して後考を俟つこととする。

大寶二年に造籍があつてから六年を経て和銅元年となり、この年造籍のあつたことは前に引いた續日本紀寶龜十年六月辛亥の條に見える。その後和銅七年、養老四年が年籍に當り、和銅七年に造籍が行はれたが、養老四年には何等かの事情によつて一年おくれ同五年に行はれたことは、同書延

暦十年九月戊寅の條に、讚岐の人綾公菅麻呂等がその祖某が文武天皇三年朝臣の姓を賜はり、「是以和銅七年以往、三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、遠校庚午年籍、削除朝臣」といひ、これを訴へて再び朝臣を稱ふことを許されたので明かである。三比は大寶二年、和銅元年、同七年の戸籍である。養老五年の後また六年を経て神龜四年に造籍のあつたことは、同書寶龜四年八月辛亥の條に「外從五位下荒木田忍國、養老五年以往籍、爲大荒木臣、神龜四年以來不着大字、至是復着大字」とあるによつてわかる。栗田寛の戸籍考栗里先生傳 養老九所收に攝津職移を引いて神龜三年に造籍のあつたとするのは職移の解釋に首肯できぬところがある。その後天平五年、同十一年、同十七年、天平勝寶三年が籍年であるが、東大寺奴婢籍帳の天平勝寶三年三月七日茨田久比麻呂解大日本書紀 本古の「祖父祖母籍、自康午年一始、五比七比籍、附淨良人所貫」の五比七比は、天平十七年、同十一年、同五年、神龜四年、養老五年の五比、和銅七年、和銅元年、大寶二年、持統天皇十年、同四年（庚寅）、天武天皇の御代の某年（？）、天智天皇九年（庚午）の七比をいふのである。天平勝寶三年に造籍があつたとすれば次の籍年は天平寶字元年になるが、一年おくれ、翌二年に造籍のあつたことは、續日本紀神護景雲元年三月乙丑の條における阿波國の例に見ることが出来る。これに次いで天平寶字八年、寶龜元年、同七年、延暦元年、同七年が籍年に當り、平安時代になるのであるが、そのうち延暦元年に造籍のあつたことは、同書延暦七年十一月庚戌の條に、同年播磨揖保郡

の人佐伯直諸成が延暦元年の戸籍に連姓を冒稱したことが露はれ、これを改正したことが見えてゐる。即ち奈良時代を通じて六年毎に戸籍を造るといふ令の制度は概して行はれてをつたものとしてよいのである。

これ等各年代に造られた戸籍のうち、今日遺つてをり且つ年代の明かなものは養老五年の下總國葛飾郡大嶋郷、同倉麻郡意布郷、同鉦托郡少幡郷の戸籍である。いづれも殘闕であるが、その中で最も備はつてゐるのは大嶋郷の戸籍である。養老令の成立は養老二年で、この造籍に先だつ三年のことであるが、その施行せられたのは天平勝寶九年であるから、これ等下總の戸籍も前述の大寶の戸籍と同じく大寶令によつて造られたものである。

戸籍は里毎に一卷とする戸令の規定はあるが、靈龜元年の式によつて里を改めて郷としたから、下總の戸籍では郷毎に一卷とすることになつた。意布、少幡二郷の戸籍は首尾の殘闕のために明かでないが、大嶋郷は甲和、仲村、嶋俣の三里から成つてをつた。即ち令制の里が郷になり、郷の中に新に里なるものができたのである。律書殘篇によれば、全國の里の總數は郷の總數の三倍になつてゐるから、一郷三里といふことは全國に通じて行はれてをつたであらう。また里を郷に改めた靈龜元年から養老五年まで僅に六年であり、且つ下總の如き僻遠の地においてこの制度が施行されてゐたことから考へれば、里を郷に改めた後戸口の増殖によつて里を置いたとするよりも、里を郷に

改むると共に各郷を三里に分つたと見る方が事實に近いやうに思ふ。大嶋郷の例によれば、郷には郷長を置き、里には里正を置いた。郷長は令制の里長であるから、原則としてその地方の人が選ばれ、大嶋郷長孔王部志己夫は甲和里の住民である。甲和里正孔王部荒馬、嶋俣里正孔王部小刀良の名は戸籍の中に見えるが、その里の人であるかどうかは殘闕のために明かにするを得ない。仲村里正孔王部鹽の名は戸籍の中に見えないけれども、それは殘闕のためで、やはり大嶋郷の人であらうと思はれる。

下總の戸籍は、その紙面に國印を捺し、戸の等級や五保の注記が無く、各戸とも戸主だけを一字捺頭としてはじめに書き、戸口を各一行づつ列記し、各房戸の末に課不課の總計を擧ぐるなど、その方式は概して大寶二年の豐筑の戸籍に類似し、年齢の等級の名稱も、小丁を廢して少丁に統一し、老夫を老丁とする外、異なるところは無い。しかし、郷戸房戸の別は大寶の戸籍では全く見るところなく、この戸籍にはじめて見はるゝものである。

戸籍記載の方式についていへば、郷戸は一字捺頭で戸主某と書き、次いで戸主に屬する戸口を列記し、その課不課の總計を擧げ、次に平頭で戸某と書いてあるものが房戸の主であつて、以下房戸の戸口を列記し、同じくその課不課の總計を擧げ、かくて順次他の房戸に及ぶのである。即ち郷戸は戸主によつて代表さるゝが、實は戸主直屬の房戸と傍系の房戸とから成り、各一戸として課役に



服してゐたので、戸主直屬の房戸に課口があつて課戸と注さるゝ場合にも、他の房戸の課口あるものは課戸、課口のないものは不課戸と注されてゐる。大島、意布、少幡三郷の房戸主と戸主との親屬關係が明かな四十四戸について調べると、兄弟九、從子（弟の男、甥）七、伯叔父（從父弟の伯父、從父弟の母）四、從父兄弟（從父兄の弟、從父弟の妹）二〇、從父兄弟の子（從父兄の從子）二、從父弟の從父兄、外從父兄各一となるが、しばらくこの數字によれば房戸主の大多數は戸主の二等親、三等親であつて、四等親以上のものは極めて少いといへる。また令制では父の在世中に子の離籍するを許さなかつたから、一家を成して妻子があるやうになつても父と同籍してゐたが、父亡き後、子の一人が相續して戸主となれば、これ等の兄弟は房戸を成し、更にその子が父の後を繼いで戸主となれば、先きの兄弟の子は新戸主の從父兄弟として房戸を成すのである。その關係を想像すれば、前述の調査の示す從父兄弟、兄弟、從子、伯叔父の數字の差も大凡了解せられようと思ふ。たゞその親屬關係の從父兄弟以下に及ぶものゝ少いのは、房戸主としての同籍を許さなかつた慣行のあつたためかとも思ふが容易に判斷するを得ない。

房戸には二口、三口の戸もあるが、また十八口を算するものがあり、且つ戸主直屬の房戸の戸口は必ずしも他の房戸の戸口よりも多數とは限らない。たとへば、戸主孔王部荒人の戸は三房戸より成り、戸主直屬の房戸は七口であるが、他の兩戸は一二口と八口とである。戸主孔王部長の戸でも、

戸主直屬の房戸は九口であり、他に一一口、六口の兩房戸がある。そして戸主直屬たると否とを問はず、房戸の戸口は直系傍系の親族を包有し、その血縁關係は複雑である。また郷長、里正等の職に就くものは必ずしも戸主と限らず、甲和里正孔王部荒馬は戸主であるが、大島郷長孔王部志己夫は戸主孔王部小山の兄で、その一房戸の主である。嶋俣里正孔王部小刀良の名は戸籍に二ヶ所出てゐるが、いづれにしても房戸の戸口である。これによつて見れば戸主、戸口の別はその郷又は里における社會的地位には關係なかつたやうである。

令制の里が郷に改まつてもその五十戸一里の制はかはらない。但、その戸は郷戸であつて、大嶋郷の戸籍の末尾に「郷戸合伍拾里三」とあるものは是れである。またその「甲和里戸肆拾肆」、「仲村里戸肆拾肆」、「嶋俣里戸肆拾貳」と擧げてゐるものは、戸主直屬の房戸と他の房戸とを合はせた數である。即ち一郷戸の内には平均二・六房戸があつたわけである。また房戸について見れば、甲和里は四四戸で四五四口であるから一戸平均一口となり、嶋俣里は四二戸で三七〇口であるから一戸平均八・八口となる。仲村里は人口の總數が缺けてゐるからこれを詳かにするを得ない。三里の戸數を比較すれば一郷の房戸を平均に三分せんとしたことは疑を容れない。しかし、その口數は必ずしも平均しない。甲和里は四五四口、嶋俣里は三七〇口であるから、その間に八四口の差がある。たゞこゝに注意すべきことは甲和里には不課口が甚だ多く、兩里の課口だけを比較すれば、甲

和里は一〇口、嶋俣里は一〇二口で、その差は僅に八口である。或は偶然かも知れないが一應注意すべき意味はあるであらう。甲和里の不課口は三四四口、嶋俣里の不課口は二六八口である。仲村里の不課口は二五五口であるが、その課口も總人口も他と比較するを得ない。

大日本古文書は大寶養老の戸籍に次いで年月未詳として五通の戸籍を載せてゐるが、その内陸奥國戸籍は和銅元年の戸籍でないかと思ふ。といふのは、第一に、この戸籍の注記に或は「郡内郡上里戸主大田部伊須伎」といひ、或は「里内戸主大伴部意彌」といひ、里と稱して郷と稱してゐない。即ち里が郷と改稱せらるゝ靈龜元年以前に造られたものであると考へられる。第二に、戸主占部加且石の寄口大伴部忍は當年九歳の小子で、「大寶二年籍後、移出里内戸主大伴部意彌戸、戸主爲男」といふ注記がある。忍は大寶二年に生れたとしても、和銅三年にならなければ九歳にならないから、この戸籍も和銅三年以後のものでは無い。而して大寶二年に次ぐ籍年は和銅元年であるから、この戸籍の造られたのも和銅元年となるわけである。戸籍には和銅元年に死亡した人をも載せてゐるが、造籍は十一月に始まり翌年五月に畢る規定であるから、和銅元年に造り畢るにしても同年五月以前に死亡した人は戸籍に載せなければならないので、和銅元年の死亡者を載せることを理由として、その和銅元年の戸籍たることを否定するを得ない。第三に、この戸籍に見える死亡者十三名は大寶二年以後和銅元年までに死亡したもので、大寶元年以前の死亡者も、和銅二年以後の死亡者も

出てゐない。

これ等の理由によつてこの戸籍を和銅元年のものとして推定するが、もしさうとすれば、紙面に遺る一箇の陸奥國印の印影によつて同國の戸籍と知られ、僅に三十五人の氏名を傳ふるに過ぎない斷簡ではあるが、大寶二年の戸籍と養老五年の戸籍の中間にできた戸籍として比較對照することができ、興味を惹く。

この戸籍を大寶養老の戸籍と比較して著しく異なる點は、一里の當年の全戸口を擧ぐるのではなく、單に戸籍上の異動を示すことを編成の目的としたことである。隨つて異動のない戸口はこの戸籍の上には全く見られない。一戸の戸口に異動のあつた時には、その戸主の氏名を擧げ、異動のあつた戸口のみを記してゐるのである。その異動には死亡、婚姻による移籍の外、分拆、寄口による事例が見えてゐる。

分拆は分家と同じく、これまで戸口であつたものが獨立して一戸を創立することで、戸令にその規定がある。戸主丸子部忍は大寶二年の戸籍では同里の戸主丸子部子の戸口であつたが、後、分拆して戸主となつたのである。忍は和銅元年に八十四歳であるから、大寶二年には七十八歳であり、八十歳前後ではじめて一家を創立したのである。

寄口はこの戸籍には單に「寄」としてゐる。その例は大寶の戸籍に最も多く見え、戸主の戸口と

はなつてゐるが、戸主との血縁關係の有無又は親疎は判断するを得ない。寄口の内には扶養を要すと思はるゝ事情のものもあるやうであるが、妻子のみならず、嫁、孫、甥姪、従父兄弟等を率ゐて戸主の籍に入つてをり、或は妻の外に妾を有するものもあり、寄口の家族が戸主直屬の家族より遙に多數の例が少からず、そのすべてが戸主の扶養を受くるものとも考へられない。この戸籍について寄口の例を見るに、

(端缺く)

- 意彌子黒麻呂、年廿六 殘丁 和銅元年死
- 戸主占部加且石、年卅四 正丁 太寶二年籍、戸主占部古且彌戸、戸主子、今爲戸主
- 寄大伴部忍、年九 小子 太寶二年籍後、移出里内戸主大伴部意彌戸、戸主爲甥
- 次眞忍、年七 小子
- 従父弟丈麻呂、年廿三 正丁
- 忍姉刀、<sup>(白敷カ)</sup>年十四 小女 上件三人、忍從移住
- 本戸主古且彌、年六十七 耆老
- 子甲、年卅八 正丁
- 子東麻呂、年十四 小子

寄大伴部意彌、年卅三 正丁

甲妻同族黒、年卅八 正女 上件五人、慶雲三年死

意彌妻占部彌都、年卅八 正女

兒刀自、年廿五 正女 上件二人、慶雲四年死

戸主三枝部母知戸

戸主弟諸忍、年卅六 正丁

戸主姑古奈、年六十三 老女 上件二人、太寶二年死<sup>○中</sup>

戸主占部<sup>(道カ)</sup>年<sup>□</sup>八 正丁

戸口十人、從道移來

戸主大伴部久比、年卅九 正丁 上件人、太寶二年籍、里内戸主大伴部意彌戸、々分拆今移來

子忍人、年十七 少丁

戸主弟男、年卅一 正丁

戸主兒爾志伎、年十一 小女

(以下缺く)

これによつて見れば、戸主占部加且石は父古且彌の後を承けて戸主となつたので、戸籍に古且彌

を本戸主とするのはもとの戸主といふ意味であらう。大伴部意彌の妻彌津が加豆石と同じく占部氏であるところから見れば、彌津は加豆石の姉で意彌に嫁し忍を生んだのであらう。戸籍に忍を加豆石の甥とするのもその関係で解せられよう。意彌は同里の戸主であつたが、何等かの事情があつてその戸を解散し、自身はその妻子一族六人を率ゐて占部氏の寄口となつたが、もとは戸主として多数の戸口を擁してをつたと見え、頭初の黒麻呂も意彌の子で、他の戸に入籍したものと考へられよう。大伴部久比も大寶二年の戸籍では意彌の戸口であつたが、後、その子女甥三人（その他にもあつたかも知れないが）と共に分籍して一戸を創立したのであり、久比の下の注記の「上件人」を他の例によつて解すれば、戸口十人の占部某の一家も大寶二年には意彌の戸籍にあつたのでないかと思ふ。意彌の戸口が分散するまでには如何なる事情があつたか、もとより推測するを得ないが、慶雲三年意彌が先づ死し、同四年に妻と女とが死し、翌和銅元年にまたその子が死ぬといふやうに、いづれも壯年で相次いで逝くところを見れば、その家族は決して幸福な状態にあつたものとは思はれない。

寄口の例は大寶以降平安時代の戸籍にも見らるゝが、この一例を除いては、その由つて来る事情を明かにするものはない。大伴部意彌の場合は種々の事情によつて寄口となる場合の一つに過ぎないけれども、寄口が多数の家族、殊に傍系親族をも合はせて入籍してゐることは、もとより數家より成る戸（郷戸）が分散して、その中の一家（房戸）のものが他の戸に入籍する時に起る現象と考へることができようと思ふ。

大日本古文書は陸奥國戸籍に次いで常陸、讃岐、因幡、國郡未詳の戸籍四通を擧げてゐる。これ等の戸籍は皆その年月を缺き、何年のものとも判明しないが、二十一歳の男女を中男中女とする點において一致する。令制の中は十七歳から二十歳までであるが、天平寶字元年四月課役の負擔を軽減するため、一年繰上げて十八歳から二十一歳までの男を中男とし、二十二歳以上を正丁とし、翌二年七月また六十歳を老丁、六十五歳を耆老とし、令制から各一年を繰下げるやうにした。これ等四通の戸籍が二十一歳を中男中女とするため、大日本古文書がいづれも天平寶字元年以後のものとしたのは異論のないところである。また養老令は養老二年に制定せられたが、久しく施行を見るに至らず、天平寶字元年五月はじめて施行せられたのであるから、大寶、和銅、養老の戸籍が大寶令によつて編成せられたるに反し、これ等の戸籍は養老令によつて編成せられたわけである。

令制は二十歳以下を中、小、黄に分けたのであるが、大寶令によつて造られた大寶、和銅、養老の戸籍には中、黄の稱が無く、綠、小、少の別が廣く行はれたことは前述の如くであるが、天平十二年越前國江沼郡山背郷の計帳大日本古文書一所收は十七歳の女を少女、二歳の男女を綠兒綠女とするに拘らず、十七歳の男を中男と稱し、女には少といひ、男には中といひ、而かも十五歳の女を少女として